

平成23年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号(9月6日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諮問第3号の上程、説明、質疑、採決	10
○諮問第4号の上程、説明、質疑、採決	11
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	12
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○認定第1号～認定第8号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
○散 会	44

第2号(9月21日)

○開 議	47
○会期の延長	47
○散 会	47

第3号(9月26日)

○開 議	51
○諸般の報告	51
○一般質問	51
市川昌美君	51
太田侑孝君	64

小 藪 侃一郎 君	7 9
山 本 信 之 君	9 3
中 野 暉 君	9 9
高 畑 雅 一 君	1 1 0
原 田 全 修 君	1 1 9
森 照 信 君	1 3 6
○会議時間の延長	1 4 6
○一般質問	1 4 6
鈴木 多津枝 君	1 4 6
中 澤 智 義 君	1 6 2
○認定第1号～認定第8号の上程、委員会審査報告、討論、採決	1 7 1
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 3
○川根本町議会議員派遣の件	1 9 4
○閉 会	1 9 4

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷	信	君

不応招議員（なし）

平成23年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年9月6日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第27号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第 8 議案第29号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第30号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第31号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 認定第 1号 平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 8号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君	代表監査委員	柳原義六君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成22年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月29日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、同意1件、議案5件、認定8件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

なお、中澤視察研修委員長から、議員行政視察研修について報告書の提出がありました。内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。久しぶりの晴れ間を見ることができました。

平成23年第3回定例会の開催をお願いいたしましたところ、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

9月3日から4日にかけて、大型で強い台風12号が、速度が大変遅いこともあって大量の雨を降らせ、各地に浸水被害や土砂災害をもたらしました。降り始めた8月31日から9月4日午後11時までの総雨量は、井川では1,004.5mm、本町では782.5mmという記録的な大雨となり、数カ所で土砂災害が発生しました。

台風が接近し通過していく中で、長島ダム管理所では降雨量から流入量を計算し、ダムの容量や下流地域の水位などを考え放流量を調整するという洪水調節を行っておりましたが、長島ダムの想定を超える流入が予想される状況になったことから、4日午後8時ごろから、ただし書き操作に移行したい旨の連絡を受けました。ただし書き操作というのは、長島ダムは洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び上水道用水の供給を用途とする多目的ダムであります。長島ダム操作規則では、第3条で、ダムに流入する流水が毎秒900m³を超える場合の当該流水を洪水と規定し、第4章洪水調節等、第15条洪水調節に、ダム管理所長が行う洪水調節の方法を定めておりますが、そこに「ただし、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認められる場合においては、この限りではない」という文言があり、これがいわゆる異常洪水時防災操作というもので、具体的には流入量と放流量を等しくするというものであります。

この、ただし書き操作、異常洪水時防災操作に入るということは、堤防を越えて水があふれ浸水する家屋や冠水する農地が広範囲に発生する危険性が生じたことを意味することから、浸水が心配される家屋をマップに落とし、関係する区長さんに状況を説明すると同時に避難の勧告をいたしました。その後、幸いにも雨量が減少し、それに伴ってダムへの流入量も減少したことから、ただし書き操作、異常洪水時防災操作を行う必要がなくなり、洪水に係る避難勧告は解除されることになりました。

この台風12号により、崎平区の富沢地区等への道路が一部決壊し、現在孤立状態となっておりますが、この状態からできるだけ早く抜け出すことができるよう対応していかねばならないと考えているところであります。そのほかにも土砂災害が数カ所で発生しておりますが、被害は最小にとどめることができたと考えております。

8月23日、いやしの里診療所の管理者をお願いしておりました高木先生が急逝されました。竹内先生が退職され、1月から3月までを島田市民病院と県立総合病院の御理解と御支援により診療を行い、4月からの診療継続が難しくなっていた中で、高木先生御自身は病の身でありながら快く管理者をお引き受けくださり、何とか、いやしの里診療所として診療を継続

することができておりましたが、急逝により休診のやむなきに至りました。高木先生には本当にお世話になりました。心からお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りするものであります。

いやしの里診療所につきましては、できるだけ早い再開に向けて、医事新報などに医師募集の広告を掲載したり、あるいは各方面に様々な形でお願いをしているところであります。

8月10日に政府が発表した経済月例報告によりますと、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直しているとして、7月の判断から上向きに修正しております。これは、東日本大震災で打撃を受けた部品の供給網、いわゆるサプライチェーンが急ピッチで復旧していることから、企業の生産や輸出で回復が進んでいると判断したものであります。先行きについては電力供給に制約や、原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート、株価の変動等によっては景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っていることも注意が必要であるとし、先行きについては為替レートや株価の変動を今後の下振れリスクとして新たに上げております。

このように先行きに大きな不安を残しながらも、我が国経済は少しずつ持ち直しつつあるということではありますが、私たちの地域は非常に厳しい状況に置かれております。

8月24日には、商工会長とともにケーブル・テクニカ株式会社を訪ね、最近の生産状況等についてお話を伺う機会を得ました。リーマンショック、東日本大震災という大きなショックを受け、さらにアメリカ経済の影響を受けて急激な円高が進む中で、生産の一部を他の関連工場に移したものもあるようですが、同社独自の技術もあることから、新しい部品製造にも既に着手するなど、現在協力企業も含めて420名の従業員を雇用して経営の安定に努めております。今後とも現在の雇用を維持していきたいというお話でありました。

また、7月19日から20日にかけての台風6号では、井川から長島ダムにかけての地域で大きな雨量がありましたが、昭和51年には台風で工場に浸水し大きな被害を受けたこともあり、大変な御苦勞をされたことがよみがえったようでありました。工場内の製造機器も、当時の機器とは違って電子化されており、浸水を受けると使い物にならなくなってしまい、万一浸水するような事態が発生すると、それは会社にとっての重大な事態を意味するというお話もされておりましたので、今回の12号台風による長島ダムが異常洪水時防災操作に入るかもしれないという連絡をいただいたときには、大きな驚きを覚えると同時に深刻な事態が想像され、大変心配もいたしました。深刻な事態が避けられ、ひとまず安堵しているところであります。

リーフ茶への需要減退、昨年の凍霜害、そして福島第一原発に伴う放射性物質による汚染など、暗い話題が多かった茶業界であります。このたび全国茶品評会10kg煎茶の部において、1等1席、2席、3席を独占するという快挙をなし遂げました。1等1席の土屋さん、2席の丹野さんが農林水産大臣賞に輝き、川根本町が産地賞を受賞することになりました。

農林水産大臣賞を受賞されることになったお二人をはじめ、入賞された皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、川根茶というブランドを維持しようという強い思いをお持ちになって、今回全国茶品評会に出品された全員の皆様、そして、それを支えていただいた関係機関、地域の皆様に心から感謝を申し上げます。

10月7日から10日にかけての4日間は、国土交通省の家族の時間づくり推進事業として行うSLフェスタを島田市と共同開催いたします。様々な催しを計画しておりますが、地域の皆様に楽しんでいただくことももちろんであります。観光入り込み客が減少し、宿泊客が大幅に減少している中でありますので、皆様方の御協力をいただき、成功させることによって再生の糸口にしたいと考えております。

また、マザーズハート財団という国連に関係した財団がありますが、国連の大切さを啓蒙活動する国連の友の承認のもと、ともだちプロジェクトを立ち上げ、そのプログラムの一つとして全国100カ所を目標に、地域主体によるNIPPONまつりLIVEの開催を決め、その第1回目として、本町の長島ダム特設会場で行うことに決定したとの報告をいただきました。マザーズハート財団は、将来を担う子供たちを健全に育成するためのサポートをするとともに、社会的弱者と言われる人々の社会的地位、社会的進出、そして経済的向上をサポートすることを目的とする財団であります。

東日本大震災後、国を挙げて被災地の復旧・復興に向けて取り組んでおりますが、マザーズハート財団では、インフラや産業の復旧・復興の陰で軽視されがちな心のケアに焦点を当て、長期間かかる心の復旧・復興を支援しようということから今回のプロジェクトを立ち上げたと同っております。NIPPONまつりLIVEに出演するタレントはコロケさんに決定しているとのことであり、ライブは有料となりますが、4,000人規模のイベントとしたいということでもあり、相当なにぎわいが期待できます。

静岡県内の山間過疎地域を会場にと開催地の検討を行っていたようですが、このたびの急な決定となりました。地元として協力を求められる部分もあろうかと思いますが、今のところ広報などの協力やチケット販売の協力は求められておりますが、それほど過大な協力要請はなく、最終収益は全額開催自治体に寄附され、子供たちの交流資金に生かされるということでもあり、5年間は継続されるということでもあります。

急な決定で、細部については私自身十分把握しておりませんが、日程も迫っており、わかり次第報告させていただきたいと思っております。これも町をアピールする大きなチャンスだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町が取り組んでいる大きな事業として、情報通信基盤整備事業がありますが、この事業に対して賛否を問うための住民投票条例の設置の直接請求の書面が9月2日、選挙管理委員会に提出されました。町としては、将来にとって極めて重要な社会資本整備として進めてまいりましたが、十分な御理解がいただけないまま今回のこのような事態に至ったことは残念でもあります。反省すべき点もあろうかと思っております。

署名簿を見せていただき、その上で現在計画している情報通信基盤整備についての是非を問う住民投票の必要性について検討させていただきたいと考えております。住民の皆様の思いを真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

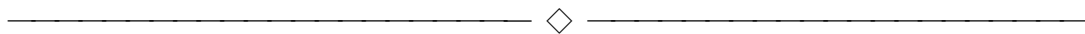
9月2日には野田新内閣が発足いたしました。党内融和、野党との連携などに配慮しながらも、どじょう内閣として泥臭いながらも、震災後の非常時を乗り切っていこうとの思いを込めてスタートした内閣だと思っておりますので、ねじれ状態の国会運営が続きますが、まずは被災地の復旧・復興、そして外交、安全保障、経済の立て直しなど、山積する諸課題に取り組んでいただきたいと思います。また、地域主権改革を唱えてきた政権であります。何のための地方分権なのか、見えなくなってきました。地域あってこそこの国という考えに立って真の地方分権を進めていただきたいと思います。

私たち末端の自治体も、PDCAのサイクルが回るようにするためにも、具体的な政策目標を掲げるように努めなければなりません。そして、社会救済的支援政策から経済的産業政策に転換していかなければならないとも考えます。産業振興には、住民の皆様とともに地域の特性を見極め、伸ばしていくというプロセスが欠かせません。住民の皆様とともに地域のポテンシャルを探り、その利活用を考える、そういうプロセスの中にこそ地域再生、産業振興の方向があるのではないかと考えます。

野田新内閣に期待するとともに、分権改革は地域自らが住民と行政のパートナーシップを構築しながら推進していかなければならないことを肝に銘じて、今後とも努力していきたいと考えるものであります。何とぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日御審議いただくのは、諮問2件、同意1件、財産の取得1件、町道路線の認定1件、補正予算3件、決算認定8件であります。御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。行政報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

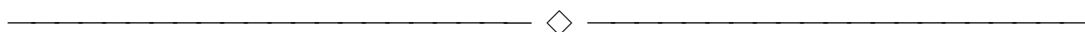
○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、中野暉君、2番、太田侑孝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(板谷 信君) 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、澤本文男氏が平成23年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き澤本氏を推薦したくお諮りするものでございます。

澤本文男氏は、昭和23年1月23日生まれの63歳で、平成20年12月31日から人権擁護委員に就任され、1期目で確実にその任に当たられ、御活動をいただいております。引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(板谷 信君) 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成23年12月31日をもって任期が満了となり、退任されることとなりました。今回新たに下原泰氏を推薦したくお諮りするものでございます。

下原泰氏は、昭和24年12月19日生まれの61歳で、長年にわたり民間企業で活躍され、退職後も温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、その職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので推薦したく、御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(板谷 信君) 日程第5、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この委員会は、3名の委員からなっており、このうちの相藤令治氏が平成23年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては、同委員の後任として藤田至氏を議会の同意を得て選任したく、提案するものです。

藤田氏は、昭和25年2月21日生まれの61歳、町職員として活躍いただきましたが、そのうち11年間にわたり税務事務を経験し、固定資産の評価等について十分な経験、知識を有していることから、委員として適任であると考えます。なお、任期は平成23年10月26日から平成26年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



◎日程第6 議案第27号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第27号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第27号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度へき地医療施設設備整備促進事業本川根診療所一般X線撮影システム購入に係る財産の取得について議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月31日に5社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、静岡トスメック株式会社が落札し、契約金額2,100万円で物品売買契約を締結し、財産の取得をしようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌月から平成23年10月31日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

入札が行われた日、それから予算額、入札予定額、それから入札結果、それから入札状況及び予算額や入札予定額の積算方法を求めます。

それから、2点目ですけれども、これまでも購入費が1,500万円を超えるもので、今年度においても高規格救急車や町営バスせせらぎ号があったわけですが、全協での説明では、議会にかからなかった理由は、内部の改装とか装備など含めた価格なので議会の議決を求めなかったというふうな説明がされました。

私は、本体価格が1,500万円を超える場合は当然議会にかけるべきだと思うんですけども、この2件について、それぞれ本体価格が幾らだったのか。1,500万円以下だったのかどうかお答えをお願いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

X線撮影システムの購入に関する入札の関係でございますけれども、入札日8月31日でございます。予算額2,205万円ということでございます。入札の予定価格2,100万円。結果としまして2,100万円ということでございます。入札の状況は指名5社で行っております。

次に、高規格救急車とか町営バスの本体価格の御質問でございますけれども、設計金額は公表しておりませんので、明確なお答えはできませんけれども、御質問の2件の本体価格は、いずれも1,500万円以下となっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁が漏れていますけれども。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 入札予定価格の積算関係でしたでしょうか。

○議長（板谷 信君） 漏れている部分、もう1回。

○10番（鈴木多津枝君） 積算価格は、設計価格は言えないという答弁だったんですよね。

どういうふうな積算をしたのか、その方法は、ある程度答弁できるかと思うんですよ。全くわからないものを予算に上げたり、予定価格に上げたりできないわけですから、何か、どういうところからそういう金額を求めたのかということの説明していただきたいです。

○総務課長（柴田光章君） すみません、この件につきましては、入札の執行担当課ということで、今まで総務課の方で答えましたけれども、そういった積算の内容につきましては担当課の方が積算の担当をしておりますので、生活健康課の方に答弁を移らせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 見積書によりまして積算をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私、指名委員会の委員長ということでお答えをさせていただきたいんですけども、当然こういう入札関係については指名委員会を経て、それから入札等に至るわけでありまして、あくまでも見積もり等について適正に行われるかどうか、これは状況によっては、メーカーからの見積もりをとるというような場合、それから業者等にとる場合は複数の業者からとる、原則的には3社以上からとるというような、一応基準をもって当たっておりますので、これは入札に際し公平になるようにということをまず原則として指名委員会では注意して指示をしておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どこから見積書をとったのかということがわからないですね。私、あと1回しか残ってないもんですから。

大きな疑問は、今回議会にかけられたということは、入札の公平さというんですか、公正さというんですか、そういうものを審議を求められているんだと思うんですけども、私が調べたところによると、予算額が2,205万円と言われましたよね。それで、予定価格が2,000

万円で、それから落札、あ、税込みで2,100万円、落札額も税込みで2,100万円、同額なわけですね。入札の状況をお聞きしましたけれども、何も答えがなかったですね、このことについて。入札結果表を見て初めてわかったのは、1回目、5社と言いましたけれども、5社のうちの1社も辞退していますし、指名した会社の1社も辞退していますし、それから、2回目は、残りの3社も辞退して、結局1社しか、この静岡トスメック株式会社、ここしか残らなくて、結局それでも予定価格より高かった、2回目の示した額が。そのために3回目ということで随契をして、2,000万円にしてもらったという、税抜きで2,000万円の随契をしたということですよ。そういうことがなぜ答弁されないのか、入札状況をお聞きしても。どういう形で聞けばそういう答弁がされるのか、非常に私たちに対して、議会に対して、何を審議したらいいのかわからないんですよ。工事請負契約もそうですけれども。議会にかけるからには、きちんとした情報を示していただきたいと思うんです。これは、ちょっと質問ではないですけれども、今の答弁が非常に不十分であるということ、1つ指摘をします。今後は、議員がちゃんと提案にこたえられるような審議ができるように説明をいただきたいと思えます。

それと、なぜ3社が、1回目は1社が辞退して、2回目は3社が辞退して、結局この会社だけが残ったのか。要するに町が予定価格を物すごく低く、物すごくというのか、とてもほかの業者が耐えられないような金額で設定していたのかどうか。見積もりをとったということですよ。その見積もりをとったところがどこなのか、そういうことをきちんと報告して、説明していただきたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） もう一度入札の経過について、今10番議員から言われた部分のところを詳しく説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 説明が不足しております、申し訳ございません。

入札の状況、先ほど指名5社で行ったという簡単な御答弁になりまして、申し訳ございません。

内容でございますけれども、議員がおっしゃられますように、うち1社が辞退しております。したがって4社の入札ということになりました。それで2回入札を行いましたけれども、その結果不調となりました。最終的には最低価格社との随意契約に移って、随意契約による、税込みで2,100万という金額に決定したという状況でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の答弁も、私が言ったこととはちょっと違ってきますよね。

2回入札が行われたけれども不調に終わって、最終的に最低価格の業者と契約をしたと、今答弁言われましたよね。だけど2回行われたうちの1回は、1回目は確かに入札したけれども、2回目はもうほかの会社はみんな辞退しているんですよ、ここ以外は。そのことは答弁できないんですか。私が言っている方が間違っているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 確かに入札参加の4社のうち、2回目につきましては3社が辞退という状況でございました。

○10番（鈴木多津枝君） それと、答弁漏れがありますよ。こういう、入札予定価格……。

○議長（板谷 信君） じゃ、2回目はもう入札ないということ。

もう1回正確に。

○総務課長（柴田光章君） 私、直接その入札にかかわっておりませんので、その状況というのは説明できない部分がありますけれども、一般的に入札について御説明を申し上げますと、本町の入札は2回をもって入札をするということ、そういう入札方法をとっております。

1回目の入札をしまして、予定額に至らない場合、この場合は、再度、もう一度その業者によってしていただくわけですが、その2回目については、1回目の入札価格の最低価格を、これ以下をもって入札をしていただくということになりますので、それに、あの、そこへ変更して入札はできないということがあれば、当然辞退をするということは想定をされます。いわゆる1回目の入札の最低価格を、応札、ですから入札を入れた、その価格以下が2回目の入札価格ということになりますので、それによって辞退ということは当然考えられます。

2回目の入札をそこで行って、ほかの辞退があっても、1社であれ入札があれば、2回目の入札は執行されたということになります。2回目の執行の中で一番の最低価格、当然ほかになくても、その価格社といわゆる協議をするということになっております。協議の中で、予定価格まで、予定価格は示さないですけれども、どこまで下げられるかということ、協議をその入札者にしまして、その入札価格までに下げられない、いわゆる入札価格まで至らないということになりますと、その入札は成立しないということになります。

ただ、業者によって、その協議、業者方から2回目、いわゆる予定価格以下の金額が示された場合は、そこで入札以降に、その価格が成立したということに至るということになっております。

○10番（鈴木多津枝君） さっきの答弁漏れもありました。

○議長（板谷 信君） 答弁漏れのところ指摘して。

○10番（鈴木多津枝君） 見積もりをどういう会社からとったのか。

○議長（板谷 信君） 入札価格を決定するに至っての見積もりの部分のところをもう一度説明。生活健康課長、説明をお願いします。

○生活健康課長（栗原 卓君） 見積もりは、静岡市清水区の西村医療器株式会社からとっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告してありませんけれども、3社がおりましたということですが、

1 回目の入札のときは高どまりで不調になったと言わないですか、いわゆる入札の結果。1 回やって、そのときの、もちろん最低価格が出ますよね。その価格は大体どのぐらいだったんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

第 1 回目の最低価格でございますけれども、2,050万でございます。

○議長（板谷 信君） 9 番、市川君。

○9 番（市川昌美君） それは、町の予定価格とかなり違うという数字じゃないですか。ですから、この問題、僕もまだ通告もしてないもんですから、どうも入札の関連の問題、私たちもわからないもんですから不信感があります。あといろんな業者指名の問題でも。これはまた後ほどにして、これで終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの提案理由の説明の中で、「納期につきましては議決の日の翌月から」と申し上げたようですけれども、「翌日から平成23年10月31日を予定しております」ということに訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第28号 町道路線の認定について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第28号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第28号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げま

す。

議案5ページをごらんください。

この路線は、高郷区の中心部に位置し、周辺は家屋が密集していますが、救急車等の緊急車両が進入できる道路が現在なく、地域住民は長年不安を抱えてきたという状況にありましたが、今回不安解消のため道路新設の強い要望が高郷区からございました。このため、要望箇所の調査を実施し、検討をした結果、町道高郷中央線に接続する町道支線として整備していきたいと、道路法第8条第2項の規定により町道路線として認定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第29号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号の概要に

ついて説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億905万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,666万8,000円としたものであります。

第2表では、債務負担行為について、新たに事業を追加したいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、地域自治会振興事業に伴う各地区集会所の修繕工事経費、防犯灯補助金の増額、いやしの里診療所への繰出金、林道災害復旧事業費、林道・町道・治山工事費の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は437万5,000円の増額です。自治会振興費は6地区の集会所修繕に係る修繕費、工事費、補助金と八中地区の掲示板改修工事費です。庁舎管理費は、本庁舎の冷蔵庫が老朽化により故障が多いため購入するものです。諸費は、防犯灯の補助金の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,083万2,000円の増額です。予防費は、当初高齢者用肺炎球菌ワクチン接種について償還払いを予定し、扶助費に計上しておりましたが、町内の医療機関と委託契約ができたため、一部を委託料へ変更するものです。診療所管理費は、いやしの里診療所において、現在常勤医師が不在のため、週3日を派遣医師で対応しているための経費について、特別会計の補正を行うことによる繰出金です。飲料水供給施設費は、8月の雷被害による坂京・洗沢飲供施設修繕費をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は177万円の増額です。これは、原発事故による放射能被害対策活動20件分を町産業振興関係団体活動費補助金として追加、環境に配慮した農業の推進として、環境保全型農業直接支援対策補助金を追加するものです。自然休養村運営費は、管理センターの非常用階段設置と、耐震診断委託料の追加をお願いするものです。第2項林業費は4,038万円の増額です。これは、林業生産基盤整備事業として、森林組合おおいがわが購入する機械への補助金、台風等の災害に備えた林道維持管理委託料、重機借り上げ料、林道塩野線の測量設計費及び林道小河内線をはじめとした林道4路線の工事費と積算システムプリンター購入費、治山工事2カ所の工事費をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は176万8,000円の増額です。これは、もりのくに施設の電気設備等の修繕費用を計上するものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は350万円の増額です。これは、町道小森線修繕工事と町道高郷中央支線改良工事に伴う用地測量分の追加をお願いするものです。第3項河川費は100万円の増額です。これは、大沢川、前城沢川の河床修繕です。第4項住宅費は180万円の増額です。これは、大島団地、桑野山団地、地名若者住宅における天井・壁・外階段修

繕、シロアリ駆除費用をお願いするものです。

第9款第1項消防費は216万3,000円の増額です。これは、青部地区の癒しの里づくり事業に伴い、既設の消防用ホース乾燥柱の移設が必要となったため、その費用と、東日本大震災への支援に備蓄の毛布を送ったため、その補充の費用を計上するものです。

第10款教育費、第5項保健体育費は16万3,000円の増額です。これは、学校給食共同調理場の複写機が故障のため複合機の購入をお願いするものです。また、購入については5カ年の債務負担をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は3,950万円の増額です。これは、台風6号による災害のための経費です。林道大札線、藤川線の工事費、5路線の測量設計費と応急復旧委託料、重機借り上げ料をお願いするものです。第2項公共土木施設災害復旧費は200万円の増額です。台風等による災害復旧のための重機借り上げ料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款、第1項地方交付税は2億7,512万3,000円の増額です。

本年8月に普通交付税が決定し、本町分は23億7,512万3,000円の交付となります。今回で全額計上となります。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は74万2,000円の増額です。これは、町有施設である3地区の集会所修繕工事に係る負担金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,945万円の増額です。これは、農林水産事業費として環境保全型農業直接支援対策補助金、林業生産機械購入に係る中山間地域林業整備事業補助金です。消防費は、東日本大震災への支援物資補充として購入する毛布への補助金です。災害復旧費は、林道大札線、藤川線災害復旧工事に係る補助金です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は109万5,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。第2項基金繰入金は1億3,849万3,000円の増額です。これは、今回の補正による一般財源の調整による財政調整基金の減額、林業生産機械購入に係る林業振興基金の取り崩しです。

第18款繰越金、第1項繰越金は273万4,000円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は5,160万円の減額です。これは、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。災害復旧費は、林道大札線、藤川線に係るものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページをごらんください。

学校給食共同調理場の複写機更新に伴い、事務用複合機の賃貸借契約をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

林道2路線の災害復旧事業に係る地方債840万円の追加と、臨時財政対策債の起債限度額を2億9,000万円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの説明の中で、これは第17款繰入金の第2項基金繰入金の説明でございますけれども、1億3,849万3,000円の増額と申し上げたようですが、減額の誤りですので訂正させていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） すみません、もう一つ訂正がございます。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、350万円の増額と申し上げたようですが、330万円の増額の誤りでございますので、訂正させていただきます。よろしく願いします。

○議長（板谷 信君） 町長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして、1点目からお願いいたします。

11ページの2款1項8目自治会振興費のところの386万8,000円の補正なんですけれども、集会所の修繕費で上げてありますけれども、どの地区で幾らの工事費なのか、それぞれの地元名と町の負担額、地元の負担額が幾らになるのかをお答えいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、13ページの6款1項9目自然休養村運営費の方の耐震診断委託料の103万円についてですけれども、千頭駅前の管理センターを、説明では築30年近いといいますか、古いということで、鉄筋コンクリート3階建ての建物ですけれども、これを耐震診断すると、結果が、予測されるのは、出た場合に、大変大きな、大がかりな補強工事が必要になるのではないかなという予測もされるわけですけれども、そのような場合にはどうするお考えかお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、9款1項3目消防施設費です。すいません、ページ数は15ページです。

15節の工事請負費58万8,000円ですけれども、消防のホースをかけて乾燥させる柱の移転工事費という説明ですけれども、柱を移転させるのに、どんな柱かちょっと想像もつきませんけれども、58万円というのが私には何か金額が大きいような気がするんですけれども、工事の内容、材料など、どういうものを考えているのかお聞きいたします。

それから、16ページの9款1項4目の災害対策費、11節の消耗品費157万5,000円について、説明でも東日本大震災の方へ供出した毛布を補充するというところで、500セット分とのことですけれども、1,000セットを供出して、500セットはもう既に補充して、残りの500セット

を補充するということですのでけれども、1枚1枚真空のようなパックというんですか、圧縮包装されている状態なのかどうか。どこへ何枚ずつ備蓄するのか。今までの分も含めてどういうふうに備蓄していくのか。それから、地区の集会場へも分けてほしいという声を聞くんですけども、そのことについてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

また、これは議案外ですけれども、6月の補正で、お米の備蓄米を補正予算で取りましたけれども、どういうふうに備蓄するのかということでもかなり議論になりましたけれども、どのようにしているのかお聞きいたします。

それから、通告はそれだけなんですけれども、先ほどの町長の説明で、ちょっと私が調べた、担当課長との説明とちょっと違うなということで、また再度、1回目は通告したんですけども、2回目もう要らないかと思って取り下げたもので、16ページの10款5項4目の学校給食施設費のところでは16万3,000円の使用料及び賃借料が計上されているんですけども、この説明で、町長は故障のため複合機の購入を5年間の債務負担行為で行うというふうに説明を、今説明をされました。全協でも同じ説明だったものですから、担当の課長に昨日お聞きしたら、この金額は、今年度の、購入するのではなくて、リースの借り入れ料だということで、これは今年度の不足額だというふうな説明だったような気がするんですけども、ちょっと説明が違うもんですから、そのところを確認したいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 説明を求めます。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

総務課の所管の部分を順次行います。

最初に、自治会振興費の関係でございます。修繕費と工事請負費につきましては、町有施設の関係のものでございます。修繕費ですけれども、上長尾地区でございます。18万8,000円のうち、区の負担は2分の1ということでございます。

それから、工事請負費ですけれども、3地区でございます。168万7,000円になりますけれども、まず梅地公民館、98万7,000円の事業費で、区の負担は2分の1でございます。それから、下長尾の集会場でございます。31万1,000円の事業費で、これも区の負担は2分の1でございます。次に、八中の掲示板でございますけれども、38万9,000円の事業費、これにつきましては町が当初区の負担なく立ったということの経緯もございまして、今回は区の負担はございません。

それから、コミュニティー施設整備の補助金の関係です。これは、地区所有の施設に対するものでございますけれども、前山地区の区の会館でございますけれども、31万円の事業費でございます。町の補助は2分の1ということでございます。柳三地区の集会所は16万6,000円の事業費で、町の補助は2分の1でございます。千頭東地区の区の会館でございますけれども、263万2,000円の事業費で、町の補助は3分の2でございます。

次に、消防施設費の関係です。これは、青部地区にあります鋼鉄製のホース乾燥用の柱の

移設でございます。全長14.4mのものでございます。地上高でいくと12mということがございますけれども、移設に当たりまして基礎部分の解体及び移設先の基礎工事関係、それからクレーンによる移動、それから高所作業車による調整、そういったものの経費が主なものでございます。

次に、災害対策費の関係でございます。まず、包装でございますけれども、真空パックの包装になります。これは水分率を1%以内に保って10年間同じ状態を保つというような機能、そういう形でございます。保管場所でございますけれども、中川根地内に町の防災倉庫がございますけれども、収納スペースも考えて、当座につきましては中川根地内の防災倉庫に保管する予定でございます。

それから、地区集会所への支給ということの御意見でございますけれども、現在、来年度当初予算に向けて、毛布等の地区配備、それから非常食の関係もございます。それに保管するための防災倉庫の整備とあわせて検討している状況でございます。

それから、6月の補正の米の備蓄でございます。これにつきましては、現在米穀販売業者との協議を進めさせていただいているところでございます。購入契約の方法につきまして、保管の関係、緊急時の即対応が可能かどうかとか、いろいろ町が希望する条件面について対応が可能かどうか、細部にわたって内容を詰める必要がありますので、少し時間をかけておりますけれども、協議を続けていく考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。

総務課は以上でございます。

○議長（板谷 信君） それから、産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 13ページの自然休養村運営費の関係の補強工事に関してでございますが、自然休養村管理センターは昭和54年度建築され、鉄筋コンクリート造3階、延床面積582.6㎡の建物です。耐震補強工事は、耐震診断の結果により、設計費、補強資材等から工事費を積算しますので、大がかりな工事になるかは耐震診断の結果により、今後検討し、指定管理者、施設利用団体とも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう1点。通告なしで聞いた部分のところの答弁も、あれば説明、答弁をお願いします。教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） それでは、鈴木議員の質問についてお答えを申し上げます。

現在、学校給食共同調理場で使用しております複写機は、施設の建設時の平成14年1月に導入したもので、以来9年余りを経過したものでありますが、昨年度から頻繁に故障が発生し、本年7月には数回使用が困難な故障が生じております。現状も、いつ使用が困難になっていってもおかしくない状態でございます。今回の補正は、複写機本体を5年間の賃貸契約により導入するものであり、複数年度にわたる賃貸借契約のため債務負担行為の承認が必要となるものでございます。債務負担行為の金額につきましては、賃貸借料の平成24年度から平成28年度分の相当額を計上させていただいております。

補正額は、平成23年度までの賃貸借契約に基づく借り上げ料と、同期間に必要となりますトナー代等の維持費からの使用料でございます。今回のものについては機器の購入ではございません。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、11ページの自治会振興費のところですが、町長の説明でも、地域自治会振興交付金による自治会集会所の修繕費を計上したという説明が、最初に提案理由のところでしたので、ただいま、地元の負担2分の1、あ、町が補助率2分の1とか3分の2とか地元負担が2分の1とか、いろいろ各地区の状況を聞いたので、これらの、今さっと金額は出せませんが、負担金では74万円ですかね、が歳入のところに出ていますけれども、74万2,000円出ていますけれども、地元が所有のものについては負担金は出てこないわけで、かなりの支出、出費になると思うんです。それが、町長が言われたように、地域自治振興交付金ですか、これを全部充てての計画なのかどうか、その点確認しているかどうか伺います。

それから、最後に追加でお聞きしたところなんですけれども、学校給食費の施設費16万3,000円、債務負担行為で出ているのは平成24年から28年までの5年間で82万円というふうに出ています。リース料がもし82万円で5年間で払っていくとしたら、今回計上されたものは、中澤課長が言われたように、今年度分のトナー代とか、要するに借り上げ料、債務負担行為というか、リース代の中に、債務負担行為は82万円だけれども、借り上げ料はもっと、今回計上した分も入ってもっと高いのか、トナー代が幾らなのか、借り上げ料9万1,000円ですか、この分が82万円にプラスされるのかどうか、リース代に入るのかどうか、そのところを。当初のリース代は14万で、複写機、借り上げ料14万というふうに当初予算で出ているので、今回9万1,000円増額計上されているものですから、一体、5年間のリース料は82万円だけれども、今回新規に購入するというか、ものの購入費、リース料ですね、が幾らなのかというのをもう一度確認させていただきます。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） コミュニティー施設関係の質問でございますけれども、それぞれ自治会振興交付金の事業を今年度各地区で行っていただいておりますけれども、各地区とも交付金事業を検討する中で、コミュニティー関係の整備というような、あわせて計画されているというように伺っておりますので、最終的に全部の申請が出てきませんと、正確な確認はとれませんけれども、交付金事業とセットでというように解釈しております。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長、債務負担行為と予算の部分、明快な説明をお願いします。

○教育総務課長（中澤莊也君） 債務負担行為については、5年間の82万円でございます、

新たに新しくリースをするに当たって、今年度16万3,000円の経費が生じますので、合計で96万3,000円ということで御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと今の答弁わかりにくかったかと思いますので、ちょっとさせていただきますと、今年度の借り上げ及び使用の部分ですけれども、これは9万720円が借り上げ料です。そのほかの複写機の使用料が、トナーとかありますけれども、これが予算上7万2,000円となります。これが今回お願いする部分でありまして、複写機の借り上げ料は、説明にもありましたように23年から28年の間で借り上げを行っていくんですけれども、この借り上げの総額が90万7,200円、本年度が9万720円ですので、残りの81万6,480円、相殺しまして82万円が債務負担ということになりますので、御理解ください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 関連で、全協でもちょっと質問したんですけれども、交付金の問題で、物品が突然来たというのがあるんだけれども、そうすると交付金の性格とは全く違うもので、しかもこれは申請による物品の交付なのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですが。寺馬区です。50インチのテレビとテントと、それから長机、それは部落からの申請なのか。物品が来たという話を聞いたもんですから。そうすると、交付金の性格とはちょっと違うではないかなという感じしますけれども。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 各自治会からの申請状況というのも、私、今手元にございませんけれども、あくまでも自治会が申請をしていただいて、自治会の事業として行っていただきます。その部分、中の一部で、先ほどの消防施設等は町のそのほかの補助金制度がありますんで、その補助金制度の中の地元負担分に充当していただくということはありますけれども、それ以外の、そのような制度に当たらないものについては、自治会が事業として行っていただいて、それについて申請をしていただき、交付金を後ほど交付するというシステムになっておりますので、物品を現物支給するというような事例はないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第30号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,380万3,000円としたいものであります。これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰出金は109万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は990万8,000円の増額です。これは、前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は711万5,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものであります。

第8款繰越金、第1項繰越金は388万8,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4ページの歳出7款1項1目一般会計繰出金109万5,000円や、7款2項2目の国県支出金返還金909万8,000円など、前年度の実績に基づく精算の返還ということですが、当然当初予算で前年度立てた利用状況が、給付が少なかったために返還、予算の額よりは少なかったために見積もっていた国や県から入ってくるだろう、一般会計も出さなければいけないだろうと見積もった額が多くなって返還をするということになるのではないかと思います。この増減については、詳しいことはこれから決算審査を行うわけですので、そちらで詳しく説明をいただくとして、この場では、こういう町が予測した給付、いわゆる利用状況がそこまで伸びなくて、予定した負担割合に基づく国や県、一般会計の繰出金への返還が生じたとすれば、利用状況が町の予測よりは低かったということになるのではないかなということをお私にはちょっと心配しまして、そういうふうになっているかどうかかわからないんですけども心配しまして、その現象がよく新聞などでも報道されますけれども、所得が低い人ほど要介護認定されても、それをなかなか利用できないという状況が起きていると。1割の自己負担がさらに発生するものですから、そういう状況がもし当町でも起きて、想定した利用予測より利用が少なかったのかなと。お金がない人ほど我慢せざるを得ない状況が発生しているのかどうか、そういう点についてちょっと心配だもんですからお尋ねいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

低所得者ほど、利用したくても我慢して利用を抑えているのではないかと御指摘だと思いますけれども、地域包括支援センターとか居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆さんが、普通言われるところのケアマネジャーの皆さんが被保険者の皆さんお一人お一人の状況に合った介護サービス計画、ケアプランと言われるものなんですけれども作成していただいて、それぞれ御本人に合ったサービスを提供していると考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第31号 平成23年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,125万8,000円としたいものであります。これは、現在いやしの里診療所は常勤医師が不在のため、月曜、水曜、金曜日の週3日を島田市民病院、県立総合病院、診療所管理者により運営しておりましたが、その運営に係る経費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は793万2,000円の増額です。これは、県立総合病院医師、管理者分の賃金、島田市民病院などの医師派遣業務委託料及び県立総合・島田市民病院医師送迎のタクシー使用料を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は793万2,000円の増額です。これは、今回の補正に係る経費を繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

いやしの里診療所特別会計ですけれども、4ページの1款、1項、1目歳出の一般管理費で793万2,000円増額になっています。これは、竹内先生がおやめになられて、県立総合病院

や島田市民病院から医師を派遣して継続してきている。または高木先生も交代で診療に当たっていただいているというお医者さんへの支払いを事務職員の賃金や医師からの報酬などを流用してやってきたのを、今後の費用をきちんと確保したいということで補正予算を計上したという説明をいただきましたけれども、報酬というのは、竹内先生はもう既に4月にはおられなかったわけですので、1年分とってあるわけですね、千四百何十万という。その部分が浮くという大変ですけども、流用してきたわけですから、当然今回計上されたのは、これからの分ではないかと。今まで流用した分の穴埋めはする必要はないんじゃないか。あるいは、もし穴埋めするとすれば、そちらの方の減額が出て当然ではないかと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 6月の議会におきまして、広告掲載の補正予算をつけていただきましたので、現在、日本医事新報の雑誌とインターネットのウェブ版、9月3日号ですけども、掲載しております。それから、静岡県の医師会報9月号に掲載し、また町のホームページに9月から掲載しております。それで今医師の募集をしております。これから応募がありまして御承認いただいた場合には報酬で支払いをしたいと考えておりますので、報酬をそのまま残してあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 報酬を残しているのはいいんですけども、1年分残す必要はないんじゃないですか。もう既に半年過ぎたわけですから。9月まで半年まではたっていないんですけども、過ぎた分の報酬は結局要らなくなるんじゃないですか。

○議長（板谷 信君） 800万補正した理由の部分のところ、もう少し説明しないと。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 竹内先生がおやめになって、こういう変則的な状況になったわけにありますけれども、報酬というものは、自治法上というんですか、給与等と同じように他の節に流用できないという状況がございます。報酬は報酬としてのお支払いと、医師報酬としてのお支払いということがあるわけですけども、先ほどの御質問の中にもありましたように、賃金は何を賃金に充てるかということを行いますと、今の変則的な対応の状況の中で、例えば県立総合病院の派遣医師に対する賃金、これが120万ほど、121万5,000円。それから、管理者でありました、今までは高木先生がお務めいただいたわけにありますけれども、これから、まだ変則的な状況になる場合も想定されますけれども、その場合の賃金が275万円、それから、そのほか臨時の職員等が拡充する場合がありますから、26万5,000円と、こういう中で423万円の賃金を増額させていただきたいというものであります。

それから、委託料につきましては、医師派遣業務ということで、島田市民病院からの先生についての派遣業務という形で255万円ということを計上させていただきました。

あと、14節については、先生方について安全を期するためにタクシーでの送迎ということ

になりますので、その金額が120万円ということになります。これは、あくまでも医師が確保できれば、その報酬からお支払いしていくと、今後そういう体制にはなるかと思うですけども、現行のような形で変則形が継続される場合には、このような賃金の形態も支出が想定されますので、今後のためにこの予算を計上させていただきたいというものであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 報酬を流用できないという自治法があるということで、報酬の流用はしていないですかね。ちょっと昨日聞いた限りでは、今、副町長が言われた説明も大体大まかに合っているんですけども、島田のお医者さんの派遣ですか、50回分ぐらいとってるとかあるんですね。管理者賃金だから、これは、50回……。

○議長（板谷 信君） 10番議員、ひとり言なのか、質問なのか、しっかりするように。

○10番（鈴木多津枝君） 管理者賃金を50回分とっていたり、今、副町長、回数とかを言われなかったもんですから、聞いている人にはわからないと思うんですけども、もう既に使っていた分の回数が今回の予算に入っているのではないかとと思われるんです。その部分でどこかのお金を流用しているわけです。流用というか、賃金なら賃金に、当初予算に上げた分を使って、これからの分が余分に使ったから足りなくなるよということで、報酬で払わなくて賃金で払ったから、賃金の方で増額するということはわかるんですね。だけど、その場合、報酬は流用できなくても、もう既に8月まで5カ月、9月も入れると6カ月、半年近い、もう報酬支払いがなかったわけですよ、現実には。そうすると、その部分は、これからは報酬で支払うお医者さんが確保できる可能性もあるとしても、これまでの分は、もう報酬で支払っていないわけですので、すべて賃金とか何か、ほかのところで派遣のお医者さんには手当をしていたわけですので、報酬そのものを使うということは、もう過ぎた部分はないのではないかと。

ですから、今回増額をするのはいいんですけども、その一方で報酬の減額もあっていいんじゃないかということをお聞きしたんです。

○議長（板谷 信君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時42分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁をお願いします。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、先ほど私がお答えしました件について、ちょっと訂正をさせていただきたい。それは、自治法上の規定があると申し上げましたが、私、あの、2節、3節、4節の件

費についての法的規制がございますけれども、1節の報酬については、調べてきました結果、その規制はございませんので、流用は可能であるということで訂正をさせていただきたいと思えます。

なお、今回の予算計上につきましては、いやしの里診療所の医師について、このような状況の中で不在にあるという中において、医師不在にあって、この流用状況、緊急対応の中で流用をしておるんですけれども、このような状況が根拠立てが薄いということの中で、現状の体制が継続されるに当たっては予算を明確化して、その対応をしていきたいというものでさせていただきたいものであります。

なお、当然医師が確定してまいりますれば、その状況の制度報酬等も精査をしていくと。これは、次の医師の報酬等の契約等、これらも交わされた中で精査されるということがありますので、その点で御理解いただきたいと思えます。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁漏れですよ。

○議長（板谷 信君） もうちょっと補足して。許可するで。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1,400万何がしの報酬を年度当初にとったわけですよ。その、もう半年近くたって、そのことについて減額をしない、もう使えないわけだから、流用予算にとってあるのかどうか。減額しない理由は何なのか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、少しお答えの方させていただいたところでもあるんですけども、要は、例えば流用、当然流用等はなくなってきましたけれども、次の医師の確定がされないという中において、その減額根拠というのも薄いのではないかという中で、当然4月から8月の間の中では117万3,000円の現在流用がされております。これから8月分の一部についての流用等もありますけれども、そういう部分については状況、当初の1,480万5,000円の部分を流用という根拠立てはあるとは思いますが、次に、9月から医師募集等も行うわけですが、次の医師募集を行って、医師の報酬等の契約、これがなされた段階で精査をしたいというものでお願いするものであります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 認定第1号 平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第2号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第3号 平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第4号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第5号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第6号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第7号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第8号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(板谷 信君) 日程第11、認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長(鈴木一男君) それでは、認定第1号から認定第8号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページをごらんください。

歳入です。

1 款町税は、収入済額13億7,537万6,000円で、前年度対比2,012万5,000円、1.5%の増となりました。町民税の増が主なものです。不納欠損額は449万7,000円、収入未済額は5,792万1,000円であります。

2 款地方譲与税は、収入済額6,121万5,000円で、前年度対比186万5,000円、3%の減となりました。

3 款利子割交付金は、収入済額292万4,000円で、前年度対比34万6,000円、10.6%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額132万4,000円で、前年度対比23万6,000円、21.7%の増となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額48万7,000円で、前年度対比11万4,000円、19%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,518万1,000円で、前年度対比14万7,000円、0.2%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額2,064万円で、前年度対比333万9,000円、13.9%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額1,898万5,000円で、前年度対比221万3,000円、13.2%の増となりました。

9 款地方交付税は、収入済額27億4,234万6,000円で、前年度対比1億3,687万円、5.3%の増となりました。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額142万6,000円で、前年度対比2万4,000円、1.7%の減となりました。

11 款分担金及び負担金は、収入済額が3,175万4,000円で、前年度対比1万3,000円、0.1%の増となりました。児童福祉費負担金で、収入未済額が169万4,000円であります。

12 款使用料及び手数料は、収入済額6,275万9,000円で、前年度対比312万2,000円、4.7%の減となりました。住宅使用料で、収入未済額が194万6,000円であります。

13 款国庫支出金は、収入済額5億4,546万円で、国庫負担金は73.1%の増となりましたが、前年度対比2億9,579万円、35.2%の減となりました。

14 款県支出金は、収入済額3億9,558万3,000円で、前年度対比2億5,231万7,000円、38.9%の減となりました。県補助金等の減によるものです。

15 款財産収入は、収入済額4,009万5,000円で、前年度対比394万9,000円、10.9%の増となりました。不納欠損額が37万2,000円であります。

16 款寄附金は、収入済額82万2,000円で、前年度対比43万2,000円、110%の増となりました。

17 款繰入金は、収入済額3,074万3,000円で、前年度対比668万8,000円で、17.9%の減とな

りました。

18款繰越金は、収入済額 6 億7,229万9,000円で、前年度対比 5 億131万9,000円、293%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額 1 億2,285万4,000円で、前年度対比978万9,000円、7.4%の減となりました。収入未済額が175万7,000円となっております。

20款町債は、収入済額6,740万円で、前年度対比 3 億1,950万円、82.6%の減となりました。臨時財政対策債等の減によるものです。

歳入合計62億7,967万7,000円で、前年度対比 2 億2,788万6,000円、3.5%の減となりました。不納欠損額が486万9,000円、収入未済額が6,332万円であります。

続いて、歳出を御説明いたします。

3 ページをごらんください。

1 款議会費は、支出済額6,194万4,000円で、前年度対比227万円、3.6%の減となりました。

2 款総務費は、支出済額13億2,359万9,000円で、前年度対比 2 億484万8,000円、18.3%の増となりました。総務管理費等が主なものであります。

3 款民生費は、支出済額10億3,130万4,000円で、前年度対比2,134万5,000円、2.1%の増となりました。児童福祉費等が主なものであります。

4 款衛生費は、支出済額 5 億5,006万9,000円で、前年度対比2,105万円、3.7%の減となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5 款労働費は、支出済額184万円で、前年度対比 2 万5,000円、1.3%の減となりました。

6 款農林水産業費は、支出済額 4 億9,113万1,000円で、前年度対比 2 億3,037万3,000円、31.9%の減となりました。森林林業交付金事業の減が主な要因です。

7 款商工費は、支出済額 3 億3,492万4,000円で、前年度対比6,370万5,000円、23.5%の増となりました。温泉事業特別会計繰出金が主なものです。

8 款土木費は、支出済額 3 億217万6,000円で、前年度対比7,959万8,000円、35.8%の増となりました。住宅費等が主なものです。

9 款消防費は、支出済額 3 億3,222万6,000円で、前年度対比5,656万2,000円、20.5%の増となりました。

10款教育費は、支出済額 4 億8,258万8,000円で、前年度対比8,839万7,000円、15.4%の減となりました。社会教育費、小学校費が主なものです。

11款災害復旧費は、支出済額7,121万円で、前年度対比2,166万7,000円、43.7%の増となりました。

12款公債費は、支出済額 8 億4,851万8,000円で、前年度対比 1 億978万9,000円、11.5%の減となりました。

13款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計58億3,108万5,000円、前年度対比417万9,000円、0.1%の減となりました。翌年

度繰越額 2 億3,981万6,000円、不用額は 2 億9,832万5,000円であります。

歳入歳出差引残額は 4 億4,859万2,000円でありました。

次に、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書国保 1 ページからごらんください。

歳入です。

1 款国民健康保険税は、収入済額 1 億6,766万2,000円で、前年度対比850万8,000円、4.8%の減となりました。不納欠損額219万2,000円、収入未済額3,418万9,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 8 万8,000円で、前年度対比1,000円、1.1%の増となりました。

3 款国庫支出金は、収入済額 1 億9,713万1,000円で、前年度対比180万4,000円、0.9%の減となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4 款療養給付費交付金は、収入済額3,985万2,000円で、前年度対比971万5,000円、19.6%の減となりました。

5 款前期高齢者交付金は、収入済額 2 億7,474万3,000円で、前年度対比1,543万5,000円、5.3%の減でありました。

6 款県支出金は、収入済額4,589万7,000円で、前年度対比18万3,000円、0.4%の増となりました。

7 款共同事業交付金は、収入済額8,938万円で、前年度対比1,024万6,000円、12.9%の増となりました。

8 款財産収入は、収入済額14万9,000円で、前年度対比19万1,000円、56.2%の減となりました。

9 款繰入金は、収入済額8,374万7,000円で、前年度対比2,065万円、32.7%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10 款繰越金は、収入済額 1 億106万4,000円で、前年度対比3,072万7,000円、23.3%の減となりました。

11 款諸収入は、収入済額37万5,000円で、前年度対比149万8,000円、80%の減となりました。延滞金加算金、雑入等が減であります。

歳入合計10億 9 万2,000円、前年度対比3,679万9,000円、3.6%の減となりました。不納欠損額219万2,000円、収入未済額3,418万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費は、支出済額2,585万1,000円で、前年度対比102万円、4.1%の増となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億1,469万5,000円で、前年度対比668万6,000円、1.1%の増となりました。

3 項移送費の支出はございませんでした。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億 389 万 5,000 円であり、前年度対比 1,852 万円、15.1%の減となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額 18 万 3,000 円で、前年度対比 16 万 4,000 円、47.2%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額 357 万 9,000 円で、前年度対比 1,452 万円、80.2%の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額 4,655 万 7,000 円で、前年度対比 62 万 8,000 円、1.4%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 9,598 万 7,000 円で、前年度対比 314 万 2,000 円、3.4%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額 1,023 万 4,000 円で、前年度対比 87 万円、7.8%の減となりました。

9 款基金積立金は 521 万 6,000 円で、前年度対比 487 万 5,000 円の増となりました。

10 款公債費は支出がありませんでした。

11 款諸支出金は、支出済額 307 万 9,000 円で、前年度対比 882 万 6,000 円、74.1%の減となりました。

12 款予備費の支出はありませんでしたが、1 万 1,000 円の流用をいたしました。

歳出合計 9 億 927 万 9,000 円で、前年度対比 2,654 万 8,000 円、2.8%の減となりました。不用額 8,015 万 2,000 円であります。歳入歳出差引額は 9,081 万 2,000 円であります。

次に、平成 22 年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

決算書老保 1 ページをごらんください。

なお、老人保健特別会計は平成 22 年度をもって終了となります。

それでは、歳入です。

1 款支払基金交付金は、収入済額 2,000 万円で、前年度対比 67 万 1,000 円、99.7%の減となりました。

2 款国庫支出金の収入額はございませんでした。

3 款県支出金の収入額もございませんでした。

4 款繰入金は、収入済額 94 万 3,000 円で、前年度対比 26 万 7,000 円、39.7%の増となりました。これは一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金はありませんでした。

6 款諸収入は、収入済額 300 円で、前年度対比 164 万円、100%の減となりました。

歳入合計 94 万 6,000 円で、前年度対比 530 万 9,000 円、89.1%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は、支出済額 3,000 円で、前年度対比 134 万 5,000 円、99.7%の減となりまし

た。

2 款諸支出金は、支出済額94万2,000円で、前年度対比366万3,000円、79.5%の減となりました。

歳出合計は94万6,000円で、前年度対比500万9,000円、84.1%の減となりました。不用額は142万2,000円であります。

歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。

後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,632万1,000円で、前年度対比223万8,000円、3%の増でした。収入未済額は122万5,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額5,000円、前年度対比1万4,000円、71.2%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額2,678万3,000円で、前年度対比222万9,000円、9.1%の増となりました。

4 款諸収入は、収入済額1万4,000円で、前年度対比8,000円、138%の増となりました。

5 款繰越金は、収入済額3万8,000円で、前年度対比4万7,000円、55.4%の減となりました。

歳入合計1億316万2,000円、前年度対比441万4,000円、4.5%の増であります。

続きまして、歳出であります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億305万8,000円で、前年度対比437万1,000円、4.4%の増となりました。

2 款諸支出金は、支出済額6,000円であります。前年度対比1万6,000円、71.1%の減となりました。

歳出合計1億306万5,000円、前年度対比435万5,000円、4.4%の増となり、不用額は1,017万8,000円であります。

歳入歳出差引額は9万7,000円であります。

次に、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

決算書介護 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款保険料は、収入済額1億4,542万6,000円で、前年度対比367万7,000円、2.5%の減となりました。不納欠損額1万5,000円、収入未済額が309万3,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1万8,000円で、前年度対比6,000円、26.6%の減とな

りました。

3款国庫支出金は、収入済額2億6,224万3,000円で、前年度対比928万2,000円、3.7%の増となりました。

4款支払基金交付金は、収入済額2億8,346万5,000円で、前年度対比69万3,000円、0.2%の増となりました。

5款県支出金は、収入済額1億4,572万9,000円で、前年度対比159万7,000円、1.1%の減となりました。

6款財産収入は、収入済額5万6,000円で、前年度対比3万7,000円、39.9%の減となりました。

7款繰入金は、収入済額1億5,613万7,000円で、前年度対比520万9,000円、3.4%の増となりました。

8款繰越金は、収入済額1,721万6,000円で、前年度対比1,660万6,000円の増となりました。

9款諸収入は、収入済額8万9,000円で、前年度対比8万5,000円、4.2%の増となりました。

歳入合計は10億1,038万2,000円で、前年度対比2,647万4,000円、2.7%の増となりました。不納欠損額1万5,000円で、収入未済額309万3,000円であります。

続きまして、歳出です。

1款総務費は、支出済額3,214万3,000円で、前年度対比146万9,000円、4.8%の増となりました。

2款保険給付費は、支出済額9億3,795万5,000円で、前年度対比2,704万8,000円、3%の増となりました。介護サービス等諸費などであります。

3款財政安定化基金繰出金の支出はありませんでした。

4款基金積立金は、支出済額5万6,000円で、前年度対比3万7,000円、39.9%の減となりました。

5款地域支援事業費は、支出済額2,262万円で、前年度対比70万円、3.2%の増となりました。

6款公債費の支出はありませんでした。

7款諸支出金は、支出済額1,371万5,000円で、前年度対比1,061万9,000円、343%の増となりました。

歳出合計10億649万2,000円で、前年度対比3,980万1,000円、4.1%の増となりました。不用額1,940万7,000円であります。

歳入歳出差引額は388万9,000円であります。

次に、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。決算書簡水1ページをごらんください。

歳入です。

1 款分担金及び負担金は、収入済額52万円で、前年度対比15万円、40.5%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億1,795万1,000円で、前年度対比110万1,000円、0.9%の減となりました。不納欠損額 9 万4,000円、収入未済額が948万6,000円でありました。

3 款国庫支出金は、収入済額1,320万5,000円であります。

4 款県支出金の収入額はありませんでした。

5 款財産収入は、収入済額95万7,000円で、前年度対比 1 万6,000円、1.7%の減となりました。

6 款繰入金は、収入済額 1 億3,506万5,000円で、前年度対比2,723万9,000円、25.3%の増となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

7 款繰越金は、収入済額601万9,000円で、前年度対比517万6,000円、613%の増となりました。

8 款諸収入は、収入済額220万2,000円で、前年度対比71万円、47.6%の増となりました。

9 款町債は、収入済額5,800万円であります。

歳入合計 3 億3,392万2,000円で、前年度対比 1 億336万2,000円、44.8%の増で、不納欠損額 9 万4,000円、収入未済額948万6,000円となりました。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,395万6,000円で、前年度対比291万3,000円、9.4%の増となりました。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億6,150万3,000円で、前年度対比9,896万1,000円、158%の増となりました。

3 款公債費は、支出済額 1 億3,149万8,000円で、前年度対比54万3,000円、0.4%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんが、62万1,000円の流用をいたしました。

歳出合計 3 億2,695万8,000円で、前年度対比 1 億241万8,000円、45.6%の増となりました。翌年度繰越額は440万円、不用額は725万5,000円であります。

歳入歳出差引額は696万4,000円であります。

次に、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書温泉 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款使用料及び手数料は、収入済額379万3,000円で、前年度対比34万円、8.2%の減となりました。収入未済額が140万8,000円であります。

2 款財産収入は、収入済額5,000円で、前年度対比6,000円、54.3%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額8,885万8,000円で、前年度対比7,400万8,000円、498%の増となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額10万円で、前年度対比11万2,000円、52.8%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額1,000円であります。

歳入合計9,275万9,000円で、前年度対比7,355万円、382%の増となりました。収入未済額140万8,000円であります。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額796万7,000円で、前年度対比71万5,000円、8.2%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額5,586万2,000円で、前年度対比4,544万8,000円、436%の増となりました。

3 款基金管理費は、支出済額5,000円で、前年度対比6,000円、54.3%の減となりました。

4 款予備費は支出がありませんでした。

歳出合計6,383万4,000円で、前年度対比4,472万6,000円、234%の増となりました。翌年度繰越額は2,870万円、不用額414万3,000円でありました。

歳入歳出差引額は2,892万4,000円であります。

次に、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書診療所1ページをごらんください。

歳入です。

1 款診療収入は、収入済額2,960万7,000円で、前年度対比806万1,000円、21.4%の減となりました。外来収入等であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額17万4,000円で、前年度対比8,000円、5.1%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額80万円であります。

4 款繰越金は、収入済額335万9,000円で、前年度対比334万6,000円の増となりました。

5 款諸収入は100円であります。

歳入合計3,394万円、前年度対比390万5,000円、10.3%の減でありました。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額2,972万6,000円で、前年度対比89万円、3.1%の増となりました。

2 款医業費は、支出済額415万1,000円で、前年度対比150万円、26.6%の減となりました。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出がありませんでした。

歳出合計3,387万7,000円で、前年度対比60万9,000円、1.8%の減でした。不用額は791万6,000円でありました。

歳入歳出差引額は6万3,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い

いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は、7月25日から29日の5日間で、本町役場第一会議室において関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員様と審査を行いました。なお、現地調査も最終日に行いました。

総括、総合的な意見としまして3点でございますが、町税及び国保税の収入はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、負担金等の収入確保に万全を期していただきたいということです。

2つ目は、町債の発行、今年度は少なかったわけですが、債務負担行為等による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら有効かつ適切な運用を期していただきたいということです。

それから、3つ目が事務事業の見直しということで、事務の改善、合理化、効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めていただきたいということです。

総体的に、平成22年度決算について事業完遂と経費節減を評価いたしますが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課、課内も含めてですが、連携を密にして行政推進を図るとともに、特別会計を含め12億円余の人件費負担があると。過去5年間毎年減少はしておりますが、人件費コストを意識し、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

歳入において、滞納繰越分を除けば、町税をはじめ使用料等、高い収納率であると。なお、事業実施に当たっては、国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表しております。しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,272万3,000円、前年比293万5,000円の増と、毎年増加累積されているという状況です。また、不納欠損額は720万4,000円、前年比372万1,000円の増と増加しております。滞納繰越分の町税及び使用料等の徴収、整理について特段の努力を強く要望いたします。

また、一般会計からの7特別会計への繰出金は4億5,900万円で、前年比1億2,700万円増加した。今後、義務的経費はますます増加することが予想されますので、行財政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出された決算資料は、誠に当を得たものであり、5日間という限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括いたします。

なお、詳細につきましては、さきに提出いたしました決算審査意見書をもって報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

簡単な説明ですし、参考資料も総括表しか、全体がわかることはありませんので、本当に正確な内容はこれからの決算審査によると思いますけれども、総括表によると、過去10年間で最少の起債額6,740万円、償還は10年間の平均額6億9,346万円より多い7億4,043万円、それから起債残高も10年間で最少の62億9,246万円ということで、最高だった19年度末の78億2,663万円よりも15億円余り少なくなっています。起債残高ですけれども。

一方、基金の残高は、34億2,377万円から39億7,646万円に4億円近く増えていて、当町の財政状況、ただいま厳しい監査委員の御指摘がありましたけれども、昨年度において言えば、合併後4年間杉山前町長が財政危機を訴えて縮小方針に徹したこともあって、むしろ昨年、金余りといいますか、今すぐやってもらいたいということは、町民の要望は山積みしているんですけれども、使い切れなかった、仕事をつくれなくて使い残してしまったという状況に私は見えるんですけれども、このような現象が起きた理由と、それから今後の方針、財政をどのように運用していく方針か。繰越金もたくさんありますので、その見通しを伺います。

それから、2点目ですけれども、町税の方を見ると、21年度より2,000万円ほど増えて、10年前よりは2億7,000万円ほど増えています。人口も減っている中で町税が増えているということで、基幹産業と言われるお茶も林業も低迷が続いていますし、企業も、中堅クラスの企業が数社も倒産している、この近年の状況の中で、このような町税の増加の要因が何なのか。これも決算審査の中で詳しいことはわかるんだと思いますけれども、総括質疑の中で、行政の方は当然認識しておられると思いますので、お伺いします。

個人の所得を見ますと、年金生活者が増えている当町ですけれども、介護保険や後期高齢者保険制度が始まって新たな年金生活者への負担増も発生しています。多くの町民の方が、可処分所得が低下しているという、本当に痛切な声もたくさん寄せられているわけですけれども、今年度も国保税を6月議会で引き上げ、来年度からの介護保険料見直しでも、今年度、その見直し計画がつくられるわけですけれども、私は6月議会でも申し上げましたけれども、もう町民は、負担は限界だと。値上げを避けなければならないと私は主張していますけれども、町長の答弁では、値上げも避けられないというような、あの、支出に合わせてやるんだから値上げは避けられないような答弁もありました。一般会計のゆとりを町民負担の軽減に充てない限り、私はもう町民の負担は限界にきていると思うんですけれども、行政が幾ら元気あるまちづくりへの参加を町民に求めても、町民の元気回復は不可能ではないでしょうか。決算の結果を、どのように町民の暮らしを守り、これからのまちづくりに生かす考えか。このような余裕の決算、見せていただきまして、ぜひこの点をお聞きしたくて総括質問をいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

1つは、18年度以降集中改革プラン、これに基づきまして行政改革を推進してきた、そのことによって経費の節減がかなり進んでいるということが1つには言えるというふうに思っています。それから、我が国の経済が大変落ち込んでまいりまして、そのような中で緊急経済対策の様々な交付金が交付されたということ、それらによって、町の、いわゆる一般財源の支出が節減できたということ、それらの効果があらわれているのかなというふうに思っております。

しかしながら、まだまだ地域の中には大変な分野もございますので、そういう中でももう少し積極的に事業展開をしてもいいのではないかと鈴木議員の言葉には耳をかしていかなければいけない部分もあるというふうに思っております。

それから、そういう状況の中で個別に見てまいりますと、いろんな状況がございますので、大変厳しい事業経営なり農家経営、あるいは生活をされていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういうところにも光が当たるような、そういう施策も展開していかなければいけないだろうというふうに思っています。

個々については、これからの特別委員会の審査の中で、また検討していただくということになりますけれども、町としては、住民あつての町だというふうに思っていますので、そういう認識で今後とも進めていかなければいけないというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 大したことではないですけれども、税の徴収方法で、私、気になったことが1つありまして、要するに国民健康保険のいわゆる前納部分というか、4月から7月まで、これが一応することになっておりますけれども、それが徴収されていなくて、8月の調整で後期の徴収の中へ含まれておりますけれども、それは一月分の徴収額が大きくなっちゃって、本当に住民にとっちゃ大変だなという感じがするんですけれども、その点はどのような規則になっておりますか。

○議長（板谷 信君） ここでは総括的な質疑ということになっていきますし、遅れている部分って23年の話ですか、22年の話ですか。22年の話なら採用しますけれども。答弁、それでは願います、あれば。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問は、国民健康保険の仮算定、旧制度というんですか、の中にある仮算定が現在行われていないということに対する御質問かと思っておりますけれども、以前は仮算定といい、本算定前の仮算定期間がございましたけれども、仮算定におきましても、例えば前年度の税を継承するというんですか、最終税を継承するとか、そういうようなところ、新年度の税が確定した段階において大きく変化すると。いろいろな問題もございまして、現在では仮算定をせずに本算定から、あと分割の納付という形になっております

ので、司法制度等いろいろな御意見もあるかと思えますけれども、現行そうなっておるとい
うことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成
する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員
会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

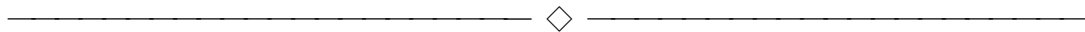
お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1
項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しま
した。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月7日から9月20日までの14日間休会としたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月20日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

平成23年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年9月21日(水)午前9時開議

日程第1 会期の延長

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時27分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎日程第1 会期の延長

○議長（板谷 信君） 日程第1、会期の延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事運営の都合により、9月26日までの5日間、延長したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は9月26日までの5日間、延長することに決定しました。

お諮りします。

議事運営の都合によって、9月22日から9月25日までの4日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月22日から9月25日までの4日間、休会とすることに決定しました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時28分

平成23年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成23年9月26日(月)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第32号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第33号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月6日から14日まで決算特別委員会を開催し、平成22年度一般会計及び各特別会計決算の認定審査を終日熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、市川昌美君、太田侑孝君、小藪侃一郎君、山本信之君、中野暉君、高畑雅一君、原田全修君、森照信君、鈴木多津枝君、中澤智義君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

9番、市川昌美君、発言を許します。9番。

○9番（市川昌美君） 9番の市川でございます。多くの傍聴の皆様おみえのようですが、この町にとって大事な話だと、私は考えております。

当初、議会も光ファイバーの整備には反対の意見が多かったわけですが、その後、区長会、地元説明会、検討委員会を経て今現在に至っておりますけれども、住民から直接請求が出ております。温厚な町と、私は考えておりますけれども、こういう直接請求が出てくるということは、本当に議会も行政も、言葉だけでなく、真摯に考えるべきではないかと考えております。

9月4日、台風12号による集中豪雨は大井川上流の井川で降水量が1,000mmを超え、川根本町でも800mm近くに達する生まれて初めて体験するすさまじい大雨でした。当日、午前9

時30分、長島ダム管理事務所は防災操作に移行する可能性があるとの予告、午後5時、本町へ3時間後に操作すると伝達しました。いわゆるダム放流の調整不能ということです。5分後に、594世帯1,519名の避難勧告が出されました。万に一つの幸運と言えるか、雨は弱まり、非常操作を行う寸前で回避され、勧告が解除されました。午後8時ごろ、避難していたのは173世帯352人、避難対象者の約23%、もしあのまま緊急放流が実施されていたなら1mから2mの水位の上昇どころでなく、カーブや沿岸を削り土石流と化した大井川、今ごろどうなっていたらどうか。背筋が寒くなります。

雨量が従来の想定外だったとしても、長島ダムの管理事務所、午前9時30分の予告通達から7時間30分後に3時間後の緊急放流が決定、通告されるまで、避難実施の事前通告も同報無線による放送もなかったこの現状を見ると、町の危機管理、その意識すらないかと、とてもこの人たちに生命と財産を守る責任すら感じられない。本当に、危機感を持ったのは私だけではなかったと思います。

8月2日、町民有志から情報基盤整備についての是非を問う住民投票条例の判定を求める直接請求が行われ、署名運動が始まりました。約1カ月、仕事の合間を縫っての大変な作業、最初は小人数で始めた署名運動でしたが、各地区とも関心の高いこの活動に賛同する多くの町民が参加、大きなうねりとなって町全体へ広がっていきました。この間、町内は署名活動の話題一色で埋め尽くされた感がありました。9月2日、選挙管理委員会へ提出された署名総数2,384票、有権者数の3分の1に迫るものでした。情報基盤整備事業の是非を問う署名活動に町民の関心がどれだけ高かったか、この重たい2,384票が、この結果の重たさが理解されなくてはいけないと思います。

ところが、町の対応を見れば、署名運動の終盤、8月25日、工事内容と総事業費を変更、一部の新聞紙上に発表、事前に議会運営に相談しましたが、紙上発表はその議会運営委員長も他の議員も知らなかったんです。その後、全員協議会で議会に報告、住民にもチラシで知らせたのですが、回覧板でした。住民への説明は型どおり、議会の議員に配られた内容との格差を含めて質問に入ります。

1、8月2日、住民有志から住民投票条例の判定を求める直接請求が出され、2,384票の署名が町選挙管理委員会に提出されました。町は、この請求をどう受けとめるか。

2、平成22年3月、この事業が提出され、本会議において答弁された発言にどう責任をとられるか、伺います。

3点目、台風12号による大雨で異例の放流を行う異常洪水時防災操作が危機一髪のところ回避されました。町民の生命と財産を守る使命と対比して、この防災と光ファイバー事業とどちらが最優先するか、その認識の有無を伺います。

以上。

○議長（板谷 信君） ただいまの9番、市川君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） おはようございます。

それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

まず、川根本町情報通信基盤整備事業について、9月2日、町の選挙管理委員長あてに、益井悦郎氏以下6名の方々から、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う川根本町住民投票条例制定に係る2,384名の署名簿が提出されました。この署名は、現在町が進めようとしている情報通信基盤整備事業の実施の是非について条例を制定し、住民投票を実施して町民の意思をはっきりさせたいというものであります。

本来、町政は、町民の代表である議員の皆様方により構成される町議会と町による間接制民主主義により進められるべきであるということは、議会制民主主義国家であるこの日本においては当然のことと考えておりますが、今回このように多くの町民の皆様方から投票を望む声が上がったという事実は真摯に受けとめなくてはならないと考えております。

私は、本署名の持つ意味を深く認識し、町民の投票によって現在計画されている川根本町情報通信基盤整備事業の実施について、町民の皆様お一人お一人に主体的な意思を表明していただくことも有効な手段であるとは考えておりますが、本住民投票条例の制定につきましては、条例制定の本請求が提出された後、条例案を十分に検討した上でお答えさせていただきたいと考えております。

次に、平成22年3月、この事業が当初予算に計上され、本会議において答弁された発言にどう責任をとられるのかという御質問でございます。

どこの発言か特定できませんけれども、平成22年3月定例議会において、「基本設計の中で、新しい技術も含めて計画を練っていく。」と発言をいたしております。この新しい技術とは、F T T Hが、この時点で3年前の技術だという指摘に対して、携帯電話、データ通信を中心とする無線方式が進んでいるとの御発言を受けてのものであります。当時、私は、今以上に技術的なことは詳しくわからない状態でしたので、その趣旨も伝え、発言をしております。

その後、基本設計をする中、また推進検討委員会においてN T T ドコモの関係者からのお話も聞き、その後、その実現性について検討をしてきました。その結果、L T Eと呼ばれる次世代携帯電話サービスやW i M A X方式による民間通信事業者のサービス展開は、川根本町全域をエリアとすることは難しいとの判断をいたしました。各通信事業者からも、「現時点では、川根本町にサービス展開する計画はない。」との発言もいただいております。

このように、全くその方式を検討していないというわけではありません。F T T H方式についても、その後の検討の中で光の道推進交付金といった補助制度も始まり、決して時代遅れの方式でないことを確認しました。数多くの自治体が現在もこの方式を積極的に進め、超高速と言われる利用速度30Mbps以上の情報通信環境整備を進めています。

また、今後、医療や教育、福祉などの分野で情報通信基盤を利用して、便利で暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。その中で、こうした民間通信事業者の無線

方式による基盤が使いやすいものとは限りません。スマートフォンなどの普及で、電波事業も逼迫してきているとの情報もあります。こうした事情についても、御理解をいただきたいと思えます。

次に、防災意識の欠如についてということの御質問でございます。

先般、大きな被害をもたらした台風12号については、長時間にわたり雨が降り続き、700mmを超える大量の降雨量が観測されました。9月4日、長島ダムから異常洪水時防災操作へ移行する旨の連絡があり、浸水被害の危険性から避難勧告を行いました。幸いにも流入量が減少し、この防災操作が回避され、約3時間後に避難勧告を解除するに至りました。

町では、水防計画において、これまでの被害実績をもとに重要水防箇所として町内6カ所を指定しておりますが、長島ダム初めてのただし書き操作移行という連絡を受けたことから、6カ所にとどまらず、浸水被害のおそれがあると判断されるエリアを含むより広範囲な地域を対象とし、避難勧告をさせていただいたものです。結果として、大きな浸水被害に至らず、深刻な事態が回避されたことに対し、安堵しているところであります。町政を預かる者として、住民の皆さんの生命、財産を守ることが最重要かつ最優先されるものであるという基本認識のもと、行政運営に当たっております。

引き続き、住民の安心・安全を守るという使命感を持ち、今回の経験を今後の被害対策に生かし、住民の方々に信頼されるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 再質問、いいですか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 危機管理の問題についてから始めます。

要するに、特別、行政をどうだという話ではございませんけれども、当日、防災無線の戸別受信機がなかったことで、この南部は消防団が一軒一軒回っていますね。ということは、スピーカーを聞きたくて窓をあけても聞き取れない。恐らく、役場へ来たんじゃないかと思うんですよ、電話が。でも、これ電話があって、電気がついている状況ですからいいですけども、あるいはこれが地震であったり、もう夜中になってその避難をしるなんていう段階ではないですね。ですから、何で7時間半もあったのに、一応その避難場所を特定することはわかりますが、これはもう当然役場の職員が30人も行けば10カ所ぐらい、少し広範囲過ぎても、その地区の区長とかそういう人にもお願いして、さっと決めなければ、これ予定どおり放流されていたら、2、3mぐらいの上乗せの水が来たとき、とんでもない被害になっていたということを感じたもんですから、その点ひとつ、今後も含めて、これから東海地震も含めて、全くその被害の状況が違いますから、避難場所も今の状況ではとても適当でないという場所がありますけれども、そういうのを含めて、どういう心構えでこれからやっていきますか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、市川議員の質問にお答えします。

非常に長期間に大量の雨が降ったということで、金曜日の夜ですね、それからずっと水量、降水量ですね、確認してまいりました。それで、9月4日の朝ですか、長島ダムからただし書き操作に移行する可能性があるというような連絡をいただいたわけでございます。そうしたときに、今町長が申しあげましたとおり、水防計画に指定されております地区だけにとどまらず、やはり広範囲に対象地区を選定して対策をすべきだというようなことになりました。これまで、町の方では、浸水想定区域というのは具体的に技術的なものはありませんで、示されておられません。

したがいまして、そういった資料を何とか必要だということで、従来から要望していたんですけれども、今度島田土木事務所の方でそういった区域指定を検討していただくというようなことで、資料が、案段階でございますけれども、ありました。したがいまして、その区域図、そちらの方を参考に危険な箇所を選定しまして、避難勧告をしたらどうかというようなことで、実際作業に入ったわけでございます。大体、お昼ごろから3時ごろまでかけて全職員で対応しましたけれども、そうした中で、必ずただし書き操作が行われるということではございませんでしたけれども、やはり状況を見ますと、そちらの申請もされているということで、非常に危険な状況になってきたということで、それではとにかく自主防災会の会長さんにも御連絡申しあげて、それなりの対応をとっていただき、同報無線によって皆さんにお知らせするというような手順を踏んだわけでございます。

そんな形で、当然消防団の方にも区域内のパトロール等をお願いして周知徹底を図っていただいたわけでございますけれども、最終的には大きな洪水被害にならなくてよかったと思っておりますけれども、議員がおっしゃられますように、同報無線につきましては、やはりまだ旧中川根地区におきましては戸別受信機がなくて、若干聞き取れないようなお宅もあるというように伺っております。できるだけ早く整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 危機管理というものは、本当にその場で間に合わなければ、後でほっとしたなんていう話じゃないですからね。恐らく、千頭の川根大橋あたりでも危険水域3m30のところを4m30という段階で、2mも3mも水位が上がったら、あの橋ももちろんなかつただろうし、両岸の千頭、小長井、田代、桑の実、あるいはこっちへ来て、崎平、青部、徳山、藤川、低いところはほとんどなめ尽くすような惨状になるんじゃないかという、そういう危機感というものを、あの雨の多さが、今までの通常の出水とは違いますもんですから、そこに上乘せして2mも上がるような、いわゆる自然任せの、上のダムの操作だけに任せるような形になったものですから、本当のこれ想定外の状況ですけれども、こういうことがまたあるかもしれません。だから、そういうときに備えて、防災無線はもちろんのこと、とにかくできる限りのことをしておかないととんでもない被害が出るではないかなということを指摘しておきます。

ブロードバンドの方に変わりますけれども、この赤い紙が回覧で回りました。これ、新しく改良した、内容が変わった、予算も変わったものです。そして、私たち議員に基盤整備検討案というのがありました。詳細設計の前に案ですよ、まだね。ところが、この裏側に推進検討委員会のあれとして、意見として、「住民説明会で提示した事業内容にこだわることなく、整備方法や利活用方法を再検討し、新しい事業計画を策定することが必要であるというご意見をいただいた」とあるんですけれども、これ、うそでしょう。ありませんよ、検討委員会から来ました最終的な答申を見ても。ありますか、町長、ちょっとお答えください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 推進検討委員会の報告書の中に、その「こだわらない」という文言があったかどうかということについては、なかったかと思います。ただ、経過を見てみますと、町が当初提案した、いわゆる原案というふうに呼ばせておりますけれども、その基盤整備の計画案、それに対していろんな御意見が議会であったわけです。そういうことから推進検討委員会を設置して、その場でいろいろ御意見を伺おうということで意見を聞いてきたわけでありませぬ。その中で、本来なら検討委員会の中でもう少し方向づけをしていただければという期待もしていたわけですが、議論がいろいろあったんだろうというふうに思いますけれども、結果としてそこまでは至らないで、その部分については、もう少しいろんな方法も含めて、この町にとっていいものを検討してみたらいかがでしょうかという旨のものをいただいて、その後の検討に、利活用を含めて入っている状況でありますので、検討委員会の趣旨を外れるものだというふうには全く思っておりませぬ。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） じゃ、簡単な質問をいたします。

住民に説明をすることの必要性をあれだけ言っているが、指摘されながら、何でこれを戸別配布しないで回覧板にしたか、それをちょっとお答えください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 住民の皆様方に説明ということでございますけれども、現在新しい案を、要するに当初提案したものが必ずしも賛成を得られないという状況の中で、いろんな方を現在検討している過程であります。したがって、その都度の過程の話というのは全協の中では説明させていただいておりますけれども、住民の皆様方にはしっかりした方向が議会でも理解を得られた上で説明を果たしていきたい、そういうふうに思っていたわけでありませぬ。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 町長は、この本会議で詳細設計は9月に始めるということを言っていますよね。詳細設計をやる前に、まだ検討、検討、案だと言っていますけれども、新聞には、これ町で出したんでしょう、もう方針を変えるというふうに出ていますよね。

それから、この戸別……テレビ告知放送で、いわゆる町の行事とかいろんなものを報告す

るような形になっていますけれども、これ見ますと、全く違いますね、町民に知らせたことと私らのところに入ってきたのは。何て書いてありますか。「各家庭に設置されているテレビを媒体として行政情報を発信する整備方法により行政チャンネルが受信できない場合は、代替手段を検討する」、これ何を言わんとしているんですか。ちょっとお答えください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 今回の計画案では、全戸にテレビを使った、テレビを媒体とした告知放送というものを計画しておりますが、それでも使えない部分といたしますか、それにつきましては衛星だとか、無線、無線ですか、を利用した電波の利用ということで考えております。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） ちょっとおかしいですよ。テレビで告知放送をするって言っているでしょう。だったら詳細設計の前に、もう戸別のものがあるんですから、当然莫大な金要りますわね、これ。戸別サーバーに親サーバーつけたら、莫大な金でしょう。これ、見ますと、私らのところに来たやつを見ますと2段階方式になってますね、今度は。2段階方式になっていて、私ら、これ見ると、最後に目標としてありますね、その中に、テレビを媒体とした行政チャンネル、いわゆる放送ですね、そういう形になっていますけれども、これいかがですか。やらないつもりですよ、これ。ということは、なぜかという、初期整備の中に11億円、総工費、その中に1,600世帯、同報戸別受信機、防災ラジオ1,400世帯とかありますけれども、これどういうことですか、ちょっと。光ファイバーとどういう関連ありますか。そこら辺を、ちょっとお答え願います。

○議長（板谷 信君） 市川議員の質問に、わかりやすく説明をしてください。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 失礼しました。

初期整備と最終目標というんですか、2段階で今回計画をする、整備をするわけなんですけど、初期段階では、まず希望者を優先的に整備を図っていききたいと。その後、目標としまして全世帯に、テレビを媒体とした告知放送を徐々に全世帯へ整備を図っていききたいというような計画を持っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） そんなこと聞いているんじゃないですよ。11億の初期段階のときに、何でここに同報戸別受信機、防災ラジオ1,400と入っているんですか。これ、全然関係ないでしょう。これは、総務の別枠の仕事ですよ、これ。一体、これが、いわゆる……、じゃお答えください。この1,600の同報無線の戸別受信機というのは、既設のものですか、これ。お答えください。

○議長（板谷 信君） 質問に対し、わかりやすく説明してください。整理してください。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいま御質問の中で、同報無線というんですか、いわゆる旧中川根というんですか、南部エリアに1,400世帯の戸別受信機のない世帯があるというわけでありまして、これについて、さきの6月議会でもお答えをさせていただいたわけですが、技術的な問題で検討はずっとしてきたわけでありまして、この整備ができなかったという問題がありまして、これについては今年度において、吉田町においてこの問題がクリアされた、いわゆるチューナーが2つつくことによって緊急放送が優先的に入る、そういう機械がつくられたということですので、それらを整備していきたいというお答えをしたものを、この最初のところのいわゆる双方向の告知電話という中に防災情報も入りますよというようなところの中で、これについてはやはり、今回本来のブロードバンドの整備には直接的な項目ではありませんけれども、そういうような部分がありましたものですから、同報無線の補完について、いわゆる先ほど言いましたように、課題となっている部分についてなるべく早急に整備したいという中の文言が記載されたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 何を言ってるんですか。私の質問は、この同報無線の1,600台は既設の同報無線かと聞いているんですよ。ここに出てるの。

○議長（板谷 信君） この説明文の部分のところなので、しっかり明快に答えてくれないと。市川さん、その1,600というのどこに書いてありますか。

○9番（市川昌美君） この整備案に載っているでしょう、これ。基盤整備検討案というのが私らのところに来まして、その裏側の初期整備のところ、同報無線戸別受信機1,600世帯、防災ラジオ1,400、いわゆるこれです。だから、その1,600が、今までもう既につくってあるものなのか、それを聞いているんです。

○議長（板谷 信君） 今からつくるのか、もう既にあるのか。

○9番（市川昌美君） はい。

○議長（板谷 信君） ちょっと休憩します、しばらく。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長（板谷 信君） 再開します。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この1,600世帯というのは、8月の数字、戸数でございます。残り、防災ラジオということで、あと1,400世帯が整備が必要という数字でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1,600というのは、今からつくるということね。

もう一回。

○企画課長（羽倉範行君） 1,600世帯という数字は、既に整備されている世帯でございます。残りの1,400世帯がまだ未整備ということで、防災ラジオ等の整備をする必要がある世帯、1,400世帯という形で記入させていただきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それはおかしいですよ。ここで既設のものを出すんだったら、町長がこの前答弁したとおり、北部で1,200台、そしてここで601台、1,801台になるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（板谷 信君） もう、既に整備されている部分が1,800になるということだね。それを聞いているんだね。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 失礼しました。

これは、民間の世帯、3,000世帯を対象としております。そのほかには、また事業者だとか、そういったところが含まれている数字じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） わけのわからない答弁したってしょうがないでしょう。町長が言ったのは、整備済みが1,801台、ここに既設のものが1,600というと、201台……、数字が合わないでしょう。こんなもの、大体議会へ配るのに出してくる自体がおかしい話。これは、何も……、じゃ11億の中のこれが入るんですか。既設のものも、これから整備するものも。教えてください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） これは、先ほど申しましたように、住民の方々の世帯数ということで3,000世帯を対象にしております。先ほどの200という数字は、事業所あるいは学校、公共施設等の整備部分が入っておる数字でございます。一般の住民の方々の世帯には3,000世帯のうち1,600世帯が整備されておまして、残りの1,400世帯があと整備が必要という数字でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 公共施設へ入れようと、どこへ入れようと、整備したものは整備したものでしょう。しかも、ここに概算の事業費が11億になっているところへ、いいですか、今まで整備した同報無線は、北部と、今ここで、南部でやっているものを含めると2億7,875万6,500円なんです。これを、何でこの11億の中へ入れるの。これは、全く別なものでしょう、防災無線で。お答えください。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） この整備については、先ほど説明いたしましたように、双方向のときに、その防災対策というんですか、防災の部分も含まますよという中において説明してきている中で、この同報無線の位置づけもあるということで記載されているものでありまして、この防災ラジオ、それから同報無線につきましては、この11億に含めるものではありません。防災関係の予算であるということにご理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 含めるものでないのが、何で概算総額が11億の中へ入ってるのと、僕は聞いているの。こんなところへ入れるものじゃないでしょう。これ、議員のところへ配付した資料なんですよ、これ。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 全協でお示ししました比較検討表ですか、これには緊急情報通信ということで記載されておりますが、この部分につきましては帳簿の全体の大勢ということで、ここにあわせて記載をさせていただきました。

なお、副町長が言いますように、この同報無線の整備につきましては防災の方で見るということで、11億の中には入っておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） だから、11億の中へ入らないものを何でこんなところへ記載してあるのっていうの。だれが見たって入っていると思うじゃない、これ。と同時に、じゃこの概算の初期整備のときの11億というのの積算根拠、ちょっと教えてください。

○議長（板谷 信君） しばらく休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時48分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） これは、概算の金額でございますので、御理解をお願いしたいと思いますが、当初、基本設計では16億円というような数字を出させていただきました。また、今回テレビ告知端末からテレビを媒体としたシステムに変更ということで、その分が減額ということで、今回11億円の提示をさせていただきました。これも、あくまで概算ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 私、言いたいのは、恐らくこの答弁できないと思っています。なぜで

きないかという、町民に知らせるものとは全く違うものが出てきて、全く読みにくい場所にこうやってありますね。じゃ、80歳以上の人には末端の受信機のいわゆるテレビつきのあれを残すと。ここに書いてある一定要件は何かといたら、例えば80歳以上の寝たきり独居世帯などを満たし、本人が設置を希望する場合には双方向告知情報端末、いわゆるテレビですね、これを設置する。設置するって、これ限りなくゼロじゃないですか、もう。新聞ではゼロになっていますね。ということは、なぜかという、その告知端末がなくなっちゃったと言ったら、4億4,100万、あとの端数はやめますけれども、これからは当然16億から引かなくちゃならんだろうし、それから引き込み設備なんかもそうでしょう、これだって2億2,400万ぐらいありますけれども、これだって引かにならんでしょう、そうしたら11億なんていう数字は出てこないですよ、これ。ましてや、電柱が減ってくるでしょう、もっと。

だから、そういうものじゃなしに、ただ言葉の、ただいいからはちべえのことやって、こんな中へ同報無線とか防災ラジオなんかはめ込んで、これでね、ごり押しして通すつもりですか、こんなものを。そりゃあね、おかしな話でしょう。そういうものをやらなければ、私、言うなら概略で結構ですよ。じゃ、6億6,000万もの金を16億から引いたら、何で14億になりますか。ましてや、この書いてあるのがテレビ媒体のチャンネルでした。一般の町民は、もうテレビで全部町の放送が見られると思っているんですよ、聞けると思っているんですよ。ところが、サーバーの計算も何もない、どのぐらいかかるかわかりますか、あんた。双方向のあれ、これビーム社が試算したんですけれども、サーバー装置だけで1億9,200万、1件6万、これだけの金がかかって、その根拠も何も出さずに、テレビでみんな町の告知をしますよということを新聞に出しているでしょう。それで、今まだ概略の段階で、自分たちが出したものが、じゃ何もないということじゃないですか、これ。議会に対して失礼じゃない、こんなもの出して。今まで、こんなことばかりやってきたでしょう、答弁でもそう、すべてそう。その辺、町長どうですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） この計画、基本設計に沿って今までのいろんな財源の問題ですとか、あるいは初期投資等について説明をしてきたものでありますけれども、基本設計の段階での数字ということでもありますので、しっかりした数字というのはさらに次のステップに入っていないとわからない部分があるということで、その中で概算としてお示しをしているものであります。したがって、今回提案したものでありますけれども、テレビ電話機能のついた端末機をやめて、これについてはいろいろ議論の中で、道志村を見学された議員の皆様方からの御報告、あるいは地域の皆さん方のテレビ電話に対する反応ですね、そういうものを聞いてこられた報告ですとか、あるいは住民の説明会の中で、その部分にかなり抵抗があったということもあって、その部分を外したわけでありまして、その端末機をつけるという部分について今回除外して提案をさせていただいたわけでありまして、その部分を控除して11億という数字が出ているわけでありまして。テレビにつなぐことによってあ

るチャンネルを特定して、そこに町のお知らせをできる、そういう機能のついた部分を含めて11億ということで理解をしております。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 言葉のあれ、いらぬですよ。今まで同じことばかり繰り返してっばいやっついてね。だから、私、言うのは簡単なことですよ、概略というんだったら、この告知放送の端末機を外せば4億4,100万、それから引き込み設備もそうでしょう、これ恐らく3分の1ぐらいになるでしょう、これ2億2,400万。それで、まだこのいわゆる設備なんかでもそうでしょう、利用者が減れば減った分だけ減ってくる。だから、概略でも11億なんていう数字は全く出てこない。概略じゃない、これうそだと思いますよ。だから、言っていますよ。

だから、町長、いいですか、もう一度質問します。町長は、ちょっと的を外しましたけれども、23年3月定例会の答弁の中で、この事業を単独で行うかどうかの質問に対して、当然国の光の構想の補助金、補助率該当ですか、相当する部分の3分の1、それから県の補助率相当の4分の1ということで、これを全部やると5割ぐらいになっちゃうんですけれどもね。だけど、これ言っていますけれども、町長、いいですか、国の補助は大丈夫ですか。お答えください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今年度については、その3、11等の問題もあって、震災対策に流れる部分というのものも出てくるのかなというふうに思っていますけれども、この制度はまだ生きている制度でございますので、国としてもしっかり進めていきたいという方針の中での事業でありますので、当然これも念頭に置いての計画でございます。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 町長、この地域情報通信基盤整備事業推進交付金実施マニュアルを見たことありますか。私が少し読んでみましょうか、抜粋して。

アンケートをとるということで。郵送アンケート、アンケートを郵送する。電話調査、質問票をもとにヒアリング。ファクス調査、アンケートを各家庭にファクスで送付して、ファクスで回収。地区訪問調査、地区の住民を集会所に集めてインタビュー。戸別訪問調査、戸別に住民宅を訪問してやると。全部ですよ、これ。そして、最後、どうですか、整備をいつ加入するかを明確に回答してもらい、年度末の整備計画を。これだけの条件をクリアしないと、交付金入らないですよ。これも、あれですよ、内示もらっていますか。お伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 正直申し上げて、今の議員がお話ししたそのマニュアルなるものについては詳細を見ておりません。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 結局、あなたたちが今まで進めてきたものというのは、一体この根拠

はどうかわかりませんが、生臭い風評が立っていますけれども、ただやることだけで、まだ概略ができていないんですよ、これをゴリ押ししようとする、そうでしょう。

積算根拠もない、じゃ工事をこれだけカットした、カットした分はどうなっていったのかというのも提示してない、こんなことでいいんですか、町長。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 要するに、そういう不確定部分がまだあるものですから、そういう意味で、さらに詳細な部分に入ることによって、しっかりした申請なり要望ができるような体制をとっていきたいということで、現在進めているわけであります。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） もう、ほとんど明快な答弁はもらえないとは思いますが、町長に伺います。

6月の定例で、いわゆるアンケートがある、私もよく聞きました。アンケートがなければインターネットに加入する台数もわからない、そうでしょう。それで、どうやって管理運営表をあなた方はこうやって出してこれるんですか。その辺、どうですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今の段階では、まだそのアンケートといいますか、町民の皆様方の加入の意思ですとか、そういうものを確認する段階に、まだ計画そのものが、今の議員がおっしゃるようなはっきりしない部分もあるものですから、したがって、もう少し計画を詰めていかないと、なかなか住民の皆様方の意向を聞くというところにまで至っていない、そういう状況の中でもありますので、アンケートというのはいずれもう少し細部に入って検討した上でとらせていただくと。

こういう、今のいろんな運営の経費、そういうものの、何ていいますか、見込み等については、いずれにしても今の段階では仮説の中で進めているものでありますので、そこを御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それはいいですよ。結局、6月、もう一つ伺いますが、町長は、9月に詳細設計をやると、9月に終わってからそれからアンケートをとるんだと。片や、副町長は、その前にとるということを明言していますね。これ、どっちが本当ですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私が6月議会でお答えしたものは、詳細設計に入っていくに当たっては、詳細設計の……、要は全協のところでも申し上げましたけれども、表現的にちょっと足りない部分があったかもしれませんが、詳細設計の精度を高めるためには意向調査等、そういうものが必要になってくるということをお願いしたことでありまして、詳細設計に入る前にそれをやるとは申し上げてございませんので、そこは御理解をいただきたいと思えます。町長の発言との整合性はないということではない。いわゆる詳細設計を行うには、詳細

設計をしていく中において意向調査をとっていかないと、その台数とかは確定しないということをお願いしていることでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） じゃ、私が読みますか。副町長、「詳細設計に入るに当たっては、町民の加入条項とか希望などの把握が行える意向調査をしていきたい。」これは、当たってはということ、その前ということでしょう。だから、ただその場その場、こうやってクリアすれば何とかというような答弁、これ皆、あれですよ、私、抜粋して傍聴の方にも配りましたよ。みんな興味あることですからね、ですから、これ全部持っていますよ。町長、この程度のことで、こんなごり押ししにゃならんというような事業ですか、これ。町民が要らない、議会も当初要らんなど。区長会も要らない、それから住民説明も反対が多かった。何でこれをやらにゃならん理由がありますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 議会が反対というお話でございますけれども、議会の、今の、何ていいますか、議会の状況を見たときに、必ずしも議会全体が反対だというふうには思っておりません。それから、町民の皆様方の中でも、ぜひ進めていただきたいという声もかなりの数で聞いておりますし、そういう状況の中で、決してこれはごり押しするとかというものでなくて、将来を見たときに、これから情報通信社会だということは間違いのない、既に情報時代に入っているというふうには思っておりますけれども、そういう中で、人口が減少していくことに、若者を中心に出ていく、そういう中で定住化も図っていかなければいけない、安全・安心のまちもつくっていかなければいけない、産業振興もしていかなければいけない、いろいろ課題を抱えている中で、将来生きていく上で、この情報通信基盤というのは、やはり光をまず第一に考えて進めていく。そして、今いろいろ衛星ですとか、いわゆる移動系のものについては補完的な形で使っていくというのが、この町にとっての将来を考えた上で重要ではないか、そういう判断の中で進めているものであります。

そういうことで、ぜひ御理解をいただきたい、そういう思いで進めてきているわけであり
ます。

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思
います。

これで9番、市川君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君の発言を許します。2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 2番、太田侑孝です。通告に従って質問を行います。

質問を行います、市川議員の質問を継続していった方が時間の無駄が少なく済むよ
うな感じもしますが。ただ、お聞きのとおり、初期整備の11億円の説明に休憩をとるようじゃ、
もうどうしようもないんですね、どうしようもない。きょうは、私を含めて10名の議員が質
問に立つわけですが、全員がこのブロードバンドのことを質問します。

折しも、署名運動の関係が縦覧に入っておりまして、住民投票条例の上程というのが間近に迫っていると。したがって、私たち議員は、住民投票条例に賛否あるいは中間、あるいはブロードバンドも大詰めで賛否両論、中間ということでありましようが、きょうあたりはそろそろ議員の皆さんも態度を明確にしながら質問していくという状況下に迫られているように、私は思っております。

そこで、もう一度もとに戻して振り返ってみますと、住民への説明責任と、私はよく言っているんですけども、去年、おとし、22年の8月から10月に地区説明会が行われました。23会場で約450名の出席者があったというふうに確認しておりますけれども、この地区説明会の事業について450名の方は聞いているんですが、町民の皆さんへは、その翌月の10月号のこの広報に載っております。それ以外は、あと引き続き議会での一般質問の議会だよりで読んでいるかと思うんですが、それも紙面の都合があって非常に少なく、断片的であります。なかなか町民の皆さんには伝わっていないというのが、町民の皆さんの御意見であります。

しかも、これが25日の静岡新聞に載ったということです。ですから、ほぼ1年間、それが全く閉ざされた状態です。ですから、25日の静岡新聞に載ったのは、光ファイバー希望世帯から推進になっちゃった。「川根本町長、新たな方針を示す」という記事なんですね。これはどういうことなんだろうかと、全戸に配布されて。しかも、それはブロードバンドに関する町の考えを御案内させていただきます、御案内ということなんですね。こういう、この1年間何もなしにして、いきなりのこのことでありまして、その町長のコメントの中には、この中には、毎月の議会全員協議会で報告してきましたというんですが、毎月報告なんて聞いちゃいないですね。町民の皆さんには検討中という事情もあり、お知らせする機会がありませんでした、申し訳ございませんでしたと。いや、もうやめてくれというような状況になっているわけであります。

この1年間説明責任を果たしていないということを全く認めているような文面にもなっています。検討委員会のことも云々やっているんですが、検討委員会も7回開催されたということなんですが、その内容も、4回までの内容はこの広報で出されています。5月号で、「情報通信基盤は必要、検討委が報告書を提出」という記事も出ているんです。だけど、内容は、そこからのぞき見ることは全くできないわけであります。このピンク色の検討案と、こう言っていますが、私から言わせれば、これは揺れて、迷走しての迷走案と、私は、断言できると思うんです。ちなみに、迷走は今に始まったことじゃないですね。この「未来への投資」という11月号の広報の特集号のこのリードの部分をちょっと読んでいきます。

「町が揺れている」、いきなり揺れているんです、書き出しから。22年の11月、地区説明会を受けてこの広報の書き出しが「町が揺れている」という書き出しなんです。「都市部との情報格差を解消するため、町が進める『光ファイバー網整備計画』、実施期間2年間、最大16億円の事業費を投入する一大プロジェクトだ。事業の概要を説明するため、各地区で開かれた住民説明会。そこには、期待、展望、不安、懸念、疑問……さまざまな声が飛び交

っていた」と、11月の時点で。説明会が終わった段階で、「果たして本事業は町の未来を照らす『光』となり得るのだろうか」と広報がクェッションマークつけている。最後には、「現状を、ありのまま伝えたい」と。この1年間、ありのままを全然伝えてきてないんです。それが、いきなり8月25日の新聞であり、このピンクの回覧になっているわけですね。今も、まだ町民は、町はもっともっとひどく揺れっ放しの状態が来ています。このブロードバンドの検討状況を継続して説明してこなかった、その説明責任について大詰めの状況の中でどういうふうに認識しているか、町長に、この説明責任の考え方、その責任をどうとらえているか、トップリーダーとしてどう認識しているかをお答えいただきたい。

このような説明責任放棄町政ブロードバンドの計画、私は名づけていますが、住民投票の署名活動が2,384名の署名になってきた。町の有権者の3分の1なんですね。まさに住民の声だと、私は、議員として重く受けとめて、今この立場に立っているつもりであります。町長は、先ほども答えておりましたが、この重み、どう受けとめているか。これを、たらたらと読んで釈明するような答弁じゃ困るんです。いいですか、しっかりした答弁を欲しい。

2つ目は、同じブロードバンドであります。事業理念と事業目的というふうに通告してあります。これは、あらかじめ言っておいた方がいいと思って、あえてこの質問を載せたわけではありますが、その理由は、このピンクのA4チラシ、この中にあります。町長のこの説明文面をはじめ、整備説明、財源利活用Q&A裏表、これは基本設計書や地区説明会の資料、あるいはもともと区長会でも話している。それと全く大きく違っているんですね。この情報基盤整備事業の原案作成については、21年度には基本方針ということで520万使っています。22年度には基本設計ということで約650万、あわせてこの原案のために1,200万ぐらいのお金を使っているんですね。これは、どういう設計であるかという、ここに概要報告書というのがあるんです。これを、だだっとならんでいけば、そこに長く本命があります。川根本町情報通信基盤整備事業基本設計策定業務とあります。その概要報告書です。これが、ベースになっています。

内容、目次を見ますと、基本設計の内容、国の施策動向、光の道、2、国の施策動向、光の道関連施策、3、国内で利用可能なブロードバンド一覧、4、想定する高度情報通信基盤網、5、想定するサービス、6、想定する運営事業者、7、想定する事業収支1、8、想定する事業収支2、9、高度情報通信基盤全体像、参考資料、アンケート実施結果概要、2、情報基盤比較検討、多機能端末比較と、こう出ているんですよ。これが、地区説明会から以降ずっと使われていた原案なんです。それが、このピンクの中でひっくり返っている。基本設計から外れ、地区説明から外れ、ましてや住民運動に携わっておられる方々、その方々はこれのことを言っているんだよと、今はこっちなんだよと、こういう説明なんですよ、これ。それを、検討委員会が認めていると。

そういうことで、先ほど、検討委員会の文言はそこには入っていなかったけれども、「住民説明会で提示した事業内容にこだわることなく、整備方法や利活用を再検討し、新しい事

業計画を策定することが必要であるとの御意見をいただいた」というふうに言っていますが、検討委員会の委員長の御意見を聞きたいですね。私は、その点からいけば、これは原案と乖離しちゃっている。そういうことからいきますと、もう一度この基本設計を収支から何から全部やり直すべきなんです。それでこそ、初めてこれが進む事業なんです。

それがなくて、さらには9月から4,300万の予算を使って詳細設計に入りたいと。とんでもないことだと、私は思います。これは、断固反対します。むしろ、この検討案の提示によって詳細設計の必要性はなくなったなというふうに断言できるわけです。よく見れば、皆さんにもうなずいていただける理由だと思います。

以上が、大まかにやってきた質問の概要でありますけれども、実は3番目には、台風災害についての対応について伺いますというふうにしてありますけれども、台風12号も土砂、洪水災害について大変質問を考えてきたわけであります。21日には台風15号によって議会が延期された。今日になったわけですが、同じように、洪水、土砂災害も大変心配でありましたけれども、幸いなことにだんだんとそのような被害状況も明確にわかってきております。

このことについては、質問をしたいのは、大井川の上流部、神座から上流部とそれから下が管理関係と整備計画が違っているという点が余り知られていない。その点について、災害との関係をどういうふうにご考えておられるかをまず聞きたい。

それから、もう一点は、リエゾンということでありました。これは、国交省の災害時における派遣の関係と連携プレーを意図するところでありまして、長島ダムには深い関係があります。きょうの私たちの番に入っておったんですけれども、そのことが有機的にこの12号、15号の台風に対応していたのかどうかというお話を伺いたいと思います。

それから、いま一つは、細かいことはいっぱいあるんですが、細かいことをちょっとおっしゃっていただきますと、上長尾地区ですが、避難勧告が出て避難したんですが、中央小に70名、中中に70名、しかも中央小に水川の人でも避難してくるよと。それはないでしょうと。それで、梅高の人はどこへ行く、中央小だって。高郷の方が低いじゃないかと。えっ、そこ通っていくの。その辺のことがひっちゃかめっちゃかなんですね。それを聞きたい。

避難勧告で行くときに、梅高の人たちが言うのは、食事を2食分持ってこいと言ってたよと、毛布も持ってこい。梅島下で4人子供がいるおっかさんは、物すごい困りました。そして、避難会場へ入って、これはだんだん今夜寒いな、1枚じゃ足りないなど。体育館のマットを敷いたり、いろいろ出したんですが、いやいや1枚じゃとても寒い、持ってこない人もいる。それじゃ、防災用の毛布はどこにあるんだという話なんです。だれも心配してくれないんです。その状況は、つぶさに入っているはずですが、どんなふうに、どうであったかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、もとへ戻りますが、災害対策本部というのを設置される。それはどのような構成員で、どのようなときに設置されるのか、その要件を伺いたいと思います。

それで、先に言っておいた方がいいので言いますけれども、災害対策本部の本部長をやっ

ていた町長が中日新聞に書かれております。大変、びっくりしました。ああ、そうかと。しかし、よくよく考えると、そういう立場にあって、なかなか神経も使ってぴりぴりして、陣頭指揮官というのは大変だなというふうに思いながら、責任は重大であるので、一応そういうことは皆さん御存じですから、その釈明があるならば聞いた方がいいかなと、こういうふうに思いますので、その辺の説明も聞いておきたいなというふうに思います。

以上であります、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、議員の一般質問にお答えいたします。

まず、情報通信基盤整備事業について住民への説明責任とその経過についてということでございます。

昨年度に開催された推進検討委員会からの報告書での御意見を尊重し、4月以降、整備方法や利活用方法を中心に検討してきました。その検討結果として、8月の全員協議会で報告させていただきました。検討段階では、整備方法として、民間通信事業者によるLTEと呼ばれる次世代携帯電話通信方法や、WiMAX方式による無線方式の可能性についても、各事業者に問い合わせるなど、検討をしてきました。

しかし、残念ながら現時点では川根本町に展開する計画はないとのお返事をいただいております。このため、無線方式の活用については遠隔地域を結ぶ手段として比較検討した上で採用という方針としました。また、NTT電話ケーブルの光化の時期についても、様々な事情から、町では2025年、平成37年でございますけれども、以降になると現在判断をしております。

それらの検討結果を取りまとめ、8月の全員協議会において新たな検討案という形で報告させていただいたものです。住民の皆様への説明については、6月定例議会においてもある程度事業計画がまとまった時点で御意見を聞く機会を設け、最終的には町事業への加入意向の加入を含めた調査を行いたいと答弁をしております。平成22年9月定例議会の中澤議員からの御質問でも、事業を理解している住民が少ない段階では、恐らく住民の意向を問うても、非常に判断に苦しむことになるのではないかと御意見もいただいております。

このため、町としては詳細設計に着手し、新しい事業計画の概要を取りまとめた上で提供するサービスと利用料金、現地調査に基づく収支予測、事業完成後直ちに開始される利活用方法等をお知らせする住民説明会の開催を頭に描いていました。その説明会を実施した上で、地デジ再送信やインターネットへの加入者をある程度特定し、詳細設計をまとめるために住民意向調査を実施したいとの考えでした。4月からの検討の結果、新しい検討案をまとめ、議員の皆様からの住民の方への情報提供が少ないという御意見も受け、9月7日付で全戸配布で資料をお届けしました。今まで検討中ということでお知らせできなかった部分についても、資料に含めさせていただいております。今後も、引き続き情報提供に努めたいと思います。

住民説明会の開催については、引き続き検討させていただきたいと思っております。

次に、当事業の事業理念と目的についてお答えします。

まず、事業理念としては、川根本町総合計画の生活環境基盤整備分野におけるまちづくり方針でありますところのゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりの中にあります新庁建設計画の主要プロジェクトから続く主要事業です。まちづくりの基本となる総合計画の分野別方針が、事業理念であると考えています。また、全町民が平等に情報を利用できる環境を整備することで、水と森の番人である川根本町の町民として、この地域を守り、若い世代もこの地域に住み続けていくことにつながると考えています。

事業の具体的な目的については、ハード部分として、都市部と当町、町内間に発生しているデジタル・デバイドの解消があります。さらに、全町くまなく同じサービスを受けられる情報通信基盤を整備することで、高齢者への健康福祉や町民への生活支援とともに、学校教育を中心とする教育分野、健康・介護を含む医療分野、さらに地域防災などに生かしたいと考えています。

次に、台風12号、15号と引き続いてございまして、その災害対応についての御質問でございます。

当初、通告のあったものと内容が違っておりますので、ちょっとすべてに答えられるものでないかもしれませんが、とりあえず通告のあった部分についてお答えをさせていただいて、再質問の中でお願いしたいと思います。

台風12号による土砂・洪水災害に対する対応についての質問ですが、今回の台風は速度が10から15km程度と遅く、長時間にわたり広範囲に雨が降り続きました。川根本町の雨量計で700mmという大量の降雨量が観測され、大雨洪水警報及び土砂災害警戒情報が発令されたように、大変厳しい状況でありました。この結果、林道8路線10カ所において道路決壊や崩土があり、藤川地区においては土石流により5世帯が避難する事態が発生しました。

また、林道富沢線の決壊により富沢地区8世帯が孤立状態となったことは、皆さん御存じのとおりであります。台風12号接近に伴い、町では9月2日午後11時に災害警戒本部を立ち上げて警戒に当たりましたが、大井川の水位上昇が続き、水害の危険性が高まったことから、9月4日午前零時20分には災害対策本部に切り替え、警戒や情報収集に当たりました。

その後、長島ダムから、ただし書き操作移行を検討する連絡を受けたことから、午後1時30分には全職員を動員、住民の避難準備作業を開始しております。浸水被害のおそれがある地域を特定した上で、自主防災会長に事前に説明し、地域における対応をお願いした上で、午後5時5分の避難勧告から午後8時10分の避難勧告解除まで全職員一丸となって災害対応に努めました。

その後、幸いにも長島ダムへの流入量も減少し、結果的にただし書き操作が行われず、広範囲な浸水被害を回避できました。今回のような予期せぬ想定範囲を超えた危機的な状況の中、最悪の事態を招くことなく、被害も最小限に食い止められたことは、長島ダムの長時間

にわたる洪水調整が有効に機能したと考えております。

また、一面では予想を超える流入量への対応には、長島ダム調整機能にも限界があることも深く感じ取ったものであります。

こうした状況を総合的に判断しますと、今さらながら災害対策本部として避難勧告や避難指示について適切な対応が重要であり、また被害を抑えるためにも自主防災会長さんを中心に、住民それぞれの方の心構え、避難勧告への協力が不可欠であると考えます。

今後とも、各種災害への対応として、自主防災会、消防団などよく連携し、災害に強い地域づくりを進めていく考えであります。

一応、これが当初予定した答弁でございますけれども、それから台風15号がございまして、台風15号と12号の違いは、12号は大変長い時間にわたって多量の雨が降ったということであり、15号はある意味では時間的に短い、しかしながら集中的に雨量があったということで、寸又川でございまして、発電用のダムがございまして、土砂堆積が進んで、寸又川では洪水調整が、中部電力のダムではもともと洪水調整を予定していたダムではございませんけれども、調整ができなくて、流入量そのまま放流されるというような状況になっております。そこへ加えて、下流部での河床がかなり上昇しているという現実もございまして、そこを勘案しながら、もちろん流入量、それから寸又川、そして下流の水位の状況を見ながら、総合的に判断してダム操作を行っているわけでありまして、そういう意味で、長島ダム下流に大きな支流があるということも、一つなかなか難しい操作上の問題があるのかなというふうな感じを受けました。

そして、その15号で島田へ抜ける道路、あるいは静岡へ抜ける道路、これが通行止めになりまして、午後11時には何とか石風呂経由で抜けられる状況にはなったわけでありまして、数時間にわたって孤立と、そういう状況になったわけでありまして、

その状況の中で、町長が帰宅したということでの新聞報道があったわけでありまして、いわゆる長島ダムが異常洪水時防災操作を行うという心配な状況、それが雨がやんだということで行われぬという状況になりまして、そういう状況の中で、道路が寸断されて通れないという状況はあったわけでありまして、11時には開通できるという見通し、それから土砂で落ちた部分について、住居ですとか、あるいは人命に影響を与えるという心配はない、ある程度落ちついた状況にあったという中で、災害対策本部を引き続き維持していくわけでありまして、その中で、一部職員には帰宅して自宅での待機という判断をしたわけでありまして、もちろん、本部長として私自身がそこにとどまるべきであったというふうに思いますし、そうしなかったことについては誠に申し訳ないというふうに思っておりますけれども、もろもろの状況判断の中で、総務課、それから建設課、そして副町長を中心ということで、帰る判断をさせていただきました。これについては、誠に申し訳なかったというふうに思っております。

それから、新聞報道の中に、静岡新聞が22日の朝刊で、川根本町孤立という記載があった

わけですけれども、中日新聞の記者とはいろいろそういうお話をした後で、情報等については通信ができたわけだし、そういう意味では孤立状態といってもというような、朝の記者のお話もございまして、そういう中で、現実に11時には通れる状況の一部になっておりましたし、その翌朝にはもう完全に一部については通れる状況になるという中で、その朝刊の出る時間というのは随分後になりますので、せめて一時孤立とかという表現にさせていただければよかったのに、ああいう、川根本町孤立という新聞の見出し等を読みますと、例えばこの町に来ようとしていた人たちも、それを見ただけで判断するという状況になりますので、ああいう表現についてはどうなのかねというお話はちょっといたしました。その部分が、驚いたというようなことで書いてあったわけですが、私は、驚いたというような表現は全く使っていませんで、その前日の状況の中で、いわゆる道路が通行できないという事態は認識しておりましたので、驚いたということではなかったわけでありまして。釈明ということになりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） ブロードバンドに戻りますけれども、このピンクのA4のチラシなんですけど、先ほど申しましたように、検討委員会が出した答えということで、もう一度言いますと、住民説明会で提示した事業内容にこだわることなく、整備方法や利活用を再検討し、新しい事業計画を策定することが必要であるとの御意見をいただきましたと、こうあるものですから、そのようなことはどこを見てもなかったと。原案は、なし崩しにゼロに帰しているというようなことで、その検討委員会というのはどこまで権限を与えていたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 推進検討委員会を進める過程では、町が基本設計の中で出てきたものをお願いすると。ただ、検討委員会を開催するに至った経緯を見てみますと、議会の中でも、先ほどの道志村の例ですとか、いろんな例を引いて、テレビ電話機能付きの端末機については課題があるのではないかというようなお話を伺っていましたし、そこの部分で経費もかかるというようなことで、それから、いわゆる新しい携帯電話ですとか、無線を使っての通信、そういうものもかなり日進月歩の状況で進んできていると、そういうことも考えるべきではないか、そういう御意見を伺う中で検討委員会を開いたということで、検討委員会の議論そのものが、そういういろんなものを含めた議論をしてきたんだと思います。そういう中で、ある方向をはっきり示していただきたいという期待を持って検討委員会を設置したわけでありまして。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） それにしても、この文面、文言は不適切だと思いますね。先ほど、ちょっと言いましたように、検討委員会の委員長に参考人としてこれを聞きたいという気持ちもあります。あるいは、町長、この文言は修正する考えはありますか。

(「文言というと」の声あり)

○2番(太田侑孝君) 検討委員会の提示、住民説明会で提示した、事業内容にこだわることなくなんて言ったら、困るんですよ。こんなこと、検討委員会で言っているんですか。これは、消してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) 要するに、当初提案したものについて、必ずしもこの方法がベストではないかという御意見をいただく中で検討してきたわけでありますので、必ずしもその当初の意見に拘泥する必要は、私は、ないと思っています。ただ、その検討委員会がこだわることなく検討しなさいということの表現は、その文言は出ておりませんが、検討委員会の経過、それから検討委員会から町に報告の中でそういう意味合いのものはあったんだろうというふうに思っています。

○議長(板谷 信君) 2番、太田君。

○2番(太田侑孝君) それじゃ、地区の説明会で配った同じピンクの説明資料がある。それとこれと比べて何て説明するんですか、住民にその違いを。それは、聞きに行って、広報を読んだ住民に、こだわることなくなんて言われたら、それはとんでもないことだと、私は思うんですがね。それは、私がおかしいんですかね。

○議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) そういうことで、町としても当初提案したものを中心としながら、その中で改良すべき点があるのか、ほかの機能を付加するべき点があるのか、そういうこともあわせて検討してきたということであります。ですから、当然当初のものがそのまま結果として出てくるものではなくて、その検討の過程の中で変更していくということは当然あり得る話だというふうに思っています。

○議長(板谷 信君) 2番、太田君。

○2番(太田侑孝君) らち明かんで、次に進みますけれども、4月26日に議員全員協議会が行われて、推進検討委員会を再構成して7月からスタートするという説明があったんです。これ、どうなっていますか。このための予算もとってあるでしょう。

○議長(板谷 信君) 企画課長。

○企画課長(羽倉範行君) ただいまの御質問は、庁内検討委員会ということでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(板谷 信君) 答弁、どうしますか。

(「全協の資料に入っているでしょう」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう一度、答弁を求めます。

検討委員会の報告書もらって、その後また検討委員会やるって言ったその部分だね。

(「そう」の声あり)

○議長(板谷 信君) 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 失礼しました。

ただいまの、3月までに報告をいただきました報告書の内容をもとに、庁舎内検討委員会を立ち上げるというようなことで報告させていただきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 今、資料をたくさん持っているんで、引き出すのに時間かかっちゃうんであれですけども、全員協議会で説明した26日の説明の資料の中にちゃんと書いてあるんですよ、これは。うたってある。議長が一番知っているんですよ。

○議長（板谷 信君） 一番じゃないかもしれんけれども。

○2番（太田侑孝君） 4月26日の。だからね、それがスタートしてない……。じゃもう次いきますよ。

じゃ、庁舎内検討委員会でこれをつくったのですか。これをつくった検討委員会、これを検討したのはどこのどなたさんで、どんなことをやったんですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 庁舎内検討委員会につきましては、利活用部分ですか、を検討するというところで、福祉分野、それから健康、教育、防災等、そういった利活用部分の関係者を集めまして検討委員会を進めております。

そのほかにつきましては、担当各課で、そのシステムですか、整備の方法につきましてはいろいろな業者への問い合わせとか、確認、また上司との協議等、相談等も行いまして、こういった方向で案を提示させていただきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） その辺のことだけでこれの紙面を構成して、この内容を庁舎内検討委員会でやったということなんですね。それで、全部基本設計から外れてもとに戻してやらないというのは、それ説明はできるんでしょうかね。それじゃ、何というか、言いようがないというしかないですね。もう、質問したくなくなっちゃいますよ、これじゃ。

だから、これは検討案として出しているでしょう、ちゃんと。だから、どこのどなたが何人で、だれだれと相談して、どういうふうに決めたかということも言ってくださいと言っているんですよ。検討委員会のメンバー言ってください、それじゃ。庁舎内。

○議長（板谷 信君） 休憩。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 先ほどの検討委員会のことについて質問ありましたが、訂正をさせていただきます。

私、庁舎内検討委員会の説明をさせていただきましたが、川根本町情報通信基盤整備事業推進検討委員会ということで答弁させていただきましたが、これも開催の計画はありますが、まだ開催をしておりません。この検討委員会は、利活用部分につきまして検討をお願いするものですが、これは詳細設計の中で利活用部分について検討をしていただくということで、まだ詳細設計に入っておりませんものですから、これからということになっております。

また、整備方法につきましては、専門分野ですので、担当課、それから町長、副町長を含め、事業者からのアドバイス等を受けまして案を提示したということでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、もう今休憩中に出したんですけれども、全協の資料、これあるんですよ。ちゃんと書いてある。アプリケーションの関係は、6月から検討とかね。だけど、これ議会の全員協議会でこの説明をしておいて、まだやっていません、やってない、それで庁舎内検討委員会で職員でやってこれをつくって、全戸配布すると。それは、行政の事務上というか、議会に対しても極めてまずいじゃないんですかね、これ。そんなこと、それでまかり通っていたらえらいことになると思うんですよ。どうなんですか、これ。しっちゃんめっちゃかというしかないでしょう、これ。

○議長（板谷 信君） 事業の進め方について、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 庁舎内検討委員会は、私が委員長ということで行っておりますけれども、これは今言われた、その資料の部分を検討したというものではございません。あくまでも、各課とか、そういうところで今後想定されるサービスとか、そういう情報のところについて庁舎内ではどういう形でできるのかという内部の検討でありますので、その今配布した文書に至っているということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 次へ進みますけれども、このアプリケーションとか、いろんな使い方が書いてあるんですよ。それは、防災から安心・安全上から教育、これは庁舎内でつくったやつなんですか、議会で説明したアプリケーションの内容も。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 議会で説明したというものは、基本設計の中でそのサービスというのは、概要の報告の中にもありますけれども、そういう中での内容ということでお示ししてあるということになると思いますが、庁舎内は、先ほど言いましたように、あくまでもその庁舎内部においてそういうシステム構築の部分というんですか、それがどういう状況に展開していけるかというものを検討するものでありまして、そのシステム全体を検討するとい

うものは、先ほど課長が言っております推進委員会等になってまいります。

○議長（板谷 信君） 太田君。

○2番（太田侑孝君） それは、庁舎内でアプリケーションを検討するのはいいんですが、全部出ているんですよ、これ、網羅している、あらゆる分野に。こんなことが可能なのか、あるいはここまでやって10年、15年後、川根本町はもつのかと。逆に言えば、無用の長物化しちゃうと。それは、大変背伸びした今の状況がうかがえるわけなんです。やっとなんて見えてきたのは、藤原洋先生がこれ書いている、検討委員会でお話しした広報に載っているんです。ちょっと読んでみます。

「国では、情報過疎地域が独自に整備するブロードバンド環境について補助する制度を検討しています。ただし、単に情報通信環境を整備するといってもだめ、医療や福祉、教育、行政サービスなどの向上のために整備するんだと国が認めてくれないと補助はされないんです。これらの分野にはいかにして活用していくか、その部分の議論がとても重要になります」。この補助金をもらうために、これを羅列、並べているだけで、どこかから持ってきて、とってくっつけたようなことがどこにでもあるようなアプリケーションなんです。これなら、検討委員会は庁舎内でやらなくてもできるじゃないですか、こんなことは。どうなんですか。

だから、この国の補助対象になるというように認定してもらうために作文をしていると、つまり。ということじゃないですか、どうなんですか、その辺は。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、作文をしているかどうかという問題ですけれども、当然その国の補助基準、本年度30億のところでは実質的には24億ということでありましてけれども、それについては、やはり過疎地域であるとか、過疎の中でその福祉であるとか、教育であるとか、先ほどの中にもありましたけれども、それぞれもろもろの部分がクリアされていかなければならないという問題あるわけですが、その中で、庁舎内検討委員会というのは、例えば包括支援センターを含めてどういう運用ができていくのかとか、例えば現在休診中でありまして、いやしの里が行っているバーチャル診療ですね、バーチャル医療、こういうようなものをどういうふうにはほかの診療所にも進めていくのかとか、そういう部分を、もう一つ言えば教育の中でどういう事業に活用していくかと、こういうものを検討していくものでありまして、いわゆるその制度というか、そのアプリケーション自体をどう取り込んでいくかというようなものは、これは推進委員会が行うものであって、検討委員会というのは事務的な流れの中でそういうものをどういうふうに進んでいくか、行政システムの中で組み込んでいくか、これを検討する委員会と御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） しかも、このアプリケーションの内容を見ますと、防災の中で災害対策本部の監視とか、監視カメラとか、気象センサーと、これは町がそろえるものじゃないでしょう、市川議員も言っていたように。別枠でやれる話じゃないですか、これ。教育分野も、

ここに書いてあるのは今の複式の危うい小学校の状況の中で、これから先を考えて、これが必要なような状況に想定されるのかどうか。それは、時代が進むから必要だって、それは都市部の学校は言うかもしれないよ。だけど、これ地元の小・中学校でこなしていただくだけの要素を含んでいるかどうかなんていうのは、全くおかしいと思いますよ。今、教育分野でというのは全く別の角度から子供たちを考えてやらなきゃならない状態にあるんですよ。観光分野でも、カメラの設置とか、それはデジタルサイネージとか、これLANとか、まあ、それは健康の分野でもどこまでこれ面倒、必要なのか、非常にはしょっちゃって、これをつくっちゃったならば、それは維持運営費が物すごくかかりますよ。

そこで、もとの維持運営費の中に戻りますけれども、財源的に見ていっても、新しいこの検討案は7,000万の運営維持費が5,000万に下がった。債務返済が2,000万、合わせてそれでも7,000万。しかし、内容は、端末機を外しただけでいきますと、システムの整備そのものは変わりませんから、5,000万で維持管理費が済むわけではないと思うんですね。毎年、これから7,000万はかかってくるんです。そのことについて、もう一度正したいと思うんです。

○議長（板谷 信君） 説明をお願いします。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 当初、維持管理費を7,000万ということで提示をさせていただきましたが、今回5,000万ということで案を提示させていただきました。この2,000万の差ですが、テレビ端末ですか、を全戸に設置というようなことでありましたものですから、それを、テレビを媒体とした告知放送ということに切り替わった部分が減、それからインターネットのプロバイダーですか、の接続料が大変安くなったということで2,000万の減が出ました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 追質は後の方に任せますけれども、次に、初期整備が11億円で目標が14億円、この差額の3億円というのがあります。これは、初期整備から何年後にどういう状態で目標、整備に入っていくのか。その時点で、3億円は何に使うのか、説明願います。

○議長（板谷 信君） 説明。さっきからこの部分がすごくわかりにくくなっている。

はい、説明をお願いします。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 初期整備の段階ではインターネットと、それからテレビを使った媒体等を希望者宅へまず整備を図るということで、その分を。

それと、目標がテレビを使った媒体ですので、全戸に配線できるというような、これも無線を使ったり、いろいろ考えておりますが、その辺の、後で余り経費がかからないよう、ある程度の配線をしていきたいというようなことで11億円、その後、あとテレビですか、を使った告知放送の設備等も含めまして、個々に整備をするということで3億円をプラスされております。

あと、利活用部分につきましても、その分に入っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ちょっと確認しておきますが、テレビの部分のところというのは次年度以降ということですか。初年度と一緒に13億やるということですか。そのところがわからないとさ。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 初年度は、先ほど申しましたように、希望者宅への整備ということで、早急に着手したいということでございます。後々、目標は全世帯への部分ということで、その部分も入っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 太田君。

○2番（太田侑孝君） もう、どんどん先飛ばしちゃいますけれども、この12号、15号の台風で大洪水になりました。このブロードバンド、情報基盤整備の光ファイバーは大井川鉄道に敷いていくと、簡単に言うと、ということだったんですが、申し訳ないけれども、極めて危うい状況にあるんですが、それはまだそう思っているんですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 現在、2ルートですか、別のルートを計画中でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 別のルートってどういうことですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これから詳細設計という部分の、いわゆる提案型ということになるかと思えます。そういうところの安全性とか、そういう部分を含めた中で詳細設計、いわゆるそういうルート部分を含めて入っていくということになります。ただ、最初に大井川鉄道云々というのは、国土交通省の既設の回線があると、それを補完的にも借りるといようなことを前提でありまして、そういう中であるということで、あくまでもこの詳細設計というのはいわゆる提案型、プロポーザルというんですか、そういう中では、これから入っていかないとそういう部分も確定してこないということが言えるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、まさしくそういうこと自体が基本設計に触れる部分なんですよ、すべて。お金をかけるところも全部変わってきますから、全くこれは基本設計からやり直していかないと、とても詳細設計に入る代物じゃないということなんですね。

もう一つ聞きます。端末はやめてインターネットで1,000件見込んでいる、当初は500でスタートして6年目で1,000件なんですよ。何でこんなことできるんですか、魔法使いのようなことが。説明してください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） インターネットの希望世帯ということではありますが、現在情報に

よりもと川根本町で1,200世帯ほどがインターネットを利用しているということでございます。また、あの、平成22年の2月にアンケート調査を行ったんですが、このときの調査でも光を引きたい、また条件が合えば引きたいという方が75%を示しております。これをもとに、約1,000世帯ということで数字を出しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 最後に、町長にお聞きします。

同じく、これ11月号、特集号、「町の方針を投げかけた今、重要なのは『住民意思が、どこにあるか。』」と、こういうタイトルなんです。意向調査をすると、町長は言い切ってきているんです。読んでみます。

「今後、加入意思の確認を含めた『全世帯対象の意向調査』を実施する方針です。事業の主旨や目的を御理解いただいた上で、皆さんの意見を聞き、本事業に反映させていきたいと考えています。」と。どう思いますか、町長、これ。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 住民の皆様方の意思を確認してということは、検討委員会ですとか、あるいは議会、全員協議会等を通して、ある方向を決めていく、そういう状況の中で町としての案をまとめて、それを住民の皆様方にさらに説明して加入の意思を図っていく、そういう意味合いでございます。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） もう、時間もありませんが、住民投票運動の皆さん頑張って、2,384署名、3分の1。これは、住民の声なんですね。まさしく意思なんですよ。今までの私の質問に答えてくれたのは、私から言わせれば、本当に説明責任がないし、住民不在だし、住民無視も甚だしいと思います。この2,384という思いをしっかりと受けとめて、再検討していただきたい。私は、断固反対します。

それから、最後にもう一つ、実は町長に住民説明の、中日新聞のことを説明いただいたんですが、同じようなことが9月の4日、台風12号のときにも避難勧告が出されていたのは5時5分、避難勧告解除8時10分、詰めていた職員配備の解除が約8時半、町長はその後帰られています。21日と同じことが、4日にも起きていました。特に、この9月2日から5日にかけては、消防団本部はもとより分団まで2泊3日で各集会所、役場に詰めて、コンクリートのたたきの上で仮眠をとって町民の安全と生命を守るべく待機していた。災害対策本部が設置されておりますのに、11時過ぎの消防団の解除、帰宅するまでとどまるべきだったと、私は思います。町長、お答え願います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに、太田議員のおっしゃるとおり、本部長として最後まで詰める、そうあるべきだというふうに今にして思えば考えるわけであります。当時、ある程度落ちつ

いてきたという中で、副町長、総務課長も私に気をつかってくれたんだと思いますけれども、疲れているでしょうからということであったと思うんですが、そういう中で、自宅待機ということで帰らせていただいたわけであります。今後、このようなことがないように、しっかりと最後まで詰めると、そういうことで本部長としての責任も果たしていきたいというふうに思います。申し訳なかったと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） はい、質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにしたいと思えます。これで2番、太田君の一般質問を終わります。

引き続き、5番、小藪侃一郎君の発言を許します。5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） こんにちは、小藪でございます。

通告により、大枠5点ほど質問させていただきます。

まず、先に、ちょっとかりかりした頭の中を、お茶の明るいニュースで、話題で一服させていただきます。

厳しい茶業情勢ですが、川根本町に明るいニュースが8月3日発表されました。第39回関東ブロック茶の共進会で、元藤川の相藤農園、相藤直紀さんが最高位の優秀賞、農林大臣賞を獲得されました。銀賞に高田智祥さん、銅賞に川崎好和さんが入賞されました。おめでとうございます。

そして、8月26日、第65回全国茶品評会の結果発表で、普通煎茶10kgの部200点満点で、1等1席、つちや農園、土屋鉄郎さん、1等2席、丹野園、丹野浩之さんのお二人が大臣賞、1等3席、高田農園、高田智祥さんが生産局長賞を受賞されることになりました。そして、3等に松島園、川崎好和さん、同じく3等にはちなか園、中村宗夫さんが入賞されました。そして、結果、川根本町が産地賞1位に輝きました。先人の築き上げられました川根茶ブランドの茶どころの実力が証明されたということであると思えます。

本町初の1等1席、2席、3席、上位独占の快挙でありました。誠にめでたうございます。出品者各位と製茶・加工等に御尽力くださいました県あるいはJAおおいがわ、摘採作業をしていただいた皆様、役場担当者、出品関係者に敬意をあらわします。

農林大臣賞を3つも獲得されるビッグニュースであります。この快挙を地域活性化にどのようにつなげていくか、期待するところであります。

質問、大枠5つほどありますけれども、質問の1つ目は、平成23年から始まりました市場開発調査推進事業は約1,200万でスタートしましたが、茶販路拡大事業は大枠で5つあります。1、ブランドイメージの構築、2、新たな商品イメージの形成と提供方法の検討、3、認知度の向上、4、販路の確立、5、業種間の連携であります。これを、3月に企画から説明されましたが、どのように実行し、その評価と計画の進捗状況と今後の具体的実行計画をお伺いいたします。

次に、情報基盤整備事業についてお伺いいたします。

市川議員、そして太田議員も触れておりますけれども、その中で同じような言葉が出てく

るかと思えますけれども、御容赦願います。

住民説明会から1年が経過いたしました。先ほども話題になっております8月25日付静岡新聞で突然発表された「光ファイバー希望世帯から推進、川根本町新たな方針を示す」の見出しで、私たち議員はびっくりいたしました。おかしな話ですが、その1週間後の8月30日、全員協議会で町長から説明を受けましたが、ますます不透明、不可解な事業と感じておりました。9月9日の各地区回覧に各戸配布のチラシで配布されましたが、これで住民に説明をしたとお考えか。9月中に詳細設計に入りただけの、いわばアリバイづくりに見えます。

以前の住民説明会等の資料では、川根本町における情報推進課のページで、事業理念、目的、内容をちょっと読みますと、「町と町民が新たに構築する情報通信基盤を活用することにより、連携、コミュニケーションをより深め、安全・安心のまちづくりを目指します。その手段として、双方向機能を持つIP告知端末機、町内無料でテレビ電話機能つきを全世帯及び主要公共施設に設置し、高齢者への健康・福祉、町民への生活支援の分野で事業展開を図りたいと考えています」と、こう説明しております。

先ほどの回覧板のチラシの中で「事業内容が大きく変わっている」と書いてあります。チラシを見た町民は、どうなっているのと不信感を抱いたようであります。原案で、見守りや健康指導に関するサービスの提供を双方向告知端末機で全世帯に行うとした部分はどのように対応するのか。原案と今度の事業理念と目的の整合性を伺います。

3つ目です。

3つ目の質問の前に、私たちも以前から提案していたシステムを導入した自治体の新聞記事を紹介します。高齢者向けの見守り生活支援は、顔対顔の人のつながりが基本であります。補完する手段として、最近、9月18日の新聞記事を短いものから紹介いたします。

スマホや、スマートフォンですね、携帯電話、全世帯に無償配布、北海道初山別村。「高齢化が進む北海道初山別村は、約600戸ある村の全世帯にスマートフォンやシニア向け携帯電話を無料配布する。携帯で村と住民を結び行政情報の提供や安否確認に役立てるシステムを開発し、将来的には高齢者対象の食品宅配サービスも検討している。北海道北西部にある村の人口は1,400人、うち65歳以上は450人と3割以上を占め、限界集落も増えている。村は10月にも全世帯に1台ずつ携帯電話を配り、基本料金も負担する。大雨などの際には気象情報、災害情報をメールで携帯にすばやく伝える。事業費に1,852万円を計上した」、こういう新聞記事がございます。

川根本町に8%あると言われる速度が不十分な地区へ衛星ブロードバンド対応、また携帯基地を増強していく、川根本町もこのような方法が賢明と考えます。もちろん、インターネットもできるわけでありまして。既に、1年以上前から白老町、花井町など自治体で同様なシステムが導入・稼働しております。

心配なことといいますか、問題点を3点ほど指摘させていただきます。

まず、1つ目は、テレビコマーシャルでやっているフレッツ光等の光回線のサービスを町独自で光ファイバーをつくれればできるんだと錯覚している町民が多数おります。現在計画している町独自の光ファイバーでは使えないのです。しっかりとした説明責任を果たさなければならぬと考えます。

2つ目は、ワンルート大井川鉄道線路敷地光ファイバー敷設の設備では、NTT西日本はIRU契約はできないと聞いております。先ほどの太田議員の質問の中で別ルートという話を初めて聞きましたけれども、どういうことかなと思います。町の運用経費、設備更新費用、事故対応費等で毎年多額な負担が考えられます。財団法人全国地域情報化推進協会ブロードバンド整備マニュアル、ここに本があります。その中で、情報通信設備を行う場合、他の公共設備とは異なり、先に運営事業者を募集し、選定した上で調査設計、管理施工までを行わせることが合理的であると、こういうふうに書いてあります。もう、ごらんになって当然だと思うんですけども、町は、今回の事業に対して通常の公共施設と同じ方法で現在進めているように思います。間違えますと安物買いの銭失いになりかねない、そういうことでございます。

3つ目に、川根本町は全体的にADSLで高速通信地域に当たり、超高速を必要とする緊迫した状況は存在していないと思う。NTT局から遠い地区の対応をして川根本町の情報通信基盤整備事業は、現在使えるハード、ソフトを最大限に利用することでありまして。ここ1、2年の通信技術の進展を見ても、小さな町で通信基盤整備を持つのは時代に逆行している。20年、30年の財政負担になります。こういう複数の情報専門家の真剣な忠告であります。無用な箱物と同じと感じております。ごく一部のネットマニアのために、巨額の投資はできないのであります。

以上3点、心配ごとを述べましたが、感じるところがありましたら教えてください。私たちも勉強しますので、よろしくお願いいたします。

4番目に、先ほど来話題の各戸配布の回覧について、私に寄せられました質問の中から6点ほど、町民の間から質問をいただいておりますので、お答え願いたいと思います。この部分は、大きな1項目として事前にメモをメールでお渡ししてありますので、住民の質問に町長のわかりやすい回答をお願いしたいと思います。

箇条書き的に述べます。

1、11年、初期整備をして、何年後を目標に整備するのか。

2、現在、町内インターネット1,200件として、そのうち1,000件加入を見込み4,800万円の収入としているが、いつ加入調査をしたのかわからない。

3、現在インターネットを月2,100円で不自由なくやっているが、月4,000円では問題外だ。年間2万2,800円余分に払う価値がない。

4番、町が設置する長島ダム定点カメラを災害対策本部が監視する観測システムを整備するとしているが、それは長島ダム管理所がやる仕事ではないのか。

5番、また、気象センサーを設置して観測システムにより河川の増水を事前に予測し、災害対策に利用するとしてあるが、気象予報官の職員を雇用し、事前予測の設備をするのか、それこそ静岡気象台のやることだと思う。

6点目は、現在速度が遅く不便な地区に携帯無線基地の増強とか、衛星回線などで対応できるはずだ。一日でも早くすべきだと思う。

この6つの質問に、私は、「ごもっとも、そのとおりです」と答えました。町長は、どのように答えますか、伺います。

最後に、情報通信基盤整備事業と住民運動について、昨年、町政報告会では質問に対して、先ほど来出ておりますけれども、9月の説明会后、11月に意向調査をやる計画だと、2カ所、桑野山、水川で町は回答しております。私たちの質問に、昨年9月、12月、今年6月、そして先ほど言われました太田議員の広報川根本町11月号でも同様な趣旨の発言をしながら、強引に事業を推進しようとしていることが住民署名運動の動機の1つだと思われます。

新聞記事によりますと、8月23日までに1,305人が集まったとのことでした。9月2日に2,384名の署名をもって、町選挙管理委員会に署名簿が提出されたと報道されました。考えて計算してみますと、約20日間で1,305人、新聞で新しい通信情報計画発表の8月25日後1週間で1,000人以上の署名が集まったことが推測されるわけです。この新しい事業が住民に支持されたのかは、甚だ疑問であります。

いずれ、議会に上程され、議会で住民投票をやるか、やらないか議決することになります。9月21日からは、署名の縦覧が始まりました。きょうは、先ほど来も同じような質問出ておりましたけれども、その節には、市川議員への答弁では、事務手続的な答弁でございましたので、きょうは9月2日に2,384人の署名が選管に提出された事実について、町長の思いを、町長の思いですよ、手続きじゃありません、町長の思いを伺います。

以上、大きく5点伺います。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪侃一郎議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 小藪議員の御質問に対してお答えいたします。

小藪議員から全国茶品評会の結果について、まずお尋ねでございます。

平成23年8月23日から26日に鹿児島県で開かれた第65回全国茶品評会審査会において、普通煎茶10kgの部において1等1席、農林水産大臣賞に水川のつちや農園、土屋鉄郎さん、1等2席、農林水産大臣賞受賞でありますけれども、水川の丹野園、丹野浩之さん、1等3席、生産局長賞元藤川の高田農園、高田智祥さんをはじめ、5点が入賞を果たす高成績をおさめました。

普通煎茶4kgの部、釜炒り製茶玉緑茶の部においても各1点が入賞いたしました。

また、入賞者の得点により決定する産地賞、団体賞も、普通煎茶10kgの部において3年ぶり13度目の受賞となり、個人賞と産地賞のダブル日本一受賞は第62回、平成20年度に続き8度目となりました。

また、これに先立ちます関東ブロックの品評会におきましては、相藤農園さんが農林水産大臣賞を受賞しております。今回の受賞につきましては、緑茶生産日本一の静岡にあって川根茶ブランドひいては川根本町の名を全国に発信できたもので、出品者はもとより関係団体の一致団結の取り組みであって、山間地という特徴を生かした茶業を推進している当町にとっては一歩も二歩も前進した意味のある品評会となりました。

また、産地賞を受賞するに当たり、当町は気候、風土、土壌等、良質なお茶の生産に適した条件を備えていることを改めて確信いたしました。これからも、一生懸命な人と自然が作る日本一の川根茶を全国の消費者の皆様に味わっていただけますよう、生産者、関係機関と一体となって川根茶の伝統を受け継ぎ、つくり続けていきたいと思っております。

来年度、静岡県で開催されます全国茶品評会について、出品の内容も変わると聞いていますので、詳しい情報を集めるとともに、生産者、茶業振興協議会、農協、行政など、関係団体が一体となって対策会議などを踏まえ、来年度へ向けて上位入賞を目指す取り組みをしていきたいと思っております。

また、2013年度の5月、11月に県内で開催されます第5回世界お茶まつりにおいて、今後新しい日程、行事、事業内容等詳細が決まってくると思っておりますので、関係団体等に町としての取り組みを検討していきたいと思っております。

次に、茶販路拡大施策の進捗状況ということでございますけれども、平成23年4月から5月にかけて関東圏での川根茶の知名度を上げるために、都営地下鉄中央駅9駅、これは浅草線三田駅、新橋駅、三田線日比谷駅、新宿線市ヶ谷駅、神保町、大江戸線汐留駅、六本木駅、青山一丁目駅、新宿駅に特大のポスターを2枚つなげて4月12日から4月25日、2週間掲示いたしました。それと同時に、都営地下鉄全線1,250枚の窓上ポスターを4月15日から5月14日、1カ月間掲示をいたしました。地下鉄が満員になると、自然、窓上のポスターが目につく確率は高く、幻想的な2月の霜に覆われた山の茶畑の様子は大きな印象を与えたようです。

また、川根茶、川根本町をPRするためのリーフレットを10万枚作成し、茶業組合、大井川農協、川根茶業センター、観光協会、商工会、農業経営振興会、その他依頼のあった農家と関東圏でのイベントでの配布等、多方面で活用していただきました。

さらに、東京、新宿アルタでの大型街頭ビジョンによる川根茶をアピールした15秒CM放映を5月2日から5月14日、合計260回の放映をいたしました。

今後の事業の展開についてであります。まずは今回、65回全国茶品評会における普通煎茶10kgの部1位、2位、3位独占、日本一の産地賞受賞という大変すばらしい快挙の追い風に乗って、さらなる川根茶産地である川根本町のPRを町全体が1つになって展開をしていく必要があると思っております。

今回、補正をお願いをしました上位入賞者の購入につきましても、まず初めに、私みずから、このすばらしいお茶を活用しながらトップセールスをしなくてはならないと考えており

ます。イメージパッケージの作製や関東圏においてのイベント展開も積極的に行っていく予定であります。

町内においても、来ていただく観光客の皆様を心からおもてなしをする意味を込め、宿泊観光施設においての呈茶サービスの展開等を図っていきたいと思っております。

また、農家さんによる、仮称であります、茶園喫茶といいますが、茶畑喫茶といいますが、それらを開設し、気軽にお茶を喫茶できる場所をつくっていきたいと、現在準備をしているところであります。

続きまして、情報通信基盤整備事業についての御質問にお答えいたします。

御質問では、8月24日発表とのことですが、8月30日の全員協議会での説明を議会との申し合わせにより運営委員会で事前に説明したものです。また、この全員協議会資料に基づき、住民の皆様へ検討状況の報告という形で、9月7日付で全戸配布させていただきました。今回の検討案での目標とする整備では、基本的に全世帯のF T T H方式による整備を想定しております。一部少数世帯の遠隔地への接続方法として無線の活用を、比較検討した上での採用を検討しております。

原案と言われております昨年度の住民説明会での整備方法は、全世帯F T T Hとしていましたので、この無線の活用の検討といった部分が異なります。推進検討委員会での御意見や、議員の皆様からの御意見にもあった次世代携帯データ通信、L T EやW i M A X方式の民間通信事業者による通信環境の整備については、各事業者に問い合わせしましたが、現時点では、川根本町に展開する計画はないとの返答をいただき、そのことから、将来的には限られたエリアでのサービス提供の可能性はあっても、町内全域をカバーするようなエリア拡大の可能性は限りなく低いと判断しました。

N T T ドコモによるL T Eサービス、X i（クロッシー）が2014年度末、平成26年度末に全国70%のエリア拡大を目指しているとの情報も、議員の皆様は御承知かと思えます。また、N T T ドコモの方からは、X i（クロッシー）については、全国すべてのエリアをカバーするサービスではないとの説明も受けています。光ファイバー網は平成23年3月末時点、総務省資料によりますと全国94%のエリアを既にカバーしております。川根本町は、残り6%のエリアに入っているのです。これらの情報も、判断の根拠となったものです。提供する基本的サービスとしては、行政からの情報提供、地デジ再送信、超高速インターネットは従前の案と変わっておりません。ただし、伝達方法として住民説明会や議員の皆様から御指摘のあったテレビ電話機能の必要性や更新時の費用負担、将来における端末機の陳腐化等を検討し、各家庭に設置されているテレビを媒体とする方式へ変更するものです。方式を変更したことにより、整備事業費や更新に要する費用の縮減が図られると考えています。

デジタルテレビの将来的な発展性を考えれば、サービスの拡張も検討していけるものと考えます。テレビ放送により行政からのお知らせ、学校行事、イベント、災害時の危険箇所のカメラ映像、お悔やみなどの細やかな情報を住民の皆様へ伝達することで、従前のものと変

わらぬ効果を上げられるものと考えています。

相違点をまとめてみますと、基本的な全世帯F T T Hという整備方式は変わりませんが、一部区間での無線活用を比較計算により採用を検討すること、サービスの一部である行政からの情報提供手段として各家庭にあるテレビを媒体とすること、以上の2点が大きなものです。

これらの変更につきましては、昨年度開催された推進検討委員会からの報告書、それを受けまして4月の議会全員協議会において、従前の事業内容にこだわらずに再度整備方式、利活用方法を検討していくという協議を議会の皆様といたしました。その検討結果として、今回の報告となったものです。

続きまして、当事業の事業理念と目的の整合性についてお答えします。

まず、事業理念につきましては、先ほどの太田議員への答弁でお話しさせていただきました。重なる部分はありますが、御承知おきください。

この事業は、新庁建設計画の主要プロジェクトから続く主要事業でもあり、総合計画に引き継がれている事業です。このことから、川根本町総合計画の分野別まちづくり方針であるゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりが事業の理念であると説明させていただいたところです。事業の具体的な目的については、都市部と当町、町内間に発生しているデジタルデバイドの解消があります。整備される情報通信基盤を利活用し、高齢者への健康福祉や町民への生活支援とともに、教育分野、医療分野、地域防災などの分野での活用を図りたいと考えています。

先ほどの御質問では、従前の案との相違点についてお答えしました。整備方法と基本的なサービスの1つである行政からの情報提供手段の変更とお答えしています。情報提供手段が変更されても、事業当初からの目的と整合性は図られていると考えています。

また、公共アプリケーションについては、事業当初から庁舎内において検討してきたものです。住民説明会では、直接加入されるサービスを中心に説明しましたので、その部分についての説明は省いています。しかし、議員の皆様へ配付させていただいた事業概要報告書、これ平成22年10月のものですが、には想定するサービスとして一部記載されていますので、御確認していただきたいと思います。整備される情報通信基盤を利用して各種サービスを行い、住民の皆様が便利で暮らしやすい環境を整備していきたいと考えております。

次に、11億円の初期整備をして何年後を目標に整備するのかわからないということですが、現在の予定では、県補助金が利用できる平成24年度を初年度として初期整備していきたいと考えています。できる限り早期に全世帯整備を進めていくことが、事業の目的に合致しますので、全世帯の理解を求め、翌年度から目標とする最終整備に入りたいと考えています。

次に、現在町内のインターネット加入者は1,200件、そのうちの1,000件の加入を見込み、年間利用料金を4,800万円と見込んでいるが、いつ加入調査をしたのかということですが、御質問のとおり、現在町内のインターネット加入者は1,200件と予測しています。そのうち

の1,000件が、町が進める事業に加入していただきたいと考えています。あくまでも、見込みという形になります。今後、人口減少により世帯数は減少していくものと思われませんが、それを差し引いてもインターネット利用者は利用していくものと考えています。

続きまして、インターネット2,100円月額で不自由なくやっているが、月額4,000円では問題外だ、年間2万2,800円余分に支払う価値がないではないかということでございますけれども、御質問の月額2,100円については回線使用料金が含まれていない料金かと思います。一番安価な料金でも、月額2,960円となっています。それでも、年間1万2,480円は安いわけですが、今そのプランでADSLを利用し、満足されているのであれば、町が計画する事業に強制的に加入していただくというものではありません。

また、町が計画する設備はインターネット利用に限定するものではなく、地デジ対策や町からの情報発信に利用したいと考えるものです。そのほかにも、公共的な利活用を通して住民生活の向上を図っていききたいと考えています。

次に、長島ダムに設置する定点カメラで災害対策本部が監視する観測システムを整備しているが、それは長島ダム管理所がやるべき仕事ではないかということの質問でございます。

長島ダムが既に設置している監視カメラの情報を、町と情報共有していただけるというものであります。それに、町が設置する監視カメラの映像を加え、災害対策本部で監視できるシステムを構築し、災害時の対応に生かしたいというものであります。町の監視カメラの情報も、長島ダムと共有することにより放流量の決定などに役立つものと考えます。

続きまして、気象センサーを設置して観測システムにより河川増水を予測、災害対策に利用すると書いてあるが、気象予報官を雇用し、事前予測するのか、静岡気象台のやることだと思うがという御質問でございます。

ダム施設のない河川の上流部に気象センサーを設置し、ゲリラ豪雨などの情報を得たいと考えています。今後は、中部電力とも協議させていただき、ダム関連施設での気象データを共有させていただきたいと考えています。これらの情報を利用して、急激な河川水位の上昇を事前に予測できればいいと考えています。気象予報などといった大それたことを考えているものではありません。

次に、現在速度が遅いところで不便な地区に携帯無線増強とか、衛星回線などで対応できるはずだ、一日も早くすべきだと思うがという御質問でございます。

一日でも早く整備すべきだという御意見には、同意をいたします。できる限り早い時期に高速通信に耐えられる通信環境の整備を進めることが、町の将来に必要なことだと思っています。携帯電話データ通信や衛星回線の利用によって、現在計画している利活用が利用できるものとは考えていませんし、民間通信事業者による市内整備は実現性が低いと考えています。

次に、住民投票についてということで、これについては先ほど市川議員の御質問にも答え

させていただきました。小藪議員からは、市川議員の質問への回答でなくて、町長の思いをということでございました。

先ほど申しあげましたように、まず本署名の持つ意味を深く認識し、当町民の投票によって現在計画されている川根本町情報通信基盤整備事業の実施について、町民の皆様お一人お一人に主体的な意思を表明していただくことも有効な手段であるというふうには考えておりますが、本住民投票条例の制定につきましては、条例制定の本請求が制定された後、条例案を十分に検討の上でお答えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、町にとって、町の将来をこれから考えていく上で重要な社会生活基盤という位置づけでとらえてきました情報通信整備事業が、このような形で町の説明が不足ということもございしますが、一応形としては住民説明会をやって、そしてその中で住民の皆様方の反応、出席された方の御意見は反対の方が多かったというふうに思っておりますけれども、それと議会の御意見等も伺って、いわゆる急に変わったということではありますが、今までの幾つかの検討委員会なり、あるいは全協等での議論のやりとりの中で、今回の住民投票の直接請求があった中で今回このような方針を出させていただいたわけですが、住民投票の皆様が考えているもの、それに対して町の考え方が十分まだ浸透していないということもあわせて、少しでもわかっていたるための資料として発表させていただきましたし、各戸に配布させていただいたわけでありましてけれども、3分の1に当たる皆様方がこのような意思を示されたということに対しては、十分考えていかなければいけない事実だというふうに思っております。

私としては、私たちの考え方が十分御理解いただけていないという部分で、説明不足の点ももちろんあったかと思っておりますけれども、なかなか気持ちが伝わらないという部分に、残念だというふうに思っております。

今後、いろんな形で住民の皆様とは協働の中で行政を進めていかなければならない、そういう中でございますので、決して住民の意向を無視して私たちは進めようとしているわけではなくて、住民の皆様方に町が進めようとしているものを本当の意味で御理解いただきたい、そうしていただければ納得していただける部分もあるのではないかと、その過程に至っていない部分について、私たちは反省すべき点があるというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） まず、最初に、お茶に関して再質問させていただきます。

先ほど、進捗状況の中で、特別具体的なこれからの計画もおおよその計画を発表していただきましたけれども、現在、流通業、JA川根茶業センター、川根茶業組合員、直販農家など、卸、小売に携わっている茶業者、農家にとっては福島原発以来厳しい環境が続いています。6、7、8月の3カ月の売り上げは厳しいを通り越して危機的状況と言えるかもしれません。それが、来年春には現実的に影響があらわれてくるだろうというのが大方の見方です。観光も同様であると認識しております。調査とか、研究とか、言っている場合じゃ

ないです。川根本町の基幹産業の現場と町が、意思の疎通を密にして、現場の状況を見据えた現実的な事業をやって、この拡販事業につなげていていただきたいと思います。

今までは、ややもすると机上の計画で、現場との意思の疎通が欠けていたと、そういうような面がありますので、御忠告もしておきたいし、これについてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今回、お茶の問題ですけれども、流れとして消費者がお茶離れしているという状況の一つあります。そこに加えて、去年の凍霜害、そして今回は福島第一原発の事故という思ってもみなかった事態の発生によりまして、それと静岡県が浜岡原発を有しているということと、東海地震が来る、あるいは3連動で来る、しかも30年以内に87%というような首相のお話等もございまして、そういう面で観光客については、そういう危険な地域へはという思いも一つあるんだろうというふうに思いますけれども、もろもろのものが重なりまして茶業の売り上げが大幅に減退している、そして観光のお客さんの入り込みも減少しているということでもあります。

観光につきましては、一方で消費者、今の旅に出る方々のニーズに十分対応し切れていない、そういう部分もあるんだろうと思いますし、施設的に老朽化しているとか、これから対応していかなければならない部分もあるというふうに思っていますけれども、そういう状況の中で起こっている事態だというふうに思っております、特に経済的な問題では、ひとり日本に限らず、世界的に大変な状況に陥っている中で雇用不安等もございまして、住民の懐状況が大変悪くなっている、デフレ化の中で高級な川根茶等がなかなか売りにくい、そういう状況になっている。いろんな状況がある中でありますので、そうなかなか簡単に売れるとか、お客さんが来るという状況になるというのは難しいことではありますが、現状にしっかり対応するという措置と、それから中・長期的に見たときに、川根茶あるいはこの川根本町をどのような方向に持っていくのか、両面で、それこそ皆様の御意見をお聞きしながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 情報基盤整備事業についてお伺いしていきます。

町長のお住いの接岨区の町政報告会で、質問事項に対して、県下一高い高齢化率への対応として、高齢者への健康福祉や住民への生活支援に関する分野で事業展開をしていきたいと回答をしております。今回の新しい分野のどこを指しているのかと、こういうことを伺いたいと思います。これは、接岨区の住民からいただいた質問を私が代わりにしております。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 高齢化率が42%に達するという状況の中で、高齢者にとってこの情報通信基盤事業を大変効果的なものにしていく、そういうところからそもそものテレビ電話機能のついた端末機をというようなお話があったわけでありまして。それがなくなったことによって、その部分をどう補っていくのかという問題もあろうかと思いますが、基本的には、や

っぱり地域の、昨今よく言われますきずなという中で、まずは地域、家族、そういうものが一体となって高齢化に対応していくというのが大原則だというふうに思っております。しかしながら、高齢者が高齢者を見守るという状況になってきている中では、それだけではなかなか解決しない問題もありますので、そういう中に今回の情報通信基盤事業、これ希望があればですね、といいますか、希望があればそういう家庭にも当初検討した機能のついた設備も接続できるという可能性も残しておりますので、そういう中で、あるいは今のふじのくにネットワークということで、いやしの里診療所に、県総ですとか、藤枝市立病院、焼津の病院とか、つながっているわけで、これらも将来さらにこれが、何ていいますか、もう少し拡充していくという状況が期待できますので、そういうときに、ぜひとも光があれば、遠隔医療ですとか、そういうものも可能になってくるというふうに思っておりますので、何とかいろんな形で老人福祉、地域医療にも貢献できるような形が期待できるのではないかとこのように思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今回の説明は、今住んでいるお年寄りがあの世へ行ってからのような計画でございましたけれども、地元にお帰りになったときに、もっともっと具体的に答えてあげていただきたいなと思います。

それから、新しい原案は内容を大きく変えたということですが、町独自の光ケーブルを全世帯に引く計画は全く原案と同じであります。原案では、高齢者への福祉、町民への生活支援をするために、光ケーブルの特性を生かした双方向機能を持つIP告知端末機を設置するため、全世帯に引き込むとしておりました。今回は、双方向端末機がごく一部、希望者には残るといふようなことではございますけれども、ゼロに近い計画だと思います。

そして、今度は各テレビに接続して行くということではございますが、光ケーブルの特性を生かした双方向ということで、このテレビにつなげるものは一方向機能か、あるいは家庭用テレビで双方向のものにするのかというような疑問がありますけれども、その辺は双方向にするのか。

それと、11億……、はい、まずその点を。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 現状は、一方通行ということになると思いますけれども、可能性として、その双方向にできる、あるいはちょっとしたやりとりですと、今のテレビのいろんな機能を使うことによって町民の意向を伺うことも不可能ではないと思いますけれども、そういう双方向の可能性がいろんな意味で出てくるのなら、そういうことも当然考えていければいいのではないかと思います。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 光ケーブルの特性を生かした双方向機能ということで大々的に広告宣伝してきたわけですがけれども、それが一方方向ということで当初始まるということではござ

います。また、検討中のこのアプリケーション、見て驚きますけれども、防災分野で災害対策本部に500万円の監視カメラの設備あるいは気象センサー200万円、安全・安心情報分野で小学校、学校、集会所、消防署を結ぶ図があります。教育分野では教育委員会、小学校、中学校、福祉施設、他市町との遠隔事業を結ぶ図、観光では無線LANの図、健康分野では高齢者自宅、包括センターを結ぶとしましたが、この図を見る限り、これらは中部電力あるいはCTC、国土交通省、長島ダム、NTTの回線をお借りすればすぐにでも取りかかれるようなものであると思います。

既に、役場は本所と支所間をCTCの光ケーブルをお借りして通信しているのであります。FTTH方式で一般家庭に引き込む必要のない利活用アプリケーションであります。町独自の光ファイバーの必要性を伺います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 光ファイバーの町独自の必要性ということでございますが、我々が現在考えているのは、全世帯に整備するという目標を持っておりますもんですから、現在の整備をしてある光では若干規模的にも小さいということで、町独自の整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） ということでありますけれども、この計画が始まってもう2年近くたつと思うんですけれども、全世帯に引き込む完成年度はどの年度を見込んでおりますか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、24年度から初期整備ということで始まりますが、次年度、25年度ですか、を早期に実現ということで目標を持っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今の質問、もう一度確認しますけれども、25年度中に完了ということで、そういう確認でよろしいですか。

○議長（板谷 信君） 正確に。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 25年度を最終目標ということで設定をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） ちょっとくどいようではありますが、目標としておりますじゃなくて、完了を目指しているということでよろしいですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） そのとおりでございます。完了を目指しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 我々は、いろんなところに勉強に行っていましたけれども、その中で、いずれNTTは光未整備地域に光回線を敷設を行うという、先ほど町長の答弁もありましたけれども、それは25年というお話でございましたけれども、我々が聞きましたのは、光整備を行うという件に関しては10年以内だというような、生の技術系の情報は信頼度が本当に高いと思っております。そういう意味で、1年でも早く誘致できる手だてを考えて行動すべきだと思うんです。一番最後にこの地域がならないように、一番早く、そういうNTTの光回線を10年以内というのを早くやっていただくような手だて、政治的行動をしなきゃと考えますが、町長のお考えはいかがか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今の小藪議員のお話でございますけれども、現在私たち町が確認している情報によりますと、先ほど答えたように、まだ当面そういう状況にはないということで、それらから判断すると2025年以降になるのではないかというふうに判断をしているところであります。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 時間も迫ってまいりましたので、次に、先ほど中部電力のお話がちょこっと言葉で出ましたけれども、大井川鉄道とは別なルートでという話か、あるいは河川の増水の情報で中部電力のお話が出ましたけれども、中部電力とは具体的にお話をされているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） ルートにつきましては、まだ協議はしておりませんが、万が一といたしますか、そういったときには借りたいというような協議もされてきました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） その中部電力に関して、8月11日、町長は庁内の場所で中部電力と会合していると思うんです。多分、それがそうかなと勘繰ったわけでありましてけれども、8月16日には町長のお宅に中電の社員がお邪魔していると、それで8月18日には一部議員と中部電力と会合を持たれたと、こういうような話も伝わっておりますけれども、その席でもそういう勉強会というようなもの、ブロードバンドに関してあったのか、なかったのか、内容をお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） ちょっと、どのあれを……、具体的に懇談ということで、時々情報交換をやっているわけですがけれども、そういうお話で、特にその場で今回のこの情報通信基盤について具体的な話をしたということはないかと思えます。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今のお話でも、これだけ情報基盤整備で話題といいますか、懸案になっておることが、先ほども出ました中部電力と、あるいは別ルートでというお話の中であるわけですので、そういう話が出たかなと。ただ、勉強会あるいは飲み会で終わっていたのかなと。真剣さに欠けるなど、そんな思いがいたします。6月議会でも、大井川鉄道、先ほど話題になりましたけれども、敷設する町独自の光回線はNTT光回線に直ちにつながらないなど、町独自の光回線は必要ないと議論いたしました、6月議会です。今回の新しい提案の計画変更は、ますます今の答弁あるいは前2人の議員の討論を聞いておりましたも理解に苦しむ事案であります。川根本町情報基盤整備事業は、一たん白紙に戻して再構築、リストラしないと時代に合った新しい情報基盤整備ができないと考えます。

同報防災ラジオは、災害対応の観点から、来年度予算と書いてありますけれども、来年度予算でなく本年度中に対応すべきと考えます。よって、私は、現時点この事業に、情報基盤整備事業に反対を表明します。

また、この事案に関して進んでおります住民投票条例制定に対し、賛成の立場とします。先ほど、太田議員から態度を示すのも1つの方法だということで、この議会がありました。そういう態度を表明して、一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 町長、どうぞ。

○町長（佐藤公敏君） 中部電力の懇談は、7月に、所長、それから業務グループの課長がかわられたということもございまして、そういう顔合わせ的などといいますか、歓迎会的な意味合いもあったものですから、そういうことで、当然私たちの町でこういう問題を抱えていますよという程度のことはお話はしてあります。しかし、具体的に中身に触れるようなお話はなかったかなというふうに思います。

○議長（板谷 信君） ここまでにしたいと思います。

なお、小藪議員に1点御注意したいというのは、先ほどの答弁のところでお年寄りの双方向の話のところで……

（「何ですか」の声あり）

○議長（板谷 信君） 双方向。

（「はい、はい」の声あり）

○議長（板谷 信君） 双方向サービスのところで、お年寄りがほにゃららだと間に合わないというような不適切な発言がありましたので、その部分のところは御注意願います。以後、気をつけてください。

では、ここまでにしたいと思います。

休憩の後、午後1時より再開したいと思います。

休憩 午後 零時 15分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を続けます。

3番、山本信之君、発言を許します。3番、山本君。

○3番（山本信之君） 3番、山本信之です。通告したとおり、情報通信基盤事業については質問をさせていただきます。

7月に行政視察に行つてまいりました。熊本県御船町通信基盤については、国・県の資金を使って、約8億円の事業に、町の負担額は無料でした。隣の阿蘇市では、30億円の予算に対し、30億円の国・県の予算でやりました。旧本川根、旧の中川根2町の合併するに当たり策定された新町建設計画に、主要プロジェクトとして地域光ネットワークの整備があります。この事業は、健康、福祉、学校教育、防災等の行政サービスの向上、地域活性化などを目的としています。

その後、この事業は町総合計画にも記載され、それからの計画に沿って平成21年度から事業に着手してきたものと理解しています。

それでは、1つ目の質問です。

8月25日の静岡新聞に、新たな方針示の報道がありました。この記事にあります事業費を13億円とした場合の財源構成について伺います。

国や県の補助金、また起債の利用も可能だと思いますので、町が考えている財源構成はどのようなものか、また町の実質的な負担は幾らになるのか、町長の考えを伺いたいと思います。

2つ目の質問です。

公設民営方式とはどのようなもので、ほかの方法とはどこが違うのか、この方式がよいと考えた理由はどうか、考えを伺いたいと思います。

3つ目の質問です。

運営していく場合、収支をどのように見込んでいるのか、そしてその場合の町の持ち出しはあるのか。

以上、3点について答弁をお願いします。

○議長（板谷 信君） ただいまの山本君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問でございます。

御質問のとおり、事業費を新聞紙上で報道された13億円と想定し、また現時点での国や県の補助制度が利用できるとした場合の財源構成と町の実質的な負担について説明いたします。

まず、国や県の補助金については、センター設備を含む幹線部分の基盤整備が対象となります。国が3分の1、県が4分の1の補助率であり、対象となる概算事業費から計算すると、補助金額は約5億円と見込まれます。残りの8億円を合併特例債の対象事業として計算しますと、充当率は95%ですので、事業実施年度に8億円の5%に当たる4,000万円が必要になります。これについては、地域振興基金の利子充当が可能だと考えています。

起債金額は、95%に当たる7億6,000万円となり、これが返済する元金になります。この金額を利率2.5%、返済期間15年に設定しますと、利息が1億5,370万円となります。元金と利子の合計金額は9億1,370万円となりますが、このうち7割は交付税措置されるため、合計金額の3割に当たる約2億7,400万円を15年かけて返済するという計算になります。単年度における返済金額は、平均して約1,800万円となります。

町の実質的な負担については、この事業の効果として、現在本庁舎と総合支所間、総合支所と文化会館、観光協会への民間の光ファイバーの賃借料の300万円の減額、公共施設間の電話料金やインターネット利用料、各世帯へお知らせすることによる郵便物の減少による郵送料の縮減などが見込まれます。

また、そのほかにも、超高速ブロードバンド基盤が整備されることで、雇用や若者定住に効果が出てくるのではないかと期待しています。それらの事業効果を考えれば、返済金額の年1,800万円は決して高いものではないと考えています。

まとめてみますと、国や県からの補助金が5億円であり、事業実施年度に4,000万円の支出が必要になりますが、地域振興基金の利子充当により、一般財源からの持ち出しは不要になります。7億6,000万円を起債し、15年かけて返済していきます。実質的な負担は単年度で約1,800万円となります。しかし、これに見合う事業効果は上げられるものと考えております。

次に、2つ目の質問にお答えします。

まず、整備運営方式については、民間事業者による民設民営方式、自治体が整備し、運営も行う公設公営方式、自治体が設置し、民間事業者が運営する公設民営方式に分けることができます。

まず、民設民営方式ですが、住宅地や事業所が密集する都市部などの採算性が確保できる地域において多く見られる整備運営方式であり、民間の通信事業者がみずから整備し、サービスも提供するというものであります。民間事業者の意向によって、整備範囲や提供するサービスの種類、利用料金などが決定されます。

次に、公設公営方式については、自治体が整備し、管理運営まで行うというものです。全国的には、多くの自治体で実績もあり、利活用を主目的としてとらえた場合には、有効な方式であると考えられています。しかし、人事異動を伴う自治体職員が主体となって運営することになりますので、長い期間、担当職員が異動できなかつたり、年度ごとに人件費のばらつきが出るなど、人事にかかわる面で課題が出てくる場合も多いと聞いております。

御質問にありました公設民営方式については、民間事業者が初期投資する資産の回収が難しいと判断する地域、採算性が確保できない地域での整備運営方式として、全国各地に多くの実例があります。その多くは、NTTとのIRU契約、原則として10年以上の長期間にわたる使用契約であり、当事者間の合意がない限り、破棄したり終了させることができない契約、このIRU契約によるものです。この場合、設備構築に当たっても、設計段階からNTTの技術基準に基づき必要があり、確実性や汎用性が求められることから、事業費が大きくなる可能性が高くなります。しかし、その他の通信事業者との間で、IRU契約を締結して運営している場合もあり、この方式による運営事業者がNTTに限られるというものではありません。

公設民営方式でのメリットは、民間事業者の営業努力により契約者、利用者の増加が見込めるとい点がまず挙げられます。また、維持運営する場合には、技術者の存在や専門分野での知識や経験が必要ですが、公設公営方式で説明したように、数年間での人事異動を前提としている自治体職員では対応できない部分があり、民間事業者に運営していただく方が有利であると考えられます。

以上、大まかではありますが、それぞれの方式について説明しました。

次に、なぜ公設民営方式が適当と考えているかについてお答えします。

ここまでの説明のとおり、その優位性は、民間事業者の営業努力により、利用者の確保やサービス拡大が見込めることや、技術者の確保や人事異動による年度ごとのばらつきを考慮しなくてもいいということが挙げられます。さらに、職員の削減が求められている現状や、地域内での雇用等を考慮し、民間の事業者に運営をお任せすることが適当と考えるものです。

国の光の道構想推進事業についても、これまでの全国各地での実績などを検討した結果、この公設民営方式が一定の成果を上げてきたことが認められており、この方式を標準とすることが適当であるとされています。このような理由から、現時点において、公設民営方式の採用が適当であると考えているものです。

次に、3つ目の質問にお答えします。

実際の運営については、先ほどの公設民営方式での運営を現時点では考えていますので、収入である利用料金の徴収や人件費、修繕費などの支払いを直接町が行うものではありません。民間事業者による運営が前提になりますが、ここでは当事業における収入と支出のバランスについて説明したいと思います。

まず、収入見込みについて説明します。今回の検討案では、超高速インターネットと地デジ放送再送信に利用料金を設定する予定です。現時点では、インターネットに月額4,000円、地デジ放送等のサービスには月額500円を想定しています。

現在、町内のインターネット利用者を1,200件と見込んでおり、そのうちの1,000件を光ファイバーによる超高速インターネット利用者になっていただいた場合、年間利用料金は4,800万円となります。これに、地デジ放送の受信希望者を加えた場合、合計で約5,000万円

になると考えています。公設民営方式の採用により、民間事業者の営業努力により加入者の増加を期待するものです。

支出の見込みについては、昨年度提示した案では約7,000万円と考えておりましたが、再度検討した結果、5,000万円程度に縮減できると考えています。この支出内訳には、人件費や上位回線事業者との年間契約料金、修繕費や電柱使用料等を含んでいます。支出についても、民間事業者による経費の縮減効果は期待できますが、正確な支出金額を算出するためには詳細な現地調査と設計が必要になります。

このように、現時点では、収入、支出とも約5,000万円となる見込みであり、単年度収支についてはバランスはとれていると考えています。ただし、行政からのお知らせを受け取りにくい高齢者の方への機器設置などについては行政の負担が必要と考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 今、町長から話してもらった件は、今の町長の話じゃ、国と県の資金を使うことにより、町の負担はかかってこないという気持ちですか。

ほいじゃ、再質問をさせていただきます。

事業費の財源内訳として国や県の補助金が5億円、ほいで合併特例債の対象として8億円、また15年返済とした場合、1年の支払いは約1,800万ということでした。この1,800万については、私の感じ方はそれ以上の事業効果が上げられると考えられます。収支の見込みについても公設民営方式ではありますが、収支と支出のバランスは悪くないと思います。

私は、そのように受け取れましたが、再度このことについて確認します。事業効果として光ファイバー貸借料ほか、公営施設通信費用、ほいで公共施設電話料金、ほいで各世帯の郵送料金、その他経済効果があります。

ほいじゃ、この事業効果は約1,000万以上がありますと言っただもんで、これツープイですな、ほいだもんで、実質負担額は、町は1,800万を出して、ほいで事業効果は1,000万以上見込まれる、町の負担は無料と思います。

そして、年間の維持費として、収入はインターネット契約、これ4,800万ね、ほいで地デジ放送の200万円、これで合計で5,000万ね、支出は年間支出として5,000万、差し引きゼロとなります。

国と県の資金を使うことにより、町の負担金はかかってこないと思います。この施設は町の財産にもなり、将来N T T等がこの施設を借りたい場合には貸し出し費も入ります。この金額でいいか、町長、もう一回伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 再質問にお答えします。

13億円を事業費とした場合の財源構成として、国や県の補助金として約5億円が見込まれ

ます。残りの8億円が合併特例債対象事業となり、単年度における返済金額は約1,800円になります。この返済金額については、利用料金の収入を充当することで、将来的にも住民の皆様の負担としないことを考えております。

また、削減される経費として、現在民間事業者から借用している光ファイバーの年間賃借料300万円、公共施設のインターネット利用料金300万円、公共施設電話料金100万円、各世帯への郵送料金600万円などの縮減が見込まれます。

しかし、最も大きな事業効果としては、超高速の情報通信基盤が整備されることで、雇用や若者定住などの課題に対して効果が出てくるものと期待されていることで、特に企業を誘致することによって、また超高速インターネットの環境が整備されることによって雇用の場が創出されれば、この地域が抱えている職場の確保と若者人口の増加といった大きな問題の解決策の1つになる可能性は高いと考えています。そのような事業効果を考えれば、返済金額である年1,800万円は決して高いものではないと考えています。

また、収支見込みについては、収入、支出とも約5,000万円となります。公設民営方式では、利用料金が直接町の収入となったり、人件費や修繕費などの経費を直接支出するというものではありませんが、単年度における収支のバランスはとれると考えています。

運営に必要な資金については、地域振興基金の利子を充当することも考えられます。このような措置で、住民の皆様に負担をかけない運営を考えています。

国や県の資金を使い、町の財産をつくるという考え方については議員の御意見のとおりだと思います。その財産である情報通信基盤を利活用することで、より効果が上がり、将来の川根本町にとって有益なものになると考えています。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 町長、ありがとうございました。

2回目の再質問です。

8月の全員協議会で説明がありましたが、今回の検討案のうち、初期整備については公共施設と希望者への光ファイバー整備とありました。しかし、私は、全世帯への情報提供は早い時期に必要だと思っています。また、町からの情報提供は住民一人一人が受け取れなければ意味はないと考えます。

さらに、行政からの情報提供については個人負担はかからないように配慮していただきたいと思います。行政の責任として、利用料金も無料として提供していただくことは町民のために必要だと思っています。県下または全国で、市町の実施はどのように進んでいるか、このことについて町長の意見を伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） その前に、先ほどの再答弁の中で、単年度における返済金額は約1,800円と言ったそうですが、1,800万円の誤りですので、訂正させていただきます。

○3番（山本信之君） 町長、おれはな、1,800万って聞いたっけ。はい、はい。

○町長（佐藤公敏君） ありがとうございます。

山本議員御指摘のとおり、できる限り早い時期に全世帯への情報提供を進めていきたいと思えます。今回の初期整備については、川根本町に整備されていない公共施設間のネットワークとともに、一刻も早く光ファイバーの整備を希望されている多くの方たちのことを考慮し、提示したものです。

それとは別に、当初の事業目的にあります高齢者の健康福祉や住民の生活支援のために必要な全世帯への基盤整備を進めていきたいと考えております。また、情報提供の利用料金に関するのですが、議員の皆様方をはじめ、住民の方にも御理解いただき、最終的に判断したいと考えています。

次に、光ファイバー整備の実績についてであります。県内、全国、それぞれ平成20年度以降の実績について説明します。まず、静岡県内については、光ファイバー網の整備推進事業の実績を説明します。

平成20年度には湖西市、島田市の2地域、平成21年度には湖西市、伊豆の国市、富士宮市、浜松市の4地域、平成22年度の実績はありませんが、本年度は掛川市、伊豆の国市の2地域が事業を実施しています。

いずれの地域も市内の一部地域であることと、複数年度にまたがる事業ですので、重複していることは御理解いただきたいと思います。

また、全国の状況につきましては、各総合通信局から発表されている資料をもとに担当課でまとめた内容を御説明します。

平成21年度の1年間に279施設への実績があります。これは、国の補助事業の採択を受けた地域数であり、合併特例債、過疎債などの起債を利用して整備された地域は数に含まれていません。

このように、日本全国各地において光ファイバー網の整備が進められています。決して遅れている方式ではないと思っています。光ファイバー網を主体とした超高速ブロードバンド環境の整備は、国の方針であり、その設備を利用して国全体の活力向上を図ることを目的としています。平成22年度は一時的に補助制度がありませんでしたが、平成23年度から5年間の予定で、公共アプリケーションの導入を前提とした光の推進交付金の事業が始められました。ぜひとも、この事業に採択されるよう、最大限の努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 最後の質問になります。

町長は、3月定例会において、最終的には町の事業への加入移行を含めた調査を行いたいと思っておりますとのこと。また、12月の定例会において、町民の皆様や議員の皆様の理解がいただけるような形で進めてまいりたいと考えていることです。

この事業に対しては、行政はもう一度町民にしっかり説明し、理解を得る必要があると考えています。もう一回、僕、言うけんがな、この事業に対しては行政はもう一回、町民にしっかり説明し、理解を得る必要があると考えています。

本当に今、町長、こういうね、もしという気持ちがありゃさ、町長言ったものを文面じゃなくて、計算書のがいいなって、僕はそういう気持ちはあるもんでね。ほいで、その説明をした上で、今はまだ必要がないという意見が多い場合には、町長は慎重に進める必要があると考えます。このことについて、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほど来、再三申し上げておりますように、この事業については、現在まだ説明する材料と申しますか、そういう部分にまだわかっていない部分がかかなり多いものですから、もう少し詳細を詰めていくことができれば、御理解がいただけるような説明会を持つ機会ができるのではないかと申すように思っております。

現在、住民投票の直接請求も出ているという状況の中でございますので、議員がおっしゃるように、そこら辺はしっかり慎重に配慮しながら進めていく必要があるというふうに思っておりますけれども、住民の皆様のお理解があつて推進できる事業であることは間違いのない事業でありますので、そここのところは、まず議員の皆様にお理解いただいて、その上でもう少し細部の調査設計をして、その上でもう少し今のいろいろ概算で申し上げております部分についても説明できるような状況をつくり上げて、わかりやすく図表等を使いながら説明できる機会を持つことができると申すように思っております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 今、町長の話聞いて、やっぱり町民としっかり話し合いを持って、町民が目標を持って暮らせる、またこの町が発展していけるように、行政も議会も取り組んでほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（板谷 信君） それでは、ここで山本信之君の一般質問を終わりたいと思います。

続いて、1番、中野暉君の発言を許します。1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 1番、中野でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、第一に、孤立した富沢地区の対応についてお伺いをいたします。台風12号の被害により、林道富沢線が長さ100mにわたり崩落をいたしました。このために、富沢地区8世帯24人が孤立状態となったわけでございます。この地区に通じる道は、この崩落した林道しかなく、合併以前から迂回できる道路要請をしてきましたが、対応されなかったのが今となったわけでございます。

しかも、今まで何回も同場所は崩落がございました。さらに、この富沢林道線はこのほか数カ所の危険な箇所がございます。今回、当町としても今回のことについては素早い対応を

していただいたわけでありますが、いずれにしても富沢地区の皆様はこれから特に先行き不安もありますし、また不自由をしていることも多くあります。さらには、もう既に茶園管理の時期も近づいております。早い取り組みをお願いし、今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、今話題になっているブロードバンド事業であります。

町じゅうが、賛否いろいろでございます。先ほどのやりとりにもありましたけれども、先ほども事業の進め方とか、方法とかについて鋭く追及をされておったわけでありますが、基本的に、私も、何か対応がもう少しはっきりした方がいいんじゃないかな、こんなふうにも思います。

当初から、私は、私自身もこの事業については、将来にわたり町の負担が多くなったり、町民一人一人の支払いが多くなったりする事業であったり、さらに町の皆様の理解をとれなければやはり慎重に進めるべきだと、こんなふうにも思っております。

しかしながら、情報通信基盤整備事業、現在もそして今後の社会には不可欠な事業であると思っております。特に、次代の若者、小学校から高校生まで、社会に出るまでにはこういうことは当たり前に使いなし、当たり前で使用できることが社会常識となるでしょう。

若者人口の増加につながることで、そしてまた教育、防災、介護等々、多方面で利活用されるこの事業、当町にとってもやはりブロードバンド環境は整備しなければならないと思う1人でございます。

その方法は、いろいろあると思います。取り組むのであるならば、今現在最も最適な方法を選択すべきであり、この方法が、この選択が最も重要であると思います。町が取り組んだこの情報通信基盤整備事業について、総体的にお考えをお伺いいたします。

以上、大きく2点についてお願いをいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中野君の一般質問に対して、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

まず、最初に、台風12号に関しての問題ですが、台風12号の影響により林道富沢線が一部決壊し、富沢地区唯一の生活道が失われ、孤立集落となりました。

また、被害現場調査の結果、決壊部分の山腹上段を走る林道平戸線と決壊箇所周辺の山腹一帯に亀裂が発見され、崎平と富沢地区を結ぶ狭隘な山道もこの範囲に含まれ、崩落の危険性が確認されています。

このため、町では9月6日に対策会議を開き、今後の対応策を検討いたしました。その結果、道路の全面復旧には1年以上かかること、水道復旧も時間がかかり、仮設道設置については土木事務所との協議や大井川の流水が減少してからの着手となることなどから、町の対策会議においては住民の生命、健康を守ることを第一に考え、早期に町営住宅に避難していただくことに決定し、富沢地区に説明いたしました。この結果、本日までに4世帯の町営住宅等への移転が完了しております。

残る4世帯の方についても、引き続き一時避難について協力要請しており、地区外に移転する方向で検討いただいているところです。

現在、通行どめとなっています富沢地区へ通じる道路の復旧についての見通しはという御質問でございますが、被災した道路は林道富沢線で、約70mにわたって路肩が決壊いたしました。復旧には大きな事業費が予想されますので、国の林道災害復旧事業の採択を受け、国庫補助金を活用して復旧工事を実施する計画でございます。今後、国の災害復旧事業現地査定を受け、復旧工法、事業費等が決定次第、速やかに工事発注をしたいと思っています。現地査定の日程等は、現時点においては決定をしてはいませんが、11月後半から12月前半ではないかと予測をしております。復旧事業費につきましては、12月議会で補正で対応してまいりたいと思っています。

林道被災箇所への復旧につきましては、現時点におきましては復旧工法等が決定をしていませんので工事期間等は明確ではございませんが、1年程度はかかるものと考えております。

なお、林道のり面上部の山腹や林道被災箇所の上流側の路面等に数カ所のクラックが発生しており、広い範囲で地面が動いているという可能性もあり、治山工事を実施しなければならないといった状況にあります。こちらの対応につきましては、静岡県志太榛原農林事務所治山課が行ってくれることになり、現在ボーリング調査等を実施しております。したがって、この山腹の調査の結果によりましては、林道の復旧工事の進捗にも影響が出ることも考えられます。

次に、迂回路についてはどうかという御質問でございますが、通行どめ期間が長期にわたりますので、町といたしましては大井川に仮設の道路を設置する計画で、大井川の管理者であります静岡県島田土木事務所と現在協議中でございます。この仮設道路は、地域住民が通行する生活道路としての性格が強いため、安全対策が非常に重要であることと、仮橋の構造や設置期間等、十分に協議する必要があることから、時間を要していましたが、近々よい方向での結論が出るものと期待をしております。設置の費用につきましては、追加補正予算で700万円を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、情報通信基盤整備事業についての御質問にお答えします。

まず、想定している事業費、事業概要でございますけれども、昨年度の住民説明会では、全体事業費を最大で16億円と説明してきました。住民説明会後の12月から3月にかけて、有識者、町内の団体関係者、町議会議員を構成員とする推進検討委員会を開催しました。町では、この推進検討委員会の御意見を尊重し、4月以降整備方法や利活用方法について検討してまいりました。

その検討段階では、民間通信事業者によるLTEと呼ばれる次世代携帯データ通信方法やWiMAX方式による無線方式の可能性についても、各事業者に問い合わせしましたが、残念ながら、現時点では川根本町に展開する計画はないとのお返事をいただいております。

また、NTT電話ケーブルの光化の時期についても、さまざまな事情から、町では2025年、

これは平成で言いますと37年になりますが、それ以降になると判断しました。

それらの検討結果を取りまとめ、8月の全員協議会において新たな検討案という形で報告させていただいたものです。この検討案による最終目標とする整備では、全世帯への光ファイバー網を整備し、各家庭に設置されているテレビを媒体とした行政からのお知らせ放送を行うことを考えています。

また、超高速インターネットや地デジ再送信などのサービスについても、昨年度の計画どおり行う予定です。また、町内の公共施設、役場、学校、医療機関、福祉機関などですけれども、公共施設を光ファイバーで接続する地域公共ネットワークの構築を図ることにより、多くの住民の方が利用できる、公共的な利活用が期待できると考えています。

利活用については、台風や最近のゲリラ豪雨などを想定した防災分野、子供たちの学習意欲や学力向上を目指す教育分野、日々の健康や介護、また出産から育児、教育などの育児支援を強化する健康介護分野などへの利活用を検討している状況です。

その初期段階として、公共ネットワークの構築と、一刻も早く整備を希望する世帯や事業者への光ファイバー網整備を考えておりますが、早期に全世帯に広めていきたいと考えています。

こうした初期整備を含め、全体で14億円以内と見込んでいますが、事業費につきましてはあくまでも概算ということをお承知ください。最終的には、詳細な設計を行い、確定していきたいと考えています。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長、財源内訳はいいだ。答弁漏れ。

○町長（佐藤公敏君） すみません、最後の事業費の財源構成と実質的な町の負担ということについてお答えします。

財源構成と実質的負担に関する御質問でございますが、財源構成については、先ほどの山本議員に対して、事業費13億円を想定した答弁をしておりますので、その想定に沿って答弁させていただきます。御承知ください。

まず、国や県の補助金については、補助対象となる事業費を概算したところ、国が3分の1、県が4分の1の補助率でありますので、補助金額は約5億円と見込まれます。残りの8億円が、合併特例債の対象事業となります。充当率は95%であり、起債金額は7億6,000万円となります。この金額が、返済する元金となります。事業実施年度に、5%に当たる4,000万円が必要になりますが、地域振興基金の利子充当も可能と考えています。

起債金額の7億6,000万円を年率2.5%、返済期間15年に設定して計算しますと、合計金額は9億1,370万円となります。このうち、7割は交付税措置されるため、合計金額の3割に当たる約2億7,400万円を15年かけて返済するという計算になります。単年度における返済金額は、約1,800万円になります。

削減される経費として、現在民間事業者から借用している光ファイバーの賃借料の300万

円、これに公共施設間での電話料金の100万円やインターネット利用料金300万円、情報を含む各世帯へ直接提供することで郵送料の600万円などを見込むことができます。

それ以外の事業効果として、超高速ブロードバンド基盤が整備されることで雇用者や若者定住に効果が出てくるものと期待しています。それらの事業効果を考えれば、返済金額の年1,800万円は決して高いものではないと考えております。

次に、収支見込みでございますが、運営に対しての収支見込みについてお答えします。

運営につきましては、公設民営方式を考えています。このため、利用料金の徴収や人件費、修繕費などの支払いを町が直接行うものではありません。町は原則的に施設を貸し出し、民間事業者による運営を前提としていますので、収入と支出の金額的な関係について説明します。

まず、収入ではインターネットサービスの利用料金が主なものになります。1,000件の利用者を見込んだ場合、年間利用料金は4,800万円となります。これに地デジ放送の受信希望者を加えた場合、合計で約5,000万円になると見込んでいます。支出については、人件費、修繕費、電柱や管路の使用料、事務費や販売促進費、上位回線事業者との年間契約料金等の合計金額として5,000万円程度と見込んでいます。

支出についても、民間事業者による経費の縮減効果は期待できますが、より正確な支出金額を算出するためには詳細な現地調査と設計が必要になります。

このように、現時点における単年度収支では、収入、支出とも約5,000万円となる見込みです。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） それでは、最初の台風12号の被害について再質問をいたします。

既に、3週間が過ぎたわけですが、実地調査したり、ボーリング調査というんでしょうか、この決壊によって工法が違ってくると言われています。地質調査についての結果はわかっているでしょうか。そして、それに関連をして、先ほど町長の話では1年という話がありましたけれども、それに関連をいたしまして、林道富沢線の復旧についての見通しを、このボーリング調査の結果というものも含めてお伺いできれば、よろしくお願いをいたします

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 林道富沢線の災害復旧箇所でございますが、現在測量調査に入っております。そして、地面がずれているのではないかと予想をされますので、ボーリング調査を実施しております。2カ所で実施をいたしまして、現在ボーリング孔の穴の中にセンサーを入れまして、ずれが生じていないかどうかというのを計測中でございます、ということで、まだ結論が出ておりません。

それから、復旧の見通しということですけど、先ほど町長の答弁の中もございましたけれども、まだ工法等決定をしておりませんので、工期等、正確にはわかりませんが、あの程度の工事の場合、約1年ぐらいは要するのではないかとということで予想をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） はい。ということは、ずれがないというか、それは考えずに今の崩落場所だけを修繕した場合に1年ということでしょうか。それとも、ずれが数値として少し出ているようでありますんで、その崩落箇所まで含めた工事となると果たしてどんなふうになるのか、おおよその計画というものはお教え願えないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいま私が申ししたのは、林道部分の災害の復旧工事のみでございます。そして、今先ほど町長の答弁にもございましたけれども、林道上部の山腹も動いているのではないかということで、こちらの方につきましては志太榛原農林事務所の治山課で現在ボーリング調査をしております。こちらにつきましても、まだ解析結果等はないと思いますが、その結果、広い範囲にわたって地すべり等が発生しているということになりますと、下の方での林道工事にも影響が出ます。その結果によりましては、1年程度かかると申しあげましたけれども、上の工事が終了しないと下の林道工事も手をつけられないということも考えられます。

今のところは、林道部分につきましてはずれしていないではないかという、予備の調査ですけれども、そういう結論をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ありがとうございます。まだまだ、調査次第で工法が変わってくるというお考えでありましたんで、もう少し様子を見させていただきます。

次に、大井川の対岸から河川を通る迂回路、工事用道路というか、仮設道路でございますけれども、これについて確認をいたします。このことについて説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 大井川に仮設の道路をつくるということで計画をしております、河川管理者であります県と協議をしましてまいりました。先ほど、町長の答弁の中で、近々よい方向での結論が出るものと期待をしておりますということで、答弁ございましたけれども、設置をできるという方向で返事をいただいております。

現在、大井川、ごらんのように増水をしておりますので、水の減り具合、いつごろどのくらい減るかということも関係してきますけれども、10月下旬をめどに完成するように準備を進めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今、水の状況等々についての話もありましたけれども、10月末となりますと、なかなかこれは大変だなというふうに思っております。水が減ることが前提

ではあろうと思いますが、道路の工事ができる範囲、その対岸、そして富沢側、準備を進めていただいて、水が減り次第、そのヒューム管をいけるとか何かの対応だと思いますが、その箇所を残した中で素早くこの工事が完成するような対応をぜひとっていただきたいと思います。

現在でも、大井川には増水により仮設道路着工ができないように、今後も大井川の増水は想定されることでありまして、お茶時の作業時にも対策を考えていただきたい。そして、また今後のことも含め、林道平戸線へ抜ける迂回路については見通しはどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですが、富沢集落から平戸線へ向かって行く迂回路の件でございますが、9月14日でございますけれども、現地の山林へ入りまして、簡単ではございますけれども、歩いて調査をさせていただきました。その結果は、開設は可能ではないかという印象を持っております。

ただ、想定されるルートが集落の上部を通るということもあります。また、地形的にも急峻なところでございますので、道路を開設するに当たりましては、路面等の排水処理が非常に重要になっているということ、また開設には長期間必要となるということも予想されます。

これらにつきましては、すぐにとはまいりませんので、検討してまいりたいと思います。道をつくること自体は、何とか可能ではないかということで考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今、調査をしていただいて、部落へ入って急な段差があるということで心配をしてございましたけれども、どうにか道がつけられるんじゃないかなというふうな目安が立ったという話がありましたけれども、予算、そしてまたこの見通し、完成というか、着工の見通しというものは、およそ見当がつかましたらお願いをしたいと思いますが。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 見通しということでございますけれども、まだ地主さんの調査等も行っておりませんし、用地交渉等もしておりません。また、測量器具等を使って実測もしておりませんので、いつごろということはここでは申し上げられませんが、調査、測量、設計、それから用地交渉ということ、こういう段階を踏んでいきますと、工事までにはかなりの期間がかかるということしか、この場では申し上げられませんが、恒久的な迂回路ということの設置も必要という状況でございますので、今後検討をしてまいりますが、またそうした場合には地元の皆さん、また地主さん、地権者の皆さんの御協力が必要となると思いますので、またそのときには御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひ、前向きな対応をひとつお願いをいたします。

現在、崩落箇所にモノラックを設置していただいたわけでありましたが、今また先ほどの雨

量の中で、台風の中で使用できる状態ではないと聞いております。再稼働できるようになるのか、またモノラックの利用方法について、富沢地区と話し合い、利用しやすいようにルールを決めていただけるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問のモノレールでございますが、一度設置をいたしまして使用してまいりましたけれども、台風15号によりまして、12号の林道被災箇所の上部がまた崩落をいたしました。そして、レールが2、30mほどですか、にわたって破損をしました。今は、撤去する方向で今考えておりますが、今の現場を見ますと、モノレールがもう一度設置できるという状況ではないということで判断をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 重量物、またガソリン、いろいろなものを運ぶには、やはりモノラックは最適じゃないかなというふうに思っておりました。それがなければ、今の状況を見ればあの細い危険な歩道というか、山道を担いで運ばなければならないことが生じます。できれば、このことについては早急というか、もう一度再設置を考えていただき、しかもまた、このモノラックを使いやすいようにしていただきたいというふうに思います。

今、話を聞きますと、モノラックを使った利用というものが余りされていなかったというような話を聞きますので、それでは何のためにつけたのかなというふうにも思いますんで、ぜひ皆さん方のあの苦労を考えれば、あそこに畑もありますし、生活もやはり時々は行かなければならない状況、いろいろなものを運ばなければならないことは必ずありますんで、それを考えれば、このことはやはり考えていただかなければならない、こんなふうに思います。

関連でございますが、同町にも、町内にも同様な地区、1カ所が通行どめになったら迂回路のない孤立状態となる地域はどうでしょうか、調査及び対策をとる必要があるんじゃないでしょうか。今後の対応、よろしくお伺いをいたします。

話をもとに戻し、富沢地区は今までも何回も道路が通行どめになることが多かったため、富沢地区の皆さんは、希望とすれば、富沢から対岸、三盃地区へかかる永久橋を望んでいるわけでありまして、このことも視野に入れた行政の対応を特にお願いをして、次の質問に移ります。

次の質問、情報通信基盤整備事業について考えを伺いますが、先ほど来同じような答弁、同じような質問であったために、私の方では、確認の意味で、かいつまんで、もう端的にお答えを願おうかなというふうに思っております。

詳細設計を行わず、正確な事業費を把握することは大変難しいと思いますが、概算で町が提示している情報通信基盤整備事業、大きな金額でございます。町民の声は、大き過ぎる事業費は将来町の負担になるだろうと言われております。事業費は一体全体どのようになるのか、この大きな事業費は町にとって将来負担にならないのか、この事業が本当に町民に必要な

うか、全体的な事業概況も含めて大きなくくりで説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） ただいまの御質問、事業費の財源構成と実質的な町の負担というようなお答えでよろしいかと思いますが、財源構成につきましては、先ほど山本議員に対しましても、事業費13億円を想定した答弁を行っております。

まず、国や県の補助金につきましては、補助金の内容ですね、国が情報通信利用環境整備推進交付金ということでありまして、これは今年度、23年度から始まりまして5年間の交付金となっています。この目的は、すべての世帯でのブロードバンドサービスの利用の実現を目指しまして、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を実施する地方公共団体に支援するものということで、条件としまして公共アプリケーションの利活用を前提とした基盤整備、それから下りが30Mbps以上というような条件がついております。また、補助率は3分の1、これには本体施設や附帯施設が含まれております。

また、県の方にも補助制度がありまして、これも4分の1補助ですが、これは静岡県光ファイバー網整備事業費補助金ということで、これは22年度に一応一度終了しておりますが、まだ県の総合計画の目標達成がまだということで、23、また24年度まで延長するというようなことを聞いております。

これは、光ファイバー地域整備計画が策定されまして、光ファイバー網によるブロードバンドサービス未提供地域のうち、民間事業者では早急に整備が見込めない地域ということで対象地域が設定されております。

また、財源の合併特例債につきましても、これは合併特例債が作成した新町建設計画に基づいて行う事業が対象でありまして、合併市町村の一体性の速やかな確立とか、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の整備事業ということで、これも新町建設計画の5つの主要プロジェクトに、地域光ネットワークの整備として掲げられております。これも、合併後10年間の期限がついておるということでございます。

実質的な町の負担ですが、先ほど町長の答弁もありましたように、この合併特例債の3割部分の返還分、それからというようなことで、これが3割に当たる2億7,400万円、これを15年かけて返済するような計画を持ってありますが、単年度では返済金額は1,800万円、このうちこれを利用料を充当させていただきまして、そのほかの運営経費というんですか、5,000万ほどありますが、その財源としまして、4,800万のうち1,800万円が返済金額の方に、残りが、3,000万円ほどが運営費の方に回るとは思いますが、そのほかその部分につきましては基金の利息等、また現在使われている光ファイバー等の賃借料ですか、そういったものが削減されまして財源とさせていただくというようなことで、実質町の負担というんですか、軽減を図っていきたくは思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） 自分が意図したところより少し外れるところがありましたけれども、丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

この事業を、仮に、まだ決まっている事業ではありませんが、設置をし、運営をしていった場合に、先ほども話がありましたけれども、どんなふうな勘定になっているのか、簡単にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。収入がどのぐらいで、大体このぐらいは経費として1年間に支払いが必要だろうなというところを言っていただければ、差し引きがあるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の一連のその収支を簡単をお願いします、わかりやすく。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） それでは、収支の状況ということでお答えをさせていただきますが、まず収入ですが、収入ではインターネットサービスの利用料金が主なものになります。1,000件の利用者を見込んだ場合、年間利用料金は4,800万円となります。また、これに地デジ放送の受信希望者を加えた場合、合計で約5,000万円の収入と見込んでおります。

また、支出につきましては、人件費、修繕費、電柱の管路の使用料、事務費や販売促進費、これは加入を推進するというような費用ですが、それとか上位回線事業者、これはインターネットサービスのプロバイダーとの年間契約料金等の合計金額として5,000万円を見込んでおります。こういったところで、収入と支出、大体同じぐらいと見込んでおります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） わかったような、わからんようなことでありましたが、おおむね収支が均衡がとれるというか、大体町というか、町の持ち出しは少ないなという話が見えたような感じがします。

収入源のもとでありますインターネット利用者の1,000件ですか、これも不確かなところがありますが、これによって収支のバランスが大きく左右されるわけですが、今わかっている範囲、調べた範囲の中で、ADSL、今、我々、ADSLを利用しているわけですが、その利用料、そして無線でやっていらっしゃるインターネット利用料、また先ほど来話がありましたような全国94%で利用が可能な光インターネットの利用料、基本的なところを把握していると思います。そして、町が考えている現在の利用料、これらをわかりやすく、比較を説明していただきたいと思います。

金額の比較でいいです。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） まず、現在考えております利用料金は、インターネットですか、これは月額4,000円で、年額では4万8,000円になります。この料金は、通常必要なプロバイダーと言われる接続事業者への支払いも含まれております。

先ほどの比較ということで、ADSLでは月額6,096円で年額7万3,152円、ドコモ携帯データ通信では月額5,985円で年額になりますと7万1,820円、それから衛星ブロードバンドでは、これは速度によって異なりますが、3万5,000円から1万5,000円と設定がありますが、2Mbpsですと月額4,725円で年額5万6,700円となります。

それぞれの事業者や契約期間の違いによって金額は若干変わると考えられますが、一般的な情報としましてお知らせをいたします。

また、通信速度はけた違いに違います。今後の利用を考えた場合には、速度は速いほどさまざまな分野で利用できると考えられます。

以上です。

(「光」の声あり)

○議長(板谷 信君) 一般の光ということですか。町は4,000円は、言ったけれども。

一般の光。企画課長。

○企画課長(羽倉範行君) 光通信の方は、月額6,500円と聞いております。

以上です。

○議長(板谷 信君) 1番、中野君。

○1番(中野 暉君) 自分も、ADSL、先払い式でありますんで、条件が悪い方の部類の1人でありまして、なかなか動画の重いものをやると時間がかかるというのが現状でございます。昔のちょっと小さい機械でしたら、フリーズしてだめなところがあったわけですが、今はちょっと大きいものに買い替えたものですから、少し時間をおけば使えるというような状況でありまして、特に、今、孫とか、そういうところの動画が送ってきますんで、それがなかなか時間かかるというのが現状でありまして、安定して利用できる高速光、今までより安い金額で利用できることであれば利用者は増えるんじゃないかなというふうに思います。自分も、インターネット利用者として、早く光を利用したい、こんなふうに思っております。

さらに、今の利用料より安いとなれば、ぜひ自分は乗りかえたいなど、こんなふうに思っております。インターネット利用者が多くなれば、資金積み立てというか、1年の収支も余裕が出てきます。議員研修、視察研修のとき勉強をしてきましたけれども、九州の御船町でも余剰金があったようでございました。今、まだこのブロードバンド事業、決定をされているわけではありません。この事業について、まだまだやる、やらんというものが決まっているわけではありません。光ブロードバンド環境、パソコンを利用する人だけの事業ではありませんので、今後ますます必要とされていることであり、このことについて、みんなで英知を結集して、当町にとっても有意義になるよう、さらに皆様が使いやすい最良なものをつくり上げることが重要であると思っております。このことを申し上げ、質問を終了いたします。

○議長(板谷 信君) これで1番、中野君の一般質問を終わります。

なお、中野議員には事前の申し出により、退席を許します。

○1番(中野 暉君) すみません。

(中野 暉君 退席)

○議長(板谷 信君) それでは、続きまして11番、高畑雅一君の発言を許します。11番、高畑君。

○11番(高畑雅一君) 11番、高畑でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

9月4日の台風12号により、川根本町でも主な被害として、林道富沢線の路肩決壊をはじめ、8路線10カ所で被害が出ました。また、先ほど中野議員の一般質問にもありましたけれども、富沢地区の裏山が地すべりを起こしているという兆候が見られるなど、大変な被害を受けております。河川においては、大井川のはんらんの危機は9月3日未明から行われた国交省長島ダムの洪水調整により、洪水による被害というのは回避されましたけれども、避難勧告時の情報を川根本町すべての住民により早く、より正確に情報を提供する手段というのを、今後早急に考えていかなければならないだろうなど、そんなふうに思っております。

警戒情報、警戒宣言時には、土砂崩れのハザードマップや洪水ハザードマップを作成し、緊急地域を町民全体に情報を提供するように努めていただきたいと、そんなふうに思っております。

また、今までの防災計画の中では、避難場所というのは土砂災害、地震災害を想定しております。今回のような洪水災害までは含まれていないような感じが伺えます。各自自治体の一時避難場所、町が指定しておる避難場所が住民の生命、そして安全を確保できる場所なのか、いま一度町の方で再検討願いたい、そんなふうに思っております。

避難場所再検討と警戒情報、警戒宣言時等の情報手段に、その伝達方法について町長にお伺いをいたします。

次に、情報通信整備事業について質問を行います。

私は、この情報通信整備の方法として、町が行いたい光ケーブルを利用した方法、また無線を利用した方法、この2つのどちらも否定するものではありません。有線にしる無線にしる、情報基盤整備であって、それを最大限活用して、いかにこのまちづくりをしていくか、そのビジョンが明確でない限り無用なものになってしまいます。

この施設をつくり、運営をしていくに、その場合には、県、国補助制度を使い、町民の負担を最小限にする努力をするということは町がやっていかなければならないことの1つだと思っております。

また、我々議員も、町民の負担というのを最大限に少なくする努力をしなければいけない、そんなことも思っております。情報通信を基盤整備する第1の目標というのは、全町民、高齢者からこれから生まれてくる子供たちに、安心と安全な生活を送ってもらうために考えられた計画だと思っております。最近、インターネット利用に焦点が行き、計画当初の住民サービスをどのように行っていくかという議論が薄れてきております。

そこで、町長にお伺いをいたします。

情報伝達的手段として各家庭に情報告知専用末端機を設備する計画、そのことを変更し、各家庭にデジタルテレビを利用することにした趣旨をお伺いいたします。

また、情報通信基盤整備を行うということは、その施設をいかに利用してまちづくりを行っていくかということにかかっているかと思っております。教育、防災、福祉、また住民の健康維持のために様々な利活用があると思えますけれども、町長は、この情報通信整備を行い、今後どのようなまちづくりをしていくのか、お伺いをいたします。

以上、2点よろしくお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、高畑議員の質問にお答えいたします。

町の防災計画に関する質問ですが、町には現在38カ所の一時避難所と9カ所の広域避難所が指定してあります。一時避難所は、地区の集会所を指定しており、広域避難所としては小・中学校6カ所、高等学校1カ所のほか、コミュニティー防災センター2カ所となっております。議員御指摘のとおり、建物本体の安全性、集会所施設等の立地場所の安全性、両面からの確認が必要であります。

建物については、耐震性の有無を判断基準としますと、これら全47カ所の建物のうち、昭和56年の建築基準法改正前の建築物が12カ所存在します。これら12施設については、本年度耐震診断経費の予算計上を認めていただいております。現在事務を進めているところであります。

次に、立地場所の安全性について考えます。

議員御存じのとおり、町域の約94%が森林であり、地形的にも数多くの危険区域等が存在します。例えば、急傾斜地崩壊危険区域をはじめ、土砂災害警戒区域、砂防指定地など、指定を受けている土地があります。そして、今回のように水防面からも課題が残る条件に立地している施設もあります。こうした点も踏まえた上で、各種災害の危険度に応じて避難場所を選択する必要があります。

現状、こうした取り扱いをもとに避難勧告等実施している状況であり、早期に指定施設を見直し、より適切な避難場所を提示できるようにマニュアル整備等を実施していきたいと考えております。

次に、避難勧告時の情報伝達手段についてですが、基本的には、同報無線を考えております。今回の台風に対しては、浸水想定図が確定しておらず、素案段階のマップから浸水のおそれがある地域を選定、該当する自治会会長さんに周知を依頼、また消防団による広報を依頼しました。その上で、同報無線による避難勧告を実施したものです。

本年度内には浸水想定図が公表され、来年度ハザードマップも整備できると思われまので、事前に浸水被害のおそれのある対象地区を指定し、周知を図るとともに、同報無線から水害に対する避難勧告が出された場合には、速やかに避難されるよう指示を徹底していきたいと思っております。

なお、同報無線の個別受信機ですが、中川根地域の未整備世帯に対して、防災ラジオの整

備を考えております。以前、導入を検討した際には、レバー切り替え式で、同報無線の受信位置でなければ受信できなかったものが、近年改良されたモデルでは、同報無線の放送があった場合にはラジオを聴取中でも自動切り替え装置により情報が流れるというように、使い勝手が向上したということです。

こうしたことから、可能であれば南部地区の約1,400世帯に対しては、今年度中に導入したいと考え、製造会社に問い合わせましたが、東日本大震災により情報伝達手段の1つとして再確認されたことにより、現在は受注後納品までに7カ月程度要するとの回答を得ております。したがって、平成24年度当初予算で計上し、できるだけ早期の配備に努めたいと考えております。

続きまして、情報通信基盤整備事業についてお答えします。

昨年度、住民説明会で提示した事業概要では、テレビ電話機能付きの告知放送端末機を導入するという提案をしました。平成21年10月に実施した全世帯を対象としたアンケートから、利用したい行政サービスとして、生活情報の提供が28%、消防・防災情報の提供が22%の結果を得ました。このことから、行政からの情報提供の必要性について検討し、お年寄りの方にも利用でき、聴力が弱い方でも目で情報を確認できるタイプの端末機を選定したものです。

また、災害時における情報伝達手段として、当町では同報無線に頼っている状況にあります。確かに、無線については災害時において有効な方法であると考えますが、アンケートで御要望の多かった生活情報の提供については、電波法の規定により、細やかな情報を伝えることはできません。行政からのお知らせを伝達手段として、無線である同報無線と有線である告知放送が相互に補完し、相乗効果を出すことができると考え、情報端末機の導入を提案したものです。

昨年度の住民説明会、また議員の皆様方からも、テレビ電話機能の必要性や災害時における有線方式の脆弱性、さらに端末機の更新時の費用負担についての御指摘を受けました。また、推進検討委員会の報告書においても、昨年度に提示した事業概要にこだわることなく、整備方法や利活用についての検討をし、新たに事業計画を策定して基盤整備を進める準備を進めていただきたいという御意見もいただき、この4月以降検討してまいりました。

その検討の中で、行政からの細やかな情報提供を必要とされている方たちがアンケートの結果からも多数いらっしゃることで、高齢化率等を考慮した場合、耳だけでなく目でも確認できることも重要な要素であることなどを確認しました。

細やかな生活情報の提供については、電波法の規定を受けない有線方式が適当です。耳だけでなく、目でも情報を確認できる方式を検討した結果、各御家庭に設置されているテレビを媒体としたお知らせ方式としました。昨年度提示した端末機でも、目による情報確認は可能ですが、より細やかな情報をテレビ放送を利用してお伝えすることができます。高齢者への援助という、事業当初からの目的は変わるものではありません。

また、既に設置されているテレビを利用することで、端末機の更新費用は不要になってき

ます。導入費用、更新費用とも大幅な経費の削減も図られます。さらに、デジタルテレビの将来性や利用方法の多様化も、明らかであると考えています。

さらに、高齢の独居世帯や周りの方たちの見守りが必要な世帯など、一定の要件を満たす場合には、設置を希望する場合にテレビ電話機能つき端末機の設置を検討します。福祉という考えから、利用料無料で実施したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。福祉関係者の訪問に、端末機の設置を加えることで、より安心していただくことができると思います。これは、事業当初からの高齢者の健康・福祉に役立てたいとの考えによるものです。

次に、整備する情報通信基盤を利活用し、どのようなまちづくりを目指すのかという御質問にお答えします。

平成22年5月に、IT戦略本部が新たな情報通信技術戦略を策定しています。ここに示されている方向性は、これからの川根本町が目指すものと考えています。この中の第2の柱である地域の絆の再生では、健康・介護を含む医療分野への取り組みが記載されています。2020年までに情報通信技術を活用することにより、すべての国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けることを可能にする。2020年までに高齢者などすべての国民が、情報通信技術を利用した在宅医療・介護や、見守りを受けることを可能にするとしています。静岡県下一高齢化率の高い川根本町にとって、こうした国が示す方向性に沿った情報通信環境の整備が必要であり、それを実現するためにも、国が進める光の道構想にうたわれている、利用速度が30Mbps以上の情報通信基盤の整備が必要だと考えています。

また、同様に教育分野への取り組みにも言及し、情報通信技術を活用して、子供たちが教え合い学び合う、双方向でわかりやすい授業の実現や、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えることを目標としています。その実現のために、2020年までの児童・生徒1人1台の各種情報端末の配備やデジタル機器等を活用したわかりやすい授業の推進などを計画しています。こうした国の取り組みに、当町内の小・中学校が遅れることのないよう、基盤整備を進めることが大事であると考えています。

この町が抱えている若者定住、雇用創出といった課題に対しても、情報通信基盤の整備は大きな役割を果たすと信じています。超高速のブロードバンド基盤の整備により、企業誘致の可能性は高まるでしょう。雇用の場が確保されれば、若者人口の流出はある程度防ぐことができると考えます。若い世代がこの町に住み続けることで、商業や観光業といった分野にも波及効果が出てくると思います。これからの川根本町のまちづくりの柱として、情報通信基盤整備事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） それでは、川根本町の防災計画について再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁にもございましたけれども、町の避難場所というものも38カ所指定されてい

るということで、その全体をこう指摘しますと質問の内容が大きくなりますので、私、地元でありますので、この高郷、上長尾、梅高地区の町の指定の避難場所を例にとって再質問をさせていただきます。

高台に位置する中央小学校は、洪水とか、土砂崩れ、地震等の避難場所としては適正ではないかと、そんなふうを考えておりますけれども、こと中川根中学校においては上長尾の長尾川のはんらんという浸水も考えられる、想定外ということでございましょうけれども、考えられる現状にございます。地震時において水路橋の破壊は心配ないとされておりますけれども、最悪の状態を考えて避難場所というのは設定をしていかなければならない場所だろうと考えております。

そういう避難場所というのは、川根本町の中にも数多くあると思っておりますけれども、大変難しい場所を選定するということになってきますけれども、その点について町当局の今後の進め方についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、高畑議員の質問にお答えします。

具体的に、中川根中学校ということでございますけれども、現在中川根中学校を広域的な避難場所としておりますのが、今の計画では地名地区、梅高地区、それから水川地区、それから高郷地区になっております。

やはり、対象世帯を拾っていきますと、かなりたくさん世帯になりますので、ある程度大きな容量を持った施設が必要となりまして、現在のところそういった形になっておりますけれども、議員が御指摘のとおり、中川根中学校におきましても、今回の浸水想定図でもわかったことなんですけれども、若干浸水の被害があるというような地域に含まれます。中央小であれば、その地域から外れるというようなところもありますので、どの程度の収容ができるか、ちょっと再検討しなければいけないと思っておりますけれども、そういったことも踏まえて、確かに水害に対して少し避難地の整備というんですか、指定が後手になっておりますので、それにつきましては、今年度浸水想定図が公表されると思っておりますし、ハザードマップも来年度あたり整備されるという予定になっておりますので、そういったところで再度見直しまして、より安全な場所を確認して指定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） 今、総務課長から御答弁ありましたけれども、確かに今回の避難勧告でわかったことでございます。今まではそういうことは想定外ということで、一応中学校というのは多分避難場所として考えられていたのではないかと、そんなふうに認識しておりますけれども、今後は、やっぱりいろいろな形の災害をかみ合わせて、これから実施して行って、避難場所を決めていただきたいと思いますなど、そんなふうに思っております。

それでは、もう一つ、山村開発センターの避難場所もそうなんですけれども、大変この裏

山の方の状態が、今回の12号、15号の台風時に大変その、土砂、小さな土砂崩れみたいなやつがありまして、大したことではなかったんですけども、なかなか水が出たり、それから今山村開発センターの真下を通っております水路というのも半分ぐらいは多分埋まっているんじゃないかなというような状態にありますので、その山村開発センターも含めてこれからも検討していただきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、今まで防災訓練、年2回やってきたわけですけども、避難場所においては今まで高郷地区、上長尾地区、それぞれ違った場所で避難訓練をしていたわけなんです。それですから、いろいろな形で9月4日の水害の避難場所というのは、各自治体で異なる場所へ避難をしたというのは実例がございます。

本来である場合には、防災訓練、避難場所とは違った場所へ避難するというは大変混乱を来します。ですから、早くその避難場所、町指定の避難場所というのを早く決めていただいて、防災訓練に間に合うような形でやってきていただきたいなと、そんなふうに思っています。

この前は中央小学校へ避難しただけが、今回の勧告のときには違うところへ避難したよということでもありますので、その避難経路、それから避難時期、それから避難時間というのも、必ず遅くなったり、支障が来してきますので、その点いろいろな形を考えていただいて、決めていていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、10月に入っても台風の被害というのはまだまだ考えられますので、この避難場所というのをいち早く、ハザードマップはまだできないかもしれませんが、こんな形で検討していくよということを、区長会なり何なりに諮っていただいて、決めていていただきたいなと、そんなふうに思っています。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、もう一つ、地域が、各自治体が一時避難場所についても同じようなことが言えるかと思えます。ですから、町主体でいろいろな形で指導していただきたいと思いますけれども、その点について御質問をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御質問の避難場所の件でありますけれども、これは防災訓練が、予知型地震というか、9月の防災訓練から始まったところから第1次避難、第2次避難というような形で指定をされ、また今回は町の全体的な中の避難所というところで、指定組みというんですか、そういうのがあったことから非常に混乱を来したということで、大変申し訳なく思っております。

やはり、一貫した避難所というものを町が指定して、まずそこに速やかに移動をしていくということが一番安全が図られることかと思えます。場所的には、非常にこの上長尾地区狭いわけでありまして、中央小学校が最終避難地として指定するのが一番速やかな避難の方法かと思えます。そういうようなことを柱に、今後のハザードマップ等から避難について組み入れていきたいと思っております。

また、ほかの地区についても、やはり低地のところで避難所になっているようなところもございまして、こういうところも改めて見直しをして、従前の予知型地震等で当初に組んだそういうような避難地域等を、緊急的に最終避難地へ行けるような形というんですか、そういうような組み込みをしていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） 今、副町長の方から、今回の12号、15号の台風を踏まえて再検討していきたいという答弁もございました。それこそ、この避難場所についても、住民の安心・安全が第一でございますので、早急に検討して行って、それから早く区長会の方へも報告できるような形をとっていただきたいと、そんなふうに思っております。

それでは、2つ目の質問ですけれども、情報通信基盤整備についてに移りたいと思います。

先ほど、町長の方から、多分これA4、4、5枚だと思いますけれども、それについて御答弁がございました。その中で1つ漏れていたことがありましたので、気がかりなことがありますので、再質問させていただきたいと思います。

現在、今ひとり暮らしの高齢者に、緊急通信機というのが設置してあります。今回の情報通信基盤整備の中で、どのようにそれを取り組んでいくのか、1点、その1点をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） お答えいたします。

現在、福祉担当課の業務として、緊急通信システムがあります。緊急時にボタンを押すことで、指定された連絡者に通報されるというものです。今回、検討している一定要件を満たす希望者の端末機設置については、現在のシステムとは異なり、緊急時だけではなく通常時においても声をかけていきたいと考えているものです。設置後において、状況を見ながら、従前のシステムとの調整を図っていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） 先ほどの川根本町の防災計画の中でも、町長がちょっと触れましたけれども、今回情報通信化整備事業を進めていく中で、台風時、それから大雨時の土砂警報、また避難勧告時の情報をデジタルテレビによって町民に伝えたい、また災害時には同報無線で通信化システムを利用して緊急情報を知らせていくということで、そういう2つのものを使って知らせていくということで理解してよろしいですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 台風などの異常気象時に、河川の増水の状況などをテレビ画面を通じてお伝えすることができればと考えています。

町内に複数台設置する予定の監視カメラの情報を、住民の方にお伝えできれば、避難準備などに有効だと思います。また、消防団や関係機関との情報共有により、防災活動の支援になるでしょうし、現場監視などの危険性を少しでも低くしたいと考えております。

また、緊急情報については、同報無線の個別受信機と防災ラジオの設置により、全世帯が室内で情報を受信できる体制を築いていきたいと考えています。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） それで、今まで私の前に5人の方が情報通信整備事業について一般質問をしたわけでございますけれども、その中で話題になっておるのは、設備をいかにどうしていくのか、それから経費はどのぐらいかかるのか、それからまた有線、無線という問題が出ましたけれども、そういう問題について今議論をされているわけでございますけれども、先ほどの中で、冒頭、質問書の中で私も示したとおりでございますけれども、一番大事なのは、町長が、この情報通信化システム、整備を行っていく上で、一体これをどんなふうに使って町をどのように導いていくのか、それからまちづくりを行っていくのかということが一番大事だろうと、そんなに考えております。

それによって、予算がついたり、それからどういう設備をしたらいいのかというのが必然として上がってくるべき問題だろうと思っております。余りにも経費のことばかり先に言っておいて、後からそれについてくるようでは、住民に対していろんな形のサービス、それから安心・安全を送るような設備、施設というのはできないんじゃないかと、そんなふうを考えております。

確かに、先ほど、町長の中には、2020年度までに子供たちには全部、小学校生徒ですか、一人一人がパソコンを通じた授業ができるような国の方針が出ておる、それからまた医療に関しても広域的にいろんな形でその情報提供をして皆さんの健康とか何かいろんな形を保っていくというような形が出ておりますけれども、それだけではなかなか町民の皆さんには理解できないんですよ。私はこういうまちづくりをしたいということを、ひとつ町長の方でどんなふうを考えているのか、一言伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 町がこういう状況でございますので、こういう中でせっきくのこういうツールをどうまちづくりに生かしていくのかという部分が最も大事だということだと思っております。

この補助金の国の方の方針を見ても、1つには、電子行政を推進するということの一つでございます。それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いわゆるその地域のきずな、そういうものを復興、復活させる、そういうツールにするということ、それからもう一つは新市場の創出と国際展開というところ、この3つがいわゆる柱となっているわけでありまして、町としても今後町の推進を図っていく上では、町の行政をこういうツールを使って効率的なものを高めていくということも当然でございますし、これから元気な町をつかっていく上には、何としても新しい産業の創出ですとか、定住人口、若者に増えていただけるような施策が大事でありますので、そういうものに使えるような情報通信基盤整備を図っていく、そういうことが大事だというふうに思っております。

うまくちょっと表現できない部分もあるわけですが、何にしてもこれからのまちづくりを図っていく上に、何とかこの情報通信基盤を整備して、図っていきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） なかなか、確かに言葉に表現して、皆さんに心打つような理解を得るということは大変難しいことでもありますけれども、何といたっても町長の役目というのは、この町をよくしていきたい、そういう情熱と責任感を持ってやっていっていただきたい、そんなふうに思っております。

余りにもいろんな形で、これが高いだ、安いだというよりか先に、やっぱりそういう、私はこういう形でこの町をよくしていきたいんだよというような形の情報提供というのがあれば、皆さんにも御理解も得られたり、また批判もいろんな形で起きてくるだろうと思っております。

そこで、この中で私が6番目でございますけれども、これからあと10人の方々が情報通信基盤整備の質問をされると思いますので、私は、この2点だけについて質問させていただきましたけれども、情報通信整備ということは、先ほどから何回も申しておりますけれども、この設備をいかに利用して、いかに住民がそれを活用し、住民一人一人が豊かになっていくかということにかかってくると思います。ですから、幾ら整備をしても、それを利用しなかったら無用の長物になってしまい、大変大きな汚点を残す施設になるんじゃないかと思っておりますので、その利活用についても個人個人が考えたり、それから町の方からも、もっともっと情報提供をしていっていただきたいと、そんなように思っております。

設備投資する場合には、今考えられている補助制度というのを十二分に活用して、住民の負担というのを最小限に抑えていってほしいと思っております。

まだまだ、この情報通信整備については賛否両論がありまして、議員の中でも1つにまとまっているわけではございませんので、そういう形の中からもいろんな形でこの川根本町住民が、今後どのような形で、この情報通信整備をした場合にかかわっていくかということ、おのずから皆さんも考えていかなければならないことだろうと思っております。

余談になりますけれども、私も親がいて、私がおります。そして、子供が結婚をして孫がいるような家庭でございます。また、いろんな事情があつて、ひとり暮らしの高齢者や二人暮らしの家族がありますけれども、家を離れた子供がいつも親の健康とか、生活の異変をどこで知ったのかわかりませんが、事あるごとに電話とか何かで問い合わせしてくるようなきずなの深い地域でございますので、生活基盤が他地区、他県のために生活をともにできない家庭においても今以上にコミュニケーションがとれるように、またいずれはこの故郷に帰ってくるような環境に、そしてこれから川根本町を築き上げていく若者が、子供がこの町に住み続けたいと思うようなまちづくりをやっていっていただきたいなど、そんなふうに思っております。

そのためには、町が目標を持ってこの情報通信整備事業を考え、行って行ってほしい、そんなふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（板谷 信君） 11番、高畑雅一君の一般質問はここまでにしたいと思います。

休憩をとります。

再開は3時、短いですが、再開は3時にします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時03分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

6番、原田全修君の発言を許します。6番、原田君。

○6番（原田全修君） 原田でございます。

先ほど、高畑議員に町長は、まちづくりを図る上にブロードバンド基盤整備は必要だとおっしゃいました。目標は電子自治体の構成あるいは地域のきずな、新市場の展開と言いましたか、若者の定住あるいは雇用の促進、こういったものを図る上にはブロードバンド基盤整備は必要なんだと、こういうことをおっしゃいました。

しかし、町の川根本町の現在提案されているものの方法はすべてこれには当てはまらないと、私は、そういうふうに思っております。システムは十分検証できていないということが、第一であります。

そして、この進め方は余りに拙速であるというふうに思います。そして、先ほど言いましたシステムは余りに稚拙ではないかというふうに、私は思います。後ほど、その辺については触れていきます。

超高速道路を町がつくるというのと似たような話なんですが、走っている車は自転車ぐらいだと。しかし、第2東名、東名高速道路にはなかなか接続ができない、どこかの高速道路へはつながる、こんなような形の超高速ブロードバンド基盤整備事業、これについて、私は、今まで連続して、平成22年3月の議会から7回連続して、このブロードバンド基盤整備について取り上げさせてもらっております。

異常なことなんですが、もっとこの当町の振興策について、いろんな形で町長の所信をお伺いしたいところでありましたけれども、余りに大きな問題のこのブロードバンドが横たわっているということから、これを避けて通るわけにはいかないということから、このテーマを7回も連続に取り上げさせてもらいました。

そして、本日は、10人の一般質問の全員がこのブロードバンドについて取り上げていると。

これまた異常なことであります。なぜこんなことになったのか。いかに議会の中でこういったことに関して、合意やあるいは共通認識ができていない、そのあらわれであるというふう

に思っております。

本会議の一般質問でのみしか、議事録が残されておられません。議会の全員協議会においても、議事録が残っているものではありません。一方的な、どちらかというとな一方的な行政側の方からの報告に終わってしまう。これでは、住民の皆さん方にとっては密室以外の何ものでもない、こんな形で本日を迎えているということで、非常に寒々としたような感じがしているわけであります。

私は、本日の一般質問には、ブロードバンド基盤整備の方針転換、それから基本設計、これについて町長の所信を伺うということで、大きく言うと3つのテーマを掲げてありました。

今朝ほどの皆さん方からの質問の中には、これから私が申し上げるところが幾つも含まれております。その点につきましては割愛させていただきますが、まず今までに余り触れていなかったような当事業の財政負担あるいは住民負担をどう図っているのか、将来の町財政運用への影響をどう予測しているのか、こういったようなところをまずお聞きしたいと思っております。

先ほどからの議論の中でも、設備更新というところにかかわる費用の話が、今回もまだ出でおりません。初期投資はもちろん考えなければなりません、後のランニングコスト、特に設備更新という大きな、機械設備の寿命を考えた設備更新ということを考えていかなければなりません。

6月の議会において、皆様、読まれたと思いますが、こういう大きな質問のタイトル、「ブロードバンド基盤整備事業について、町民の意向はいつどのように確認するのか」、こういう問いに対しまして、「詳細設計に入る前に意向調査をする。幾通りもの整備方式を示し、丁寧な説明をしていく」と、こういう1つの問答がありました。

もう一つ、「町の原案では設備更新費用をどのように試算しているか」、こういう問いに対しまして、「まず、原田議員が試算した資料をもとに設備更新費用を試算してみたい」、こういう答弁でありました。何という行政でしょうか。議員が試算したものをもとにして、それを精査してみるという、こういうふうなことでは誠にうまくないわけでありますが、私は、そういうことでありますれば、議事録に残る本会議において、本日、これは事前に通告の添付資料につけてありましたが、原案における、原案というのは16.6億円という平成22年2月23日のビーム計画設計がつくったこの資料、これをもとにして私なりの設備更新の年換算費用というものを計算してあります。

これは、電子機器類というのは、これは非常に寿命が短いということがありますので、これを、設備更新を7年として計算してあります。

それから、ケーブルだとか、寿命の長いもの、これも町当局が20年ということをおっしゃりましたが、それでは短過ぎるだろうと、私は、30年ということできっと計算していきます

と、16.6億円の初期投資をするこの事業は年平均1億600万円という数字が計算されます。こういったようなことを当てはめていって、今回新たに町が提案をしてきております新しい方針に基づく事業費、11億円とか14億円とか言っておりますが、こういう投資をしたときに、じゃどのぐらいの整備更新の費用が必要なのかということ、後ほど質問をさせていただきます。

こういったこと、それから世間の感覚、一般概念的には光ブロードバンドということになりますと、光といいますと、光テレビあるいは光通信を使ったIP電話と称する、これは電話料金が格段に低い料金なんです、こういったIP電話、こういったようなもの、そしてさらにはホームICTとか、これからの快適な生活環境をつくるためにはインターネットを使ったいろいろな道具だてが工夫ができますという、こういう茶の間のテレビを見ておきますと、いろんな形で光のPRをされておりますが、こういった光のシステムというものを多分皆さんは頭の中にイメージされると思いますが、我が町が今考えているものはこんなところに行くシステムではないと。

要するに、40kmぐらい延々と金谷の方からケーブルを張って、この当町へ持ってくるこのケーブルは、いわば水道管に例えますと細い水道管であるわけです。そういったところのものを使って、今後大容量のデータを動かそうとしますと、いろいろなネックが出てまいります。さらには、インターネットのプロバイダーは特定の1社にしか限定、使えないというような、こういった制約があったりします。

こういったようないろいろな制約があるこのシステムは、快適なブロードバンド環境を本当につくっていくのか、非常に疑問視をしていきたいと思っております。この辺も、後ほど質問の中で詳しく教えていただきたいと思っております。

さらに、この唐突な基盤整備の方針転換、これにつきましては、私は、町の倫理観を疑いました。

この、先ほど申し上げました詳細設計に入る前に意向調査をする、幾通りもの整備方式を示して丁寧な説明をしていく、町長と副町長の答弁が交互に交錯をしていきます。それをあらわしますと、こういうふうな問答の文言になるわけなんです、先ほども副町長は、詳細設計に入る前に意向調査をすると、こういった話もされました。しかし、町長の言われるものとは少し違ってまいります。しかし、副町長は、町長の意向に必ずしも反するものではないと、こういう返答でありました。まさしく、町長、副町長というのは一体でなければいけないと思っておりますが、ここのところが二重構造になっているような感じがいたします。

さらには、課長の答弁を聞いておきますと、さらには、そこからまたさらに少しニュアンスの違うものが生まれてまいります。三重構造かなというような疑問も思わざるを得ません。

いずれにしても、通告をいたしております幾つかの質問に対してお答えをいただきながら、時間の限り質疑応答、繰り返させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） はい、6番、原田全修君の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。
町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、8月30日の全員協議会での説明についてお答えします。4月以降、検討してきた内容の取りまとめとして、新しい検討案という形で説明させていただきました。再検討してきたことにつきましては、4月の全員協議会での説明や6月定例議会での原田議員の御質問や「原案にとらわれないシステムの再検討が必要である」といった御意見に対して答弁してきたとおりであります。

同じく、通告された質問への答弁として、ある程度計画がまとまった時点で住民の方から御意見を聞く機会を設けるといった内容や、その後加入意向の確認を伴った意向調査を実施するとの答弁をしています。住民説明会の開催については、引き続き検討していきたいと考えています。

町民の皆様へは、9月7日付の資料によって、検討してきた取りまとめとして内容をお知らせしました。資料に記載したとおり、町が考えている事業内容と住民活動や議員有志の皆様が出された資料が異なる部分が多かった理由によるものです。原案と言われる事業概要については、昨年度の基本設計策定業務の中で説明用に取りまとめたものです。今まで検討中ということもあり、情報提供できない部分もありましたが、今後はできる限り情報提供していきたいと考えています。

住民投票条例への対応につきましては、市川議員や小藪議員への答弁でお答えさせていただきました。本来、町政は町民の代表者である皆様方で構成された町議会と、町による間接民主主義により進められるべきであるということは、議会民主主義国家である日本においては当然のことと考えています。

しかし、今回このように多くの町民の皆様から投票を求める声が上がったことについては真摯に受けとめなくてはなりません。しかし、本住民投票条例の制定につきましては、条例制定の本請求が提出された後、条例案を十分に検討してお答えさせていただきたいと考えております。

財政負担については、ここまで、複数の議員の皆様へ答弁してまいりました。まず、国や県の補助金を活用すること、残額については合併特例債や地域振興基金の利子充当などを活用し、15年返済とした場合の実質返済金額は年間1,800万円程度と説明しております。この返済金額については、利用料金を充当することで、将来的にも住民の皆様への負担がかからないよう考えておりますし、事業効果として削減される経費も含め、事業効果は大きいと考えております。

また、収支見込みのうちの収入については、インターネット加入者を1,000件とした場合には年間4,800万円であり、地デジ放送加入者を加えれば約5,000万円が見込まれます。これに対し、支出見込みも約5,000万円ですが、利用料金を起債の返済額に充てたことで

不足する部分については、地域振興基金の利用を考えています。

今回、説明した検討案の事業費については、あくまで概算という形になります。告知放送端末機の導入の見直しの中で、その分の事業費を除くなどしたものです。基本的な光ファイバー整備については、前回提示したものと変更しておりません。また、維持経費については昨年度説明した資料を参考に作成したものです。

普通交付税の合併算定替えは平成26年度に終了し、その後5カ年で段階的に縮減されますので、平成32年度には川根本町1町分の普通交付税額となります。

平成23年度普通交付税交付額では、合併算定替えによる増額分は4億2,800万円となります。算定替え増加額は年度によって異なりますが、実績から平均で年3億6,000万円程度となっています。この数値から推計しますと、平成27年度は増加額の1割に当たる3,600万円の減収、平成28年度は3割の1億800万円、平成29年度は5割の1億8,000万円、平成30年度は7割の2億5,200万円、平成31年度は9割の3億2,400万円の減収となり、平成32年度には増額分はなくなります。

財政運営上の問題点については、合併算定替えがなくなり普通交付税が1町分となるため、事業の実施については事業の優先順位による選択が必要になります。

なお、地域振興基金の創設のために借り入れた合併特例債の償還が、平成33年度に完了します。事業の実施には、当該基金や他の基金の活用が考えられるとともに、補助金等の特定財源の確保により、事業を計画していくことが課題であります。

国道、県道の幹線道路の整備促進については、今後とも要望活動を続け、一日でも早く実現させていきたいと考えています。また、高郷河川敷管理道路整備事業については、社会資本整備総合交付金事業の利用と過疎代行事業によって整備を進めていきたいと考えています。

過疎債については、年額2億円から3億円の範囲の中で、有利な財源として利用しています。町としては、合併特例債などの利用ができない事業への充当を考えています。この事業で過疎債を利用することになれば、他の事業にも影響は出てくるものと考えています。

今回の新しい検討案では、整備方法の一部と行政からの情報提供手段を変えておりますが、アンケートの実施により必要とされた生活情報の提供は、よりきめ細やかにできると考えています。消防・防災情報などの緊急情報につきましては、無線の優位性といった御意見や3月に発生した東北大震災の教訓から、すべての御家庭が室内で緊急情報を受信できるよう防災ラジオを設置し、対応したいと考えています。戸別受信機の代替品としての御指摘については、6月定例議会では、「無線である同報無線と、有線である告知放送とが、相互に補完し合って効果が出せればと考え、導入を検討したものです。」と答弁しています。高齢化率の高い当町においては、耳からだけではなく、目による情報の確認も必要だと思っております。今回の検討案についても、この部分は変更することは考えておりません。

進化するブロードバンド環境ではありますが、現時点でも全国各地で光ファイバー網の整備は進められています。国や県の補助施策として認められ、光ファイバーを主体とした超高

速ブロードバンド基盤の整備は、国が進めている施策と考えております。誘致の可能性もあるというワイヤレスブロードバンドではありますが、各通信事業者に伺ったところでは、「現時点での川根本町での事業計画はない。」との返答を受けました。

将来的には、一部エリアでの展開の可能性を否定するものではありませんが、全町にわたるサービス展開の可能性は限りなく低いと判断しています。この部分についても、複数の議員の皆様へ答弁させていただきました。

民間通信事業者による次世代携帯データ通信、LTEやWiMAX方式での通信環境の整備については、実現の可能性、それも町内全域に近いエリア展開での可能性という検討の中で、町として、実現性は難しいと判断したものです。NTTの電話ケーブルの光化につきましても、町としてNTT西日本に問い合わせた結果、現時点では光化の計画はないとの説明の中で、局舎内設備を更新するという計画が既に公表され、その整備目標が2025年、平成37年と設定されているとのこと。こちらの計画が優先されるとのことですので、光化については、この計画の後、2025年以降になると判断しているものです。この判断につきましても、4月以降の検討の結果によるものであり、決して既定の路線による光ファイバー網構築というものではありません。

考え方としまして、合併特例債の利用期限である平成26年度以降、民間通信事業者によるワイヤレスブロードバンドが町内全域でサービス展開されない場合には、NTTの光化を待たなくてはなりません。その光化の時期が、町の予想通り2025年、平成37年以降であるならば、現在の情報通信格差は確実に広がり、そこから生じる都市部との経済格差、学習環境の格差、地域医療等の格差は拡大する一方だと考えられます。その時点では、町は事業を実施する財源を持たず、国や県の財政支援を受けることはできません。

次に、利用できるサービスが限定されるという御指摘にお答えします。

ひかりテレビについては、6月の全員協議会で詳しく説明させていただきました。株式会社NTTぷららが提供し、NTTの光サービスに限定された地デジ再送信やビデオ・オン・デマンドなどが視聴できるサービスです。

今回、町が整備する基盤であっても、インターネットを介して、一般的なビデオサービスやビデオレンタル業者が提供するサービスを受けることはできます。ホームICTにつきましても、インターネットを家電製品に接続することで管理できるものであり、これも今回の整備により利用は可能になります。

続いて、隣接市町との基盤構築の方針と整合性がとられていないため、医療、教育の公共アプリケーションの導入が不可能という御指摘について説明します。

医療分野へのICT利用については、静岡県立総合病院などを核としたふじのくにネットに、今年、いやしの里診療所が加入、情報の開示機関である静岡県立総合病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院などの医療データを参照することができるようになりました。

現在は、参照機関に属し、下り10Mbps程度というADSL環境でデータを閲覧するだけで

すが、将来的には開示機関への移行が考えられるとともに、電子カルテの導入による医療への活用やテレビ会議システムの導入による遠隔診断などが期待できる状況となってきました。開示機関となり、これらの医療サービスを実現させるためには、超高速のブロードバンド環境が必要になります。早期にこうした環境整備が必要だと思っています。現在、静岡市、焼津市、藤枝市、川根本町がこのシステムに加入しています。将来的に島田市民病院などの近隣の病院も接続され、このシステムが当町にとって効率よく運用されることを期待しております。

隣接市町との連携の考え方につきましては、6月定例議会でも答弁しました。現時点で、島田市と川根本町が置かれている状況や利用できる通信方式は大きく異なります。島田市内の多くの病院、学校では、既に光ファイバーなどによる超高速ブロードバンドが利用できる環境にあるのです。これから必要なことは、情報通信基盤を連携して整備していくという考え方ではなく、整備される情報通信基盤を活用して、利用できる技術を使い、地域同士が連携していくことだと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 今、町長からの回答、約20項目程度回答いただきました。まだ、私の方としては質問したいことがあるんですが、まず今の回答の方から、逆の順で再質問させていただきます。

まず、隣接市町との基盤構築の方針との整合がとれていないために、医療、教育等の公共アプリケーションの導入が不可能だと。したがって、国から助成が入られる可能性のある光の道構想、これ国3分の1助成という話がありましたが、これに申請するには、こういったしっかりしたアプリケーションを添付して申請するということが条件になっているわけなんですね。

ところが、今朝ほどからの回答の中では、この公共アプリケーションが、本当にこれ総務省をうならせるようなアプリケーションになっているかということ、太田議員が申しあげましたような、どこかのサンプルを持ってきて張りつけたようなもんじゃないかというふうな印象はぬぐえません。

そして、島田市との連携が必要だと、私、申し上げるのは、特に将来の医療、島田市との、島田市民病院との連携、これはまず第一に考えなければいけないでしょう。当町の診療所、こういったところとの連携というものを考えないような医療、アプリケーションというものはあり得ないですね。島田市との連携というのは、実は平成19年に策定しました川根本町情報化計画第6章4項で、「近隣市町との広域的な連携が不可欠となります。」と、ここにありますが、これはもちろんこういったようなことを背景にした、今、原案あるいは今回の修正案、こういったようなものがつくられていると思うんですが、この辺についてまず伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 島田市、近隣市町との連携ということは、いろいろな面でこれから進めていく必要があるというふうに思っております。

ただ、現在いやしの里診療所が、ふじのくにネットワークを今回結んで、その中に島田市民病院は現在のところ加入しておりません。また、そこら辺の事情というものをよく理解しておりませんが、医療関係については将来島田市民病院も加入してくるのではないかとというふうに考えております。そういう中で連携がとれるようになっていくのではないかとというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 医療の関係について続きます。

今、ふじのくにネットワークが島田は入っていない、これは今まだ実験段階なんですね、ふじのくにネットワークは。ですから、県立総合病院はこれを今始めたところなんです。ですから、いやしの里というところにターゲットがあったんだろうと思うんですが、私どものこの町は、島田の方との連携を抜きにして話をすることはできないわけでありまして。したがって、情報ネットワーク、情報ブロードバンド構想につきましても、近隣市町、島田と連携をしないというような考え方が絶対にあってはならない。

先ほど申し上げましたような平成19年に策定した川根本町情報化計画、この中でははっきりそういうふうには書いてあるではありませんか。こういったところを基盤にして、もとにして、ブロードバンド環境整備というところに入っていったんじゃないでしょうか。確認します。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 隣接市町との連携ということは、先ほど申し上げましたように、いろんな形で必要だというふうに思っていますが、島田市は島田市としての考え、それから川根本町は川根本町としての考えの中で、このブロードバンドについても整備を進めている。そういう中で、既に島田は島田としての考え方ででき上がってきておりますので、そういう中で、先ほども申し上げましたように、どういう連携を前提にして考えるかということではなくて、でき上がった基盤をどのように連携させていくのかという方向で考えていくのが、これからの考え方ではないのかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 基本的に、そういう考え方、間違っていると思うんですよ。島田市は、まだ決まっていないです。決まっていれば、こんなこと言いません。島田市は、非常に柔軟に今構えているんです。ですから、NTTがこれからどうなってくるか、あるいはワイヤレスブロードバンドがどうなっていくか、こういったようなものを見きわめながらつくっていくというのが、島田市の基本的な情報基盤整備の考え方なんですね。

ですから、一番私どもがもとにしなきゃならない川根本町情報化計画の中には、これは明らかに島田市と連携していきますよということを書いてあるんじゃないんですか。もう一度、

確認をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） ですから、連携していくことは大事でありますし、連携する中でこういうインフラ整備ができていけば誠に好ましいことだというふうには思っておりますけれども、現実こういう状況の中で、川根本町としては、何とか川根本町として整備ができる補助金なり、合併特例債なり、利用できる中で考えていきたいということの中で判断しているわけです。

今の状況で、島田市さんとお話しして、早急にそういう方向になっていけばいいわけですが、なかなかそういう状況も想定しにくい、そういう中で川根本町としての整備を今考えているところであります。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 実は、医療のところに入ってきたものですから、アプリケーション全般にと思ったんですが、その前に今の町長の話の中で合併特例債の話が出ました。これ、先ほど平成26年が期限だとおっしゃいましたね。これ、確かですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 合併特例法の中で、10年間ですね、合併して平成、あれ何年でしたか、17年度の末までですか、に合併した市町については合併特例債の利用が10年間にわたってできるということになっておりますので、それに基づきますと17年度の合併でありますので、その前年度までなら利用できるということであります。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 私、先ほど東京へ電話を入れました。総務省の関連ですが。実は、新聞にですね、9月21日の新聞で「合併特例債の発行期限を5年延長する」と、こういう情報が入っております。これは、ほぼ確実だと、こういう情報です。しかし、縛りがあっては何でもありませんので、縛りはないかという話を聞きました。そのところは、まだ確認中。静岡新聞、ほかの新聞にも書いてありましたけれども、被災地以外も3.11の被災があって、見直ししなければいけないと、合併特例債の使用の方法ですね、被災地以外も日本全国全体に5年延長すると、こういう情報です。

これについて、情報としては入っておりませんでしたか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案でありまして、これは本年の8月31日に公布、施行されたわけでありまして、これによって合併特例、これが10年から15年になったというものでございますけれども、この適用については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県の指定された72の自治体に、この適用をするというものでございまして、そのほかに附帯決議というような形の中で、総務委員会の方で附帯決議等をされてお

りまして、これについては、「被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。」ということでありまして、これは附帯決議でございますので、法令というふうに、また通知等になっているわけではございませんので、こういうような決議がされているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 副町長に、ではお伺いします。

今の情報は、何月何日時点の情報ですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは、8月23日でございます。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 私の情報は、きょうの情報でもあるんですが、実は20日の情報であるわけです。9月20日の情報であるわけです。

これは、実はこの川根本町も、この合併特例債の使い方としまして、これにすっぽり入る。実は、島田市へも確認をしました。島田市は、既に動いております。5年間延長ですね。ですから、こういったところをうまく使って、合併特例債あるいは地方交付税、こういった合併の特例を、こういったようなものをうまく使って財政運営をしていく必要があるだろうと。

私が、一番初めにこの通告書で言っているのは、実はそういう意味であるんですね。ですから、優先順位が間違っていないかというような話はずっと前から話をさせてもらっております。

我が町が、いろいろな形でもって設備投資をしなきゃならない、それから住民サービスも図っていかなければならない、たくさんのお金がかかるでしょう。いやしの里病院もそうなんですが、私は、前回のとき、あるいは前々回のときだったでしょうか、町長にこの病院、医療関係は充実させていかなきゃならんだろう、例えば訪問看護ステーションというようなものも考えていかなければならんだろうと。そうしますと、24時間体制の医療体制ができるわけですが、その場合は何億円ってやっぱりかかってくるわけですよ。こういったようなものが山積しているんですよ、お茶も観光も、林業も、こういったようなものが全く議論がされていない中で、非常に有効なツールだと、これをつくればほかの産業振興が図れるんだと言っておりますが、本当にそうでしょうか。私は、もう一度ここで町長の所信を伺いたいと思うんですが、そういったこの地域の振興策とこのブロードバンド整備と、どのように頭の中で考えて、作戦をしているのかということ、少し吐露していただきたいと思っております。お願いします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっとその前に、先ほどの東日本大震災に係るこの合併特例法の

関係ですけれども、当町も先週末に県の方へ問い合わせ等もしまして、こういう適用にはならないのかというような問い合わせ、またそういうそのほかの事業についてもあり得ることですので、こういう適用等は参酌していただけないかというようなものも問い合わせはしましたけれども、現実的にはそういうものは全く決まっていない以上はお答えはできないということですので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 情報基盤を整備すれば、今町が抱えているもろもろの課題が解消するのかということには必ずしもつながらないというふうに思っております。町の産業振興なり、高齢化に対する定住対策あるいは雇用の確保等々の問題でございますけれども、情報基盤というのは、これを整備することによって、これをツールとしてどう生かすのか、まさにその利活用の意思を町なり住民がしっかり持つということ、そういうものが、前提がないと、なかなかできないだろうというふうには思っております。基盤があれば解決するというだけではというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） これ、この辺の問答はもう何度となくやらせてもらいました。結局、やはり光ファイバーを構築するという点で、この1年あるいは1年半が過ぎてきております。町の振興策をどうするんだということがベースにあって、その道具として光といいますか、ブロードバンド環境構築というのは、これ必要なことだろうと、そういうふうに思うんですが。実は、といいますか、関連します。光テレビ、光電話、ホームICTとして、光として当たり前のサービスが受けられない、我が町が今設計しているものはですね、光テレビも光電話も、NTTが次世代ネットワークとして構築しようとしているNGNですね、こういったところのある意味ではバラ色と言ってはいいませんが、すばらしいサービスが受けられないシステムであると、このところは御承知の上ですか。これをよしとしておりますか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 光テレビにつきましては、6月全員協議会で詳しく説明をさせていただきました。株式会社NTTぷららが提供し、NTTの光サービス、これはフレッツ光、フレッツ光ネクストなどというのですが、これに限定された地デジ再送信やビデオ・オン・デマンドなどが視聴できるサービスでございます。

今回、町が整備する基盤であっても、インターネットを介しまして一般的なビデオサービスやビデオレンタル業者が提供するサービスを受けることができます。

また、ホームICTにつきましても、インターネットを家電製品に接続することで管理ができるものです。これも、また今回整備する基盤での利用は可能となると思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 誠に申し訳ございません。私、少し耳が遠くなってきたというか、解読力がわからないので再質問ですが、今課長おっしゃいました、光ネクストへつながるといふうに言いましたか。ネクストへつながらないと、実は、ネクストといいますか、光フレッツですね、NTTの、これにつながらないと、私、先ほど言っておりましたような光テレビだとか、光電話とか、こういったようなものが現在つながらないんですね、将来はともかく。

それで、課長、もう一度言います。ネクストへつながると言いましたか。NTTの光へつながると言いましたか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） フレッツ光ネクストの説明のところですが、これは株式会社NTTぷららが提供し、NTTの光サービスの内容ということで説明をさせていただきました。フレッツ光ネクストはつながらないということで認識しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） それが正解なんですね、つながらないんです。

実は、NTTという非常に今日本じゅうの一番のブロードバンドの技術の源、これは世界に冠たるNTTなんですが、こういったバックボーンを持っている川根本町というのはある意味では非常に幸せな地域なんですね。ですから、こういったところを全く使わなくて無視したようなネットワーク構成をこれからしようとしても、それは非常に無理な話なんですね。

例えば、上長尾局、高郷……徳山局、千頭局、こういったところへつなげると光のネクストというのがどんと入ってくると、こういうシステムなんですね。こういったところを除いて町独自のネットワークをつくらうとするから無理が出てきてしまう、サービスが受けられないようなものになってしまうと。

ですから、これは、どなたか先ほどおっしゃいました、どぶに金を捨てるようなものだというふうにおっしゃいましたけれども、私は、このままいくと、そういう心配があるだろうと思っております。

これについて、じゃ課長でも結構です。将来、どういうふうにしていこうとしておるのか、お答えください。

○議長（板谷 信君） はい、だれか。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） この問題に関してでありますけれども、これは、ブロードバンド環境というのが、実は家庭における電話配線ですね、電話回線、ここの部分がどういうふうになっていくかという部分にもかなり影響はしてくるわけでありまして。これが……、ちょっとお待ちください。いわゆる家庭電話、それから公衆電話等のメタル化がこれがIP化されていくと、いわゆるPSTNのマイグレーションという問題であろうかと思うんですけれども、これらが、じゃどうなっていくかということもかなり影響はするかと思います。

これがない限りにおいては、IRUですか、こういうようなことになっていかざるを得ないという部分がありますが、例えば、いわゆるメタル回線については、NTTは2002年からその更新等を行っておらないという中で、昨年11月にこのマイグレーションを出したわけですけれども、これについては、2015年をめどに交換機、古いD70という古い交換機を新しい新ノードに変えると。新ノードに変えてから、メタル回線はそのまま存続していくわけですけれども、2020年から例えばブロードバンドサービスの拡充または既設のIP、そのほかのIP業者等の回線ですね、これを接続すると、その両方向でやっていくと。

それで、最終目標としては2025年にいわゆるIP化をしたいということですが、これは逆に言いますと、NTTの方でも申し上げておるんですけれども、このメタル回線の交換機の、先ほど言いました新ノードのいわゆる後の部分ですね、耐用年数部分というのが2025年になってくると。

であるから、後ろから追った理論であるよということであって、その中ではやはりNTTの方も、これは10年、15年後を大胆に展望したものであるけれども、国内外の経済情勢や通信分野の技術革新、お客のニーズ、これらの変化によって変わっていくことがあり得るということを述べられている。最終的には、この確実性を保証するものではないということを書き出してあるわけであって、この部分が、それであるから2025年が確実にIP化されるとうものではないというふうには理解しておりますけれども。

目標としては、そういうふうな目標値を掲げておられるということでもありますから、2025年以降にIP化されるのではないかという希望的観測は持ちたいと思っているものです。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 今のお話ですと、NTTとの間でいろいろなお話をされていると、文書もいただいているということですね。町長は2025年以降でないと光化がこの町には来ないところおっしゃったんですが、その辺のところ、その文書に書いてあるわけですか。

私、先ほども東京情報と言いましたけれども、東京情報として、NTTの関係者と話をした結果はかなり違います。文章は、そのようになっているんですか。2025年以降ということになっているんですか。教えてください。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私が申し上げたのは、これは東西のNTTが昨年11月に出したマイグレーションという文書で出したものを読んだわけでありまして、それによって理解をしたわけですが、この中においては、いわゆる新ノードが2015年であると。それから、それらを加味した中で2020年からサービスの順次廃止もありますけれども、ブロードバンドサービスの普及促進をそのところから順次切り替えをしていくというようなことで理解をしておりますけれども、それで2025年以降であるということでは、必ずしも私は理解はしていないんですけれども、2020年から2025年の間になり得る可能性もあるであろうし、逆に言うと、2025年以降も最悪の場合もあり得るのではないかというふうに見ておるとい

ろです。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 貴重な本議会がこんなようなやりとりになってしまうということは、本当に残念なことですね。もっと、大局に立った議論をしたいんですが、実はこれは、この場で議長にお願いするなんてこともおかしな話なんですが、こういった細かな話はまた重要な話ではあるんですが、ぜひ議会側の方で特別委員会なり、そういった専門の検討会をつかって議論をしていきたいなと思います。

それで、2025年という話に戻りますが、2025年にPSTNからIP網へのマイグレーションを完了すると、こういうふうな文書があったと、そういうのはNTTから出されたと、これは私も承知しております。マイグレーションというのは転換するという意味なんですけど、それで実は光化というのとIP電話をしていくということは、これは一体化して進めていくんだというのが総務省の基本的な考え方です。

ですから、IP化、要するに例えば上長尾の、徳山の、千頭の交換局が新しいモードに変わっていくということは、それなりに光ケーブル化というのも進めていくということでもあるわけなんですね。2025年以降でないとやらないということじゃないんですよ。そういうふうに解釈をするわけなんですね。

ですから、そういったようなところで物を考えていった場合には、実はこれはNTTに対する誘致の話、要するに活動ですね、こういったようなことで相当早くに光化される可能性があるんです。事例を、きょう本当は言いたいんですが、ある市町村からきょうは言うのを待ってくれと言われておりますので言いませんけれども、静岡県とその町とNTTですね、三者で光化をする話が現在進んでおります。それで、市も、県の方もそういう制度を持っております。

こういったところの新しい制度といいますか、県が持っている制度、いろいろなものを研究してNTTに進出をしてくてもらおうという投げかけをぜひすべきだと思うんですが、今までそういった話をされましたか、町長。あるいは、これからどうしようとされるか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○6番（原田全修君） 町長。町長が活動してきたかということね。活動してきたかということ聞いています。

○議長（板谷 信君） 町長に、答弁を求めていますか。

○6番（原田全修君） そうです。

○議長（板谷 信君） 僕としてはどっちでもいい。町長。

○町長（佐藤公敏君） 私自身が、そういう誘致の活動をしたということはまだ現在ありません。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 今後、ぜひ誘致をしていていただきたい。そういうふうな前提がな

いと、机の上で、業者から来る、ビーム設計から来る情報だけを持って、これがすべてなんですよなんて言ったって、私たちはそれは信用できないんです。先ほど、先発の議員が言われたように、勉強会といますか、新幹線に乗ったり車に乗ったりしてあちこち動いてそういう情報を集めてきていると。でも、これはまだ正式じゃないよ、そういったところももちろんあるわけなんです。

しかし、そういった情報をもとにして予知をしていく、予見をしていく、そういったようなものが、これは政治なんじゃないんでしょうかね。そういった基本的な姿勢をまず出すんだと、今のブロードバンド環境整備に関しては、そういったアクティブな動きをこの町が持たないと、これ住民は納得しませんよ。住民の方々の方が、私なんかよりもっとすごい情報を持っている可能性はあるわけなんです。NTT出身者だってこの町の中にはいっぱいおりますよ。その方々は口を閉ざしておりますけれども、本音はちゃんとしっかり持っておるんです。そういったものも含めて検討していかなきゃなりません。

そして、LTEとかWiMAXという話が非常にポピュラーになってきて、私はうれしいんです。初めは、こんなこと言ったって通じっこないと思ったものですから、遠慮していましたが、もうこれからは言います。

WiMAXあるいはLTEですね、こういったところに対してNTTドコモ、ソフトバンク、UQ、こういったところへ行動を起こしましたか、お聞きします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） UQについては、非公式ということにはなりますけれども、今年の5月にそういうような整備方針というんですか、はないかどうか、それから当町で財源的な支援をしてもそれはできないかどうかということは、確認はしましたんですけれども、その時点では向こうのところでは、今のところそういう方向性はないというようなお答えはいただきました。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 今、UQWiMAXの話が出ましたので。今年の5月と言いましたね。非常に古い話なんです。この世界は、本当に日進月歩と言いますか、早いんです。既に、金谷へ進出をしてくれておまして、家山の一部でもUQWiMAX、モバイルが受信できるような状態になっている。

そんなようなことから、家山周辺については、どちらかという、そういったようなワイヤレスブロードバンドでもって環境整備をした方がいいんじゃないかと思うのが、実は、これも余り言っちゃいけないかもしれませんが、島田市だとか、あるいは浜松、静岡の方の山間地に向けた環境整備の基本的な考え方なんです。

ですので、そういったような、そのワイヤレスブロードバンドだと町内くまなくできなくなっちゃうとか、山の中の一軒家のひとり暮らしが大好きだなんていう人のところへ光ファイバー持って行ったって何も喜ぶ人はおらないんです。そういったところは、やっぱりせ

めてスマートフォンぐらいは使えるような環境整備にしてあげる。それだったら、スピードは7.2メガとかですね、これはフォーマの話なんですけれども、例えばLTEだったら30メガぐらい欲しい、そういったのはこの町が、中心地はそのぐらいのものは欲しい、こういったようなニーズをうまくつかんだやり方があると思うんですよ。ですから、そういったようないろんなものを入れて検討していつてもらいたいと思うんですね。

そここのところが、何も説明がされていないんですよ。それをやると、じゃ幾らかかるんだと、そういうことを計算したことありますか、試算したことありますか。鉄塔1基3,500万円できると、電柱1基350万円できると、例えばこういうふうな情報をとってきて、試算をしたようなことってありますか。お聞きします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 現在のところ、試算はしておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） ですから、だめだと言っているんですね。何もやらずに頭の中で何かこのぐらいになるかもしれないなんてことを言っているわけで、ですから、私どもは、これ議会の中だってほとんどの人、それ応援はしてあげたいと思うんですよ、一生懸命、町がこうやろうとすることを。だけど、一番の基本がそんなようなことでは応援ができません。住民の方々に、そういう話をする事ができないんですね。もっと、まじめにやっていただきたいと思うんですが。

一番初めに、私、申し上げました、私が、16.6億円という原案をビーム設計が出してきたときの機材費、労務費、工事費、諸経費ですね、こういったようなものを30年とか、7年とかという更新期間、こういったものを入れて計算していきますと、1億600万円と、こういう数字になったと、先ほど申し上げました。

それでは、11億円あるいは14億円になろうかという新しい試算では、おおよそ年間の設備更新費用というのは幾らになると見込んでおりますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 原田議員が言われるのは、恐らく償却試算、機械の償却試算というものを含んだ中での計算かと思えますけれども、一般的に公共施設というんですか、公営の場合には、これは償却試算は算入しないというのが通例でありまして、そういう中で先ほどの5,000万円というのが、平均的に5,000万円というのが、数字が出るわけで、民間の場合には経費とか、利益追準をするという意味合いの中で、償却試算を勘定とする場合がありますけれども、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） あのね、とんでもないことを言ってもらっちゃ困るんですね。償却試算、これは民間と行政は違うと、こんなことはわかっているんですが、償却試算として見込

んでいないから将来の設備更新の費用は見ていないんだと。しかし、必ず必要になってくるわけですよね。それをどこから持ってくるかという、一般会計の財源から持ってくるのか、あるいはもっと別のうまい方法があるかもしれない。そういったようなところから持ってくるから、住民負担はないんですよという説明があるならわかるけれども、そうではなくて、もう合併の有利性といいますか、これは地方交付税も平成26年度からどんどん減って、32年度には3億6,000万がくっと減っちゃうと言いましたね、町長、先ほど、4億ですか。こういうふうな非常に財政的に苦しくなっている、それに実は上積みされるんですね。

ですから、計算をしていないということはわかりましたので、すぐに計算をしてみてください。それで、こういったようになるんですよという概算を出しておいて、それで住民の皆さんに説明をして、「ああ、そんじゃ詳細設計やってみてもいいじゃないかな」というその合意、コンセンサスができた時点でやるということをやらないと、住民説明をするために先に詳細設計をやるなんていう、そんなことを言ってちゃ、いけませんね。それは、もう全く私どもの一般の常識からかなり外れます。

そういったことで、ぜひそのようにしていただきたいと思うんですが、この議会だより6月号にありましたような、こここのところの町長の見解と、若干、副町長、違います。副町長、良心の呵責にさいなまれたと思うんです。ですから、その方法がいいと思います。副町長の言うように、ぜひやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、先ほどのところでちょっと説明不足というんですか、ちょっと解釈違いがあったことで、説明を補足させていただきたいんですけれども。

当然、修繕とかそういうものが出てくるわけですが、修繕等の場合においては、私は、過疎債等が適用になるのではないかとこのように思っております。また、そのほかについても合併特例の起債の継承という意味合いの中では、地域振興基金の元金とか、利息とか、そういう部分が充当ができてくるのではないかとこのように思っております。

それから、最後のところで、私が、先ほど市川議員のところも言われたようですが、これは全協の中でも申し上げましたが、最終的には詳細設計に入っていくよと。詳細設計に入った中で、その中に入るに当たって並行というんですか、そういうことの中では加入移行とか、そういうものを、希望とかそういうものもとっていかなければならないというふうにお答えをしたわけで、これはちょっと私の表現力のなさということであるということの中でおわびをしなければならぬ部分がありますけれども、当然詳細設計に入れば、アプリケーション等のこれらを検討委員会でも検討されていくこともあります。そういうものが精査されていかないと、加入移行等も、僕は、正確なものは出てこないのではないかと。

そういう中において、当然加入希望という、加入移行とか、希望というのはとらえていくべきだというふうな、いわゆるこれは並行して進めるべきだというふうな理解しておるということをお願いしたところなんです。

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思
います。これで6番、原田君の一般質問を終わります。

次に、7番、森照信君の発言を許します。7番、森照信君。

○7番（森 照信君） 7番、森でございます。私は、災害対策また情報通信基盤整備につ
いてお伺いいたします。

9月4日の台風12号において、洪水による避難勧告が出されました。地震等に対する避難
訓練等も行われておりますが、今回の場合、不意の勧告を受けた住民はとまどったと思いま
す。そのような中、災害対策には、地震のほか、いろいろなことを想定した中で避難という
ものを考えていかななくてはなりません。

各区において、避難所が指定されております。その場所が、適正でありますか。また、避
難経路の再検討、いろいろな事件を想定したハザードマップの作成が必要ではないかと思いま
すので、その点をお伺いいたします。

次に、情報通信基盤整備については、前の方が大分質問されておりますので、私は、自分
なりに確認しておきたいことをお尋ねします。

1つ、16億円から13億円に下がった根拠は。

2番、国や県の大きな補助制度がありますが、この事業が国のレベルでどのような事業と
してとらえられていると理解をしておりますか。

3番、この事業に対して国・県の補助金には期限がありますか。

4番、設備更新時には今回と同じような設備費用がかかるのですか。

5番目、設備する光ファイバーはN T Tに賃貸または売却可能か。

6番、事業の選択肢を町民に示すためにも、詳細設計等を早く進めるべきではないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 7番、森照信君の一般質問に対して、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

まず、災害対応についてという質問の中で、避難地に関する質問でございますが、町では、
現在38カ所の一時避難所と9カ所の広域避難所を指定しております。一時避難所は、地区の
集会所を指定しており、広域避難所としては、小・中学校6カ所、高等学校1カ所のほか、
コミュニティー防災センター2カ所となっております。

避難地の再検討が必要ではないかとのことですが、立地場所の安全性について考えますと、
急峻な地形が多い中、数多くの危険区域等が存在します。例えば、急傾斜地崩壊危険区域を
はじめ、土砂災害警戒区域、砂防指定地など、指定を受けている事実があります。また、今
回のように、水防面からも一時避難所として課題が残る場所に立地している集会施設もあり
ます。

こうした点も踏まえた上で、各種災害の危険度に応じて避難場所を選択する必要があります。
現状、こうした取り扱いをもとに、より適切な場所への避難勧告等実施している状況で

あり、早期に指定施設を見直し、安全な避難場所を指定できるようにしていきたいと考えております。

また、避難経路やマップの作成をという質問もいただきましたが、ハザードマップの作成にあわせて、地区自主防災会の方々等の協力を得ながら避難経路を明示することにより、住民の方の速やかな避難を促していきたいと考えております。

続きまして、情報通信基盤整備事業についての御質問にお答えします。

まず、事業費に関する質問からお答えします。

昨年度開催した住民説明会、議員の皆様への説明会では、全体事業費を最大で16億円と説明してきました。その後、開催した推進検討委員会での御意見などを尊重し、4月以降、整備方法や利活用方法について検討してまいりました。それらの検討結果を取りまとめ、8月の全員協議会において、新たな検討案という形で報告させていただいたものです。この検討案による最終目標での事業費としては、全員協議会での配付資料では概算14億円としています。8月25日付の静岡新聞記事では、事業費約13億円と報道されました。新聞記者の取材によるものと判断しています。

新しい検討案における事業費につきましては、概算という域を脱していません。できる限り早い時期に事業内容を固めることが、補助金活用や住民の方への説明にも必要であると考えています。

次に、この事業に関する国のとらえ方についてお答えします。

平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の中の21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトの1つとして、情報通信技術の利活用の促進が上げられています。情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつけるものと考え、未来への成長に向け、コンクリートの道から光の道へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となることを期待しているものです。

また、平成22年5月に策定されたIT戦略本部の新たな情報通信技術戦略は、新たな国民主権の社会を確立するための重点戦略、3本柱に絞り込んだ戦略であり、その中に2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する光の道を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現することが記載されています。

このように、国の方向性として、光の道構想を実現することにより、今まで超高速ブロードバンドが利用できない地域における利用格差の解消だけが目的ではなく、全地域でブロードバンドサービスを利用することによって、日本全体が新たな経済成長を進めていこうとする国家戦略として位置づけられています。

平成23年度から始められた国の財政支援である情報通信利用環境整備推進交付金、いわゆる光の道推進交付金は、これらの国家戦略を実行させるための1つの手段であります。この

財政支援を受けることが、国の方向性と一致しているものと確信しています。

また、補助金には、それぞれ採択基準、補助基準があり、その基準を満たすことが事業目的を達成させる条件となります。今回の光の道推進交付金では、公共分野における利活用を前提とした下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備であることとされています。

町では、国の補助制度を利用するためにも、この基準を満たす整備事業の計画を進めていきたいと考えています。そのことが、国が目指す方向に沿って自治体としてとるべき方向性であると考えますし、自主財源が少ない川根本町にとって、国や県の補助制度がある時期にそれらを利用し、整備する必要があると考えています。

次に、補助金の期限についてお答えします。

先ほど説明しました国の情報通信利用環境整備推進交付金、光の道推進交付金は、平成23年度からの補助制度です。その目的として、2015年ごろを目途にすべての世帯で超高速ブロードバンドを利用する光の道構想の実現を加速することを目的としています。このようなことから、国が考えている期限は2015年までの5年間と聞いています。ただし、この補助制度の決定後に東北大震災が発生したこともあり、そうした事情を考えれば、当初計画していたおりの期間中、継続されるのかどうか定かではありません。このため、予算措置される期間内に採択されるよう、最大限の努力をすることが必要だと考えています。

また、静岡県は、光ファイバ網整備推進事業を推進し、光ファイバー網によるブロードバンドサービスが利用できる環境の早期整備を図ることを目的とした補助制度を実施しています。この補助制度については、県関係者とのヒアリングでは、来年度、平成24年度が最終年度となる見込みであると聞いています。

このため、県内の各市町からの要望が、既に複数件届いているという情報を聞いています。他の自治体では、光ファイバー整備に、こうした補助制度を利用しています。光ファイバー整備は、決して時代遅れの方式ではありません。当町以外の自治体が、補助制度を利用することで、情報通信分野における格差は広がる一方です。

このように、他の自治体では光ファイバー網整備による超高速ブロードバンドの必要性が認識されています。そのことも含めて、議員の皆様の御理解が得られるようお願いいたします。

続きまして、更新費用とNTTへの賃貸等についてお答えします。

今回、構築する設備については、ケーブルの設備とセンター設備が主なものになります。

ケーブル設備については、光ファイバーが中心であり、雷被害を受けにくく、耐用年数は30年程度との情報もあります。今回の台風12号による倒木でも、電柱本体への被害はありましたが、ケーブル自体の破損は見られませんでした。私たちが想像している以上に強度はあると感じていますが、大地震などにおける広範囲での被害に対しては国の補助制度があると思いますので、その中で対応していきたいと思っています。

しかし、設備を更新する時期は必ず来ます。その時点で最も有利な財源を用いて、対応していきたいと思います。また、システムなどについてはクラウドといった事業者のシステムを利用して、更新時の費用を縮減していきたいと思います。地域振興基金も、15年で満期を迎えます。そうした財源を利用していくことも、可能かと思います。NTTとの対応については、NTTの光化計画が出された時点で、お話を聞いていきたいと思います。

NTTへの賃貸については、IRU契約という形での対応となりますが、これはNTT仕様による整備が必要であり、現時点では難しいと考えています。さらに、売却については、国や県の補助金の活用を考えている現時点では、そのことを前提に整備するというものではないと考えています。

最後に、詳細設計についての御質問にお答えします。

昨年度実施した推進検討委員会からの報告書、また委員会での御意見、さらに議員の皆様からの御意見を参考とさせていただき、この4月以降、昨年度提示しました事業の概要にこだわることなく再検討してまいりました。その検討の取りまとめとして、検討案という形で8月の全員協議会で御説明したところであります。

この検討案や検討してきた状況についても、町民の皆様へ御説明する必要があると考え、全員協議会での議員の皆様への御指導もいただき、お知らせという形で町民の皆様へ情報提供させていただきました。

その背景には、住民投票に関する活動をされている方たちを含め、再検討している事業内容が誤解されている部分が多いと感じていたこともあります。できる限り早い時期に、現在考えている事業内容をお届けすることが、町民の皆様への御理解を得るためには必要なことだと考えたものです。しかし、現段階では、概算や予測という形でしか事業についての説明をするしか方法はありません。

しかし、詳細設計を実施し、できる限り早い時期に事業実施についての意思を表明することが国や県の補助金を得るためには必要なことです。補助金活用のためには、来年度当初の時点で、事業内容を確定していることが必要です。そして、詳細な現地調査と設計には、約6カ月間が必要になります。4月からの議会との協議の中に、遅くとも9月には詳細設計業務に着手することが事業実施に補助金を利用するためにも必要なことだと、説明を繰り返してきました。特に、来年度が最終年度との情報がある県補助金を活用するためには、すぐにも詳細設計への着手が必要です。この点は、御理解いただきたいと思います。

また、詳細設計業務推進の過程の中で、利活用についての御意見をいただいたり、高齢者の方への御支援について議論し、システム設計に生かす段階に移りたいと考えています。より正確な情報を提供し、一日も早く町民の皆様への御理解をいただきたいと思います。

最後になりますが、この事業が単なる情報通信分野における基盤整備だけでなく、将来のまちづくりに必要な子供たちの学習環境の改善や、また現在この町が抱えている若者人口や交流人口の減少に、有効な手段になり得ると信じています。日本全国の多くの自治体は、国

や県などの補助制度を利用して、光ファイバー網を主体とした超高速ブロードバンド基盤の整備を進めています。そのことが、自治体の将来に必要だと認識しているからであります。川根本町にとって光ファイバー網整備が、近い将来必要であり、事業実施に国や県の補助制度の利用が必要だと考えられているのであれば、一日も早い時期での詳細設計業務着手に御理解をいただきたいと思うところであります。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それでは、再質問をさせていただきます。

災害対策についてですけれども、各地でそれぞれに避難をしました。最終避難といいますが、集団で一応集まってそれから最終避難地へ行くんですけれども、学校なんか、私らのところでいきますと、学校は低いところにあるんですよ。そういうところも最終避難地になっているもんですから、その辺も考えていただきたいと思ひますし、集会所が地すべり下にあたりするんですよ。そういうものも含めた中で、災害に適応した場所というものの考え方、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 森議員の質問にお答えします。

9カ所の広域避難所があります。これが、学校施設が主体となっておりますけれども、やはり大災害を想定した場合、多くの住民を受け入れるための収容能力、容量が必要となりますので、現在は学校施設等を指定する形になっております。ただ、今回の水害に関する避難所としては、課題が多く残るのも事実でございます。

風水害、土砂災害、地震災害など、災害区分や規模に応じて避難所の設定が必要ではないかと考えております。現在、災害全般の受け入れとしまして、避難所は一律で指定しておりますけれども、見直しをしていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それこそ、いろんな災害があるものですから、なかなか難しいこととは思ひますけれども、これ余裕がないですから、早目に対応していただきたいと思ひます。

それから、これからやはり今まで訓練などやっておりますけれども、いろんなものを想定した中で訓練をしなくちゃいかんし、それで今度の今のことと重なりますけれども、災害対策の検討委員会みたいなものを、町、自治会、自主防、県とか、国交省というもの、あの人はちょっと難しいかもしれんけれども、その中で含めた中で立ち上げるような考えはないか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 住民を入れての災害の検討委員会というんですか、そういったものを立ち上げるべきではないかというような御質問だと思いますけれども、町には地域防災計画の作成、その実施を推進する防災会議、それから水防計画に関する調査審議機関として

水防協議会が設置されております。防災会議には、県をはじめ、関係機関の委員によって構成されていまして、審議いただいているところでもあります。水防協議会は、消防関係者や町議会議員、区長連絡会の会長さんなど、参画を得て開催しております。

議員の御指摘のように、より多くの住民の方々の御協力を得て、避難所の見直しとか地域の災害危険箇所の確認など、具体的な災害対策の御意見を聞くような場を設けることも有意義なことだと思いますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ぜひとも、検討していただきたい、やっていただきたいと思うんですけども、いろんな水防とか、いろんな協議会みたいな会議があるんですけども、やはりこれはいろんな想定をすると、やはりくっつけた形で、連携した形のものじゃないと、何かあったときに役に立たないものですから、その辺もとらえながら検討していただきたいと思います。

次に、情報基盤整備についてお伺いいたします。

先ほどからも、金額13億というものはお伺いしていますもんですから、最終的に町の負担が2億7,000万の15年償還ということで1,800万円が、ということでお伺いしています。

この初期整備と最終整備ってあるんですけども、この最終整備というのには期限を設けてキャンペーンみたいな形で日を決めてやるんですかね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 国や県の補助制度が利用できる平成24年度に初期整備を実施したいと考えております。また、できる限り早い時期に最終目標とする、全員が整備をすることが事業目的に沿ったものとなりますので、いずれもできる限り早く整備をしたいと考えております。

また、さらに事業実施後の加入希望者につきましては、運営事業者に加入金を支払うことで期限を設けず、お一人でも多くの方が加入していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ちょっと、課長、元気よく。聞こえにくいものですから、元気よくやってください。

それで、この前、御船町へ視察したときに、キャンペーンというんですか、応募期間以外、過ぎた場合には負担金が出るなんていうことも、この間の視察で言っていたんですけども、そのとき4万ぐらいはただかにかいかなという話があったんですけども、ここはそういうもののとらえ方というのがありますかね。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先般、議員さん方が研修に行かれた御船町では、キャンペーンとい

うような形で推奨されていたということを聞いております。当町でも、そういう先進事例と
いうのを参考にしながら、必要であればそういうものも打っていきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それじゃ、次で。

新たな情報通信基盤戦略ということで、これは国の重点戦略であります。今全国で超高速
ブロードバンド基盤整備が94%進んでいるということでもあります。残り6%、3,200万世
帯というんですか、ぐらいが残って、その中に川根本町も含まれているというわけですけれ
ども、この6%の地域ですね、これは私のとらえ方ですけれども、通信業者が初期投資とい
うか、設備投資をしても採算が合わないから行わないというような形でとらえているんです
けれども、そういう形でとらえていいですかね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 通信事業者にとって採算性が合わないというようなことで川根本
町には整備をされないということで、そのとおりと思っております。ただ、当町は民間の通
信事業者にとって施設整備にしても採算性がとれないという判断をされている地域です。

（「大きい声で」の声あり）

○企画課長（羽倉範行君） 失礼しました。

民設による整備は期待できないということで判断をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 今の国の補助制度、これは民間通信事業者が競争による基盤整備をや
ってあれなんですけれども、その基盤整備、今言った中で基盤整備がしにくい市町村に、国
が支援金、補助金ですね、これを出して、町による基盤整備をする。そして、今度はそれを、
さっき言った、前に言った委託通信業者に貸し出しなり何かするというようなことでありま
すけれども、この間、講演ですかね、藤原先生が、ちょっと講演の中で聞いたんですけれど
も、まず手を挙げなければ待っていても光ファイバーは来ないよと言っていましたけれども、
多分補助申請をしっかりとしなければ来ないですよということにとらえていますけれども、そ
の辺でよろしいですかね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 私ども、そのとおりと判断しております。

現在の国の補助制度は、民間の通信事業者が採算がないと判断し、現在超高速ブロードバ
ンドが利用できない地域、その地域の通信環境を国が財政支援するというので整備を進め
ております。しかも、この財政支援には期限があります。期限内にこの事業を利用すること
が、必要だと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この補助の中に、下り最大伝送速度60Mbps以上のブロードバンドというのがあるんですけども、この30Mbps以上というのは、ADSLと比較したとき、どんなような形になるか、比較ができないんですかね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 30Mbpsとは、現在医療関係や教育関係で利用される最も大きな容量の通信に必要な利用速度と考えられております。光ファイバーを主体とした超高速ブロードバンド基盤が必要でありまして、国の補助基準ともされておるところでございます。

これに対しまして、ADSLは上り下りが非対称のサービスでございまして、下りの速度は10Mbpsであっても、上りの速度、送信の部分ですが、そこが10分の1程度に落ちる場合があります。仕事上使いにくいというようなサービスでございまして、

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この国・県の補助を申請するにも、多分国・県にも予算もあるし、限度額みたいなものもあるんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり多く申し込みがあった場合には、この枠から外されるというようなことも考えられますかね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） そうですね、もう既に要望調査が始まっております。現時点では要望はしている状態ですが、11月には事業実施を確定しなければならないと思っております。なるべく早い時期に態度を表明しなければ、川根本町は後回しということになるかと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、やっぱり今言ったみたいに、早目のまた申請が必要だということですね。

この国の補助が2015年まで、県の補助が2012年、来年までということでありまして、このような補助制度がなくなった場合、また町で金を払わなくちゃいかんようになってしまいますよね、どうですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） そのとおりでございます。それらの補助金以外に合併特例債の利用期限が、平成26年度までとなっております。この合併特例債が利用できなければ、将来的には事業実施は困難ということを考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） この情報基盤整備においては、ケーブル設備というのが大分大きなお金がかかるんですよね。先ほども、原田さんも言っていますけれども、この耐用年数が30年

ぐらいだということで、ほかのセンター設備というのは、耐用年数はどのぐらいを見ておるのかね。主なものでいいです。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 今までの議員さんとの、皆さんとのやりとりの中で、光ケーブルにつきましては耐用年数が30年程度ということで認識をしております。また、その他の機器類につきましては、減価償却年数は7年程度とされている機器もありますが、実際の耐用年数はそれより長いと考えております。

いずれの場合でも、更新する時期は来ますので、計画的に有利な財源を利用して更新をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） これは、先ほど原田議員からも質問がありましたけれども、基本的に更新時期には費用を含めてどのような対応を考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 価格的に安価なものにつきましては、毎年の経費の中で対応をしていきたいと考えております。

また、重要な機器類につきましては、計画性を持って有利な財源、例えば地域振興基金の利子充当や過疎債といった起債を利用していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） これは、多分全国的な展開になっていくものと思うものですから、そのとき有利な財源というものを、また国でどういう形になってくるかわかりませんが、出てくるんじゃないかとは、私も思いますけれども。

次に、NTTが事業者の場合なら、賃貸というんですか、賃借とか、売却も考えられますかね。事業者が違う場合、その事業者とNTTが話し合いをすれば、この接続は可能でありますか、NTTと。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） NTTが運営事業者となれば、NTT回線への接続は可能となります。ほかの民間事業者が運営事業者となる場合には、2月の藤原洋氏の講演でも言われたとおり、国の補助事業に採択され、一定の基準を満たせばNTTは接続を検討していただくと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、総務大臣が許可した公設民営の光ファイバーというのは、NTTが接続する義務があるんですね。ということですよ。

これは、藤原先生が、この前見たときにもおっしゃっていましたが、許可したというのはですね、じゃいいですか、許可したというのは、補助金で事業を行うととらえていいですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 補助には国の基準がありまして、国の補助事業に採択されまして、一定の基準を満たせばという条件がつくと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） もっと、ちゃんとはっきり言ってくださいよ。いいですか。

総務大臣が許可したんですよ。あの、許可して補助金出してくださいね。それは、その辺ちゃんとはっきり言ってくださいよ、その、あれで。補助金を出したものは、許可した、あれですか、補助金を出したものは許可したものととらえていいのかというのを。その辺しっかり。大事なことですよ。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ICTタクスフォースですね、の委員でもあられた藤原洋氏が本年2月に来られた段階で、政府としては見解の中で補助事業を受けたような一定の技術水準を持つものは、これはNTTは接続を、何ていうんですか、障害というんですかね、そういうものはしてはいけないと。将来についてこれを接続するものだということで、言われたものですから、我々としては、将来的にはそういう中にあれば、NTTはそれを阻害する要因ではないと、いわゆるつなげていく施設になっていくというふうに理解しておりますけれども。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 要するに、やはりNTTは拒否しちゃいかんと、極端に言えばつながにゃいかんだというようなとらえ方でよろしいですよ。

次に、現段階では確かに概算とか、予測とかいう形で、事業についての説明手法はできないんですけれどもね、町民に対して。

詳細設計を早目に実施して、事業実施についての意思表示を早くするべきであるし、国や県の補助金をいただくにはこれが必要だと思います。先ほども、話の中、答弁の中で、来年度には、当初には事業内容を確認させて補助制度に間に合わせたいということですから、ぜひとも早目な形で進めていただきたいと思いますけれども、これはいいです。

最後になりますけれども、よく詳細設計が大きなお金だ、大きなお金だと言っていますが、これは繰越明許で財源は確保されました。この中で、一般財源はぱっと見たら220万弱なんですよ。そういうことでありまして、私の質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで7番、森照信君の一般質問を終わります。



◎会議時間の延長

○議長（板谷 信君） ここで本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。



○議長（板谷 信君） 10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 長時間の議会、本当に傍聴の方も議員の方も行政の皆さんも、御苦労さまです。

もう、あと少しになりましたので、どうかよろしく願いいたします。

私は、日本共産党の町会議員、鈴木多津枝でございます。

本題に入る前に、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から半年が過ぎました。今なお4,000人を超す行方不明者を含めて2万人を越す犠牲者の方々、また不自由な避難生活をされておられる多くの方々、さらには福島原発事故による放射能汚染でふるさとを失ったの方々、さらには過酷な復旧作業中にお亡くなりになられたの方々などへ、心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

また、記録的な大雨による大災害をもたらした今月初めの台風12号及び先日の大型台風15号でも、各地で多くの犠牲者や被害者を出しました。心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

被災された方々の一日も早い復興と平穏な生活を取り戻せますよう、政治の責任を痛感するとともに、当町におきましても台風12号で富沢地区が孤立集落となり、今なお復旧の見通しも立たない中で御不自由な生活を余儀なくされておられる皆様方へ、一日も早い生活の安定を、心から、議会で議員として求めています。行政、議会一丸となって、復旧と避難生活支援に向けて全力で取り組むことをお誓い申し上げまして、本題に入らせていただきます。

第1点目は、今町民の方々が強い関心を持って行政や議会の動きを注視し、今回の一般質問でも10名全員が取り上げているブロードバンド整備事業についてですが、既に8人の議員がやめるべきだ、見直すべきだ、早く進めるべきだなど各人の意見が述べられました。

多額な設備費や投資効果に対して、「年寄りはそのようなもん使えん、これ以上、町の借金や町民の負担を増やさないでほしい」とか、「そんな金があるなら、特養や小規模多機能などの介護事業所を増やして要介護家族の支援や介護予防に力を入れてほしい」、「まず、道をよくするのが先だ」など、不満や不安の声がたくさん寄せられています。

私自身は、本来情報基盤整備事業に対して、町の将来にとって可能性の大きい事業ですので反対するものではないと思っていましたが、このような町民の皆さんの声、その中で、ま

た町民の皆さんが、アンケートもしないで進めるのは納得できないと、先日住民投票で町民の意思を示すことを呼びかけた住民有志の方々の直接請求署名も行われ、短期間に有権者の3分の1に上る2,384名分も集められ、明日27日まで縦覧が行われています。

本請求が出されると、20日以内に議会にかけられ、議会が否決すれば議会の解散請求も辞さない覚悟も示しておられると聞いていますが、町長は、今こそ初心に戻ってどういう町にしたいのか、町民の声を聞くべきときではないでしょうか。町長は、町民の声をどのように受けとめ対応されるお考えか、伺います。

次に、2点目の災害に強いまちづくりについてです。

東海地震がいつ起きてもおかしくないと警告され続けている当地域で、今月初めには大型台風12号の長期大量の大雨により、井川ダムからの大量の放流が行われ、洪水調節も担う多目的ダムである長島ダムが、このままでは持ちこたえられないとの判断から、建設以来初めての異常洪水時防災操作に移行する可能性が生じたことで、町もそうなると1 mから2 mの水位の上昇が予測されるとして、当町初めての避難勧告に踏み切りました。寝耳に水の状況の町民には、長島ダムが壊れるとか、町じゅうが大洪水になるなど、一部パニック状況が生まれたことも事実です。避難勧告の意味や洪水調節ダムの洪水操作への移行がどういうものを町民が知ったのは、収束後数日たった11日付の静岡新聞などの記事からで、議員も6日の議会初日に町長のあいさつで初めて明かされたという状況です。余りにも遅くて不十分、不適切な情報提供ではなかったでしょうか。

そこで、町長が初めて発令された避難勧告についてお聞きいたします。

町長は、今回の避難勧告発令後の避難状況を見られて、これでよしとは思われてないと思いますが、住民への情報の不十分さ、情報伝達の不的確さをどのように反省し、今後に生かすお考えか、伺います。

また、今回は幸いにも20時には異常防災時操作への移行が回避されましたが、連続雨量は700mmに近いということで、平成3年の長島ダム工事用の仮締め切り決壊による大洪水時の放流量から見た水害・洪水予測に比べると、倍近い雨量が降っているわけです。この実態についてどのように考えておられるのか、伺います。

また、今回もし雨がやまず洪水操作に移行して、行政が予測したように水位が1 mから2 m上がっていたら、平成3年の大洪水を上回る大洪水となる可能性もあったのではないかと思います。その意味では、今回町民への情報伝達方法に問題があったとしても、避難勧告が出されたこと自体は大いに評価されることと思います。このとき、被害が想定されるお宅を地図に落としたりした後、その中に避難困難者がおられないかどうかなどの把握や、避難をすることへの支援についてどのような対応をされたのか、伺います。

また、町民の皆様から聞こえにくいとの声が上がっている同報無線を一日も早く改善するために、来年度予算に同報戸別受信機が整備されていない1,400世帯へ防災ラジオ設置経費を計上し、早急に対応したいと9月7日付で出された、ブロードバンドに関する町の考えの

チラシにも書かれてありました。しかし、町民の方々からは、なぜ来年なのか、よその町ではやっているじゃないか、ブロードバンドより防災対策の方が先だとの声がたくさん寄せられています。防災ラジオを早急に配備する考えはないか、お聞きいたします。

それにしても、今回の件で、中部電力が各ダムの流入量や放流量、水位など、ダムの情報を公開していないことを知りました。井川ダムからの放流ぐあいが大洪水を起こしてきた過去の例を見るまでもなく、大雨の最中に放流されるダム情報は、下流に住む住民にとって不安であり重要です。町は、早急に中部電力に対して情報の提供、ホームページなどでの公開を求めるべきと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

最後の質問は、高齢化率40%を越す当町にとって、高齢者が安心と生きがいを持って暮らせるまちづくりについてです。

高齢者が元気で安心して長生きできるまちづくりは、若者の雇用を生むだけでなく、若い人たちにとっても子育てを助けてもらったり、畑や地域のつき合いなどを受け持ってもらったり、本当にありがたいことで、一緒に暮らす条件をよくするためにも重要な課題です。

そこで、1つ目は、24時間見守り介護体制の見通しについて伺います。

3年ごとの改正が義務づけられている高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の見直し作業が、当町でも始まったようです。満床・待機状態が慢性化している特別養護老人ホームあかいしの郷の増床については、この計画見直しの中で実態を把握し、必要な状況があれば県や事業者などとも相談し、計画の中で取り組むとの答えをいただいていますので、ぜひ前向きな取り組みを期待しますが、待機されている方々の中には、重症化し、家族の介護も限界の方々、また老老介護や、昼間は仕事に出かけている独身の子供さんやお孫さんとの同居、ひとり暮らしで夜間の見守りが必要な方も増えているのではないのでしょうか。夜間の医療機関もほとんどない当町では、24時間見守り介護体制の構築は待ったなしだと思いますが、現状や対応、計画の見通しについて伺います。

2つ目は、6月議会でも要望しました介護保険料の値上げを回避するために、一般会計からの繰り入れを行う考えはないか、伺います。

3つ目は、町民の声を受けて巡回バスやおでかけタクシーが拡充されていますが、旧2町をまたぐ運行は、文化会館や医療機関、温泉や親類のお宅へ行くときなど、要望が高いにもかかわらず、大鉄を圧迫するというので実現の見通しが立っていません。そこで、応急処置として町内の移動に大鉄を使う場合、運賃補助を行って利便性を高めたらどうかと思うのですが、町長のお考えをお聞きいたします。

最後に、相変わらず地中に垂れ流しされている梅島下の源泉の活用のめどについて伺います。

道幅の拡幅改修にあわせて、地域のワークショップの中で考えていただくと言われて久しいのですが、青部のトイレ同様、地域地域と言いながら結局はやらないという姿勢が心配されます。青部のトイレは、道路の見通しが立つまで待つてほしいというのは通らないから、

とりあえずは今年度簡易トイレを設置すると言われましたが、ついに今年の夏の観光客が多いときも設置されませんでした。梅島下の源泉活用も一体いつになったら取り組むのか、行政の無責任な姿勢に批判の声が寄せられています。既に、道路は県の過疎代行で国道並みの改修が決まりましたが、地域の皆さんにどのような話をされているのか、伺います。

以上、前向きな御答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木多津枝君の一般質問に対し町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、ブロードバンド整備事業についての御質問でございます。

御質問のうち、この事業に関する住民の皆様への御意見をどう受けとめるのかといった内容から答えさせていただきます。

昨年度開催しました住民説明会以降、推進検討委員会が開催され、4月以降は委員会の報告書の内容を受けとめての検討に入っておりました。その間、住民の皆様には、町の広報紙、新聞記事などといった限られた部分での情報提供に限定されたこと、またこの4月以降は検討中ということもあり、報告できる情報も少なく、結果として情報を提供しなかったことを深く反省しております。その間、住民有志の方々による住民投票条例制定の活動が行われ、9月2日には直接請求署名が提出されています。

8月30日の議会全員協議会において、4月からの検討取りまとめとして、新しい検討案を説明させていただきました。その場において、議員の皆様から、町民の皆様への情報提供が少ないとの御意見もいただき、9月7日付として、住民の皆様へ検討結果のお知らせという形で全戸配布をさせていただきました。まず、このような形で現段階での情報をできる限り早く住民の皆様へお届けしたいと考えています。今後も、引き続き情報提供をさせていただきます。

また、署名活動の中で問われていました事業の内容につきましても、昨年度住民説明会での資料内容が記載されておりました。この4月以降、議会の皆様と協議検討してきました事業内容とは大きく異なっており、新しい検討案を取りまとめた段階で早くお知らせしなければと考えておりました。これらも、行政からの情報が不足していたことが原因だと考えています。

住民の皆様への説明については、6月定例議会においても、ある程度事業計画がまとまった時点で御意見を聞く機会を設け、最終的には町事業への加入意向の確認も含めた調査を行いたいと答弁しております。平成22年9月定例議会での御質問でも、「事業を理解している住民が少ない段階では、恐らく住民の意向を問うても非常に判断に苦しむことになるのではないか。」との御意見もいただいております。このため、町としては、詳細設計に着手し、新しい事業計画の概要を取りまとめた上で、提供するサービスと利用料金、現地調査に基づく収支予測、事業完成後、直ちに開始される利活用方法等をお知らせする住民説明会の開催を頭に描いていました。その説明会を実施した上で、地デジ再送信やインターネットへの加

入者がある程度特定し、詳細設計をまとめるために住民意向調査を実施したいとの考えでした。このように、住民の皆様の意向を確認するには、その前に説明会の開催が必要になると考えています。

また、住民投票条例の制定に対する問題につきましても、できる限り多くの町民の方に現時点での正しい情報をお届けする必要があると考えています。行政側としましては、全体事業費、その財源内訳を含め、整備した場合に提供されるサービス、その利用料金、町がどう変わるのか、町民の皆様の利益はといった様々な情報をお届けしなくてはならないと思います。その開催時期については、議員の皆様のお意見もいただき、引き続き検討させていただきたいと思います。

次に、災害に強いまちづくりをという御質問でございます。

まず、避難勧告の対応に関する質問ですが、町水防計画において、重要水防箇所6カ所が定められているものの、町全域にわたる浸水想定区域が確定されておらず、町のハザードマップが未整備でありました。このため、素案段階であった浸水想定図から浸水のおそれがある地域を特定し、該当する自治会会長さんに避難対象地域の周知を依頼、また消防団による広報を依頼しました。その上で、同報無線による避難勧告を実施したものです。同報無線による放送が地域を特定したものでなく、自主防災会長さんに協力いただき、確認いただく形となったため、対象範囲が不明であるという指摘も受けました。

放流水による水害の危険性の高い大井川に沿ったエリアであり、対象となる地区も22地区と多く、一律に地区名を挙げてはかえって混乱を招くのではないかと放送したのですが、意に反してわかりにくかったという声には反省をいたしております。

なお、本年度以内には浸水想定図が公表される見込みであり、来年度にはハザードマップも整備できると思われまます。そうした際には、対象地区への周知徹底を図り、水害による避難勧告があった場合には、速やかに避難する態勢をとるよう協力を求めていると考えております。

同報無線においても、水に関する避難勧告であることを明確に告げることにより、水害のおそれがある対象範囲の地区への呼びかけであると一般町民の方にも認識されるのではないかと考えております。今回の台風による対応につきましては、長島ダムのただし書き操作が想定されるという中、住民の生命を守るための緊急的な対応であったことを御理解いただきたいと思います。結果として最悪の事態は免れましたが、今回の貴重な経験を今後の防災対策に生かし、より安全で安心できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

平成3年9月19日の台風18号による集中豪雨では、町内でも大きな被害を受けました。中でも、本川根中学校とケーブルテクニカでは、堤防を越えて大井川の濁流が流れ込んだため、ケーブルテクニカでは地上から2.5m、本川根中学校では約2mが水没しました。このときは、9月18日15時から9月19日15時にかけて331mmの雨量を記録しています。今回の台風12号による雨量は、9月2日から9月5日にかけて700mmを記録しています。

長島ダムは、平成元年1月31日に本体建設工事に着手し、平成14年3月23日に竣工式が行われました。平成3年、長島ダム工事用の仮締め切り決壊による大洪水時の放流量から見た水害洪水予測についてという御質問ですが、平成3年当時はダムが完成していない状況での出水によって各所で被害が発生したもので、今回の洪水とは状況が異なります。長島ダムが完成し、10年を迎えますが、現在は洪水調節機能により、浸水被害は軽減されていると考えております。

なお、中部電力各ダムの放流ですが、現在は河川法に基づく放流連絡をファクスにて入手している状況であります。情報化が進んでいる今日、緊急時対応としてもホームページ等での公表が望ましいと考えますので、要望してまいりたいと考えております。

避難困難者の把握と対応についての御質問にお答えいたします。

要援護者につきましては、町では災害時要援護者支援計画登録個票を作成いたしまして、援護の必要があると思われる町民の皆さん一人一人の状況をまとめまして、台帳として管理して把握しております。また、対応につきましては、各区長の皆さんと担当地域の民生委員の皆さんに、取り扱いに十分注意して管理していただくようお願いし、それぞれ関係するところの情報提供をいたしております。これによりまして、要援護者に援護が必要な場合には、地域の皆さんと協力して対応いただけるようお願いしてあります。

防災ラジオの整備についての質問ですが、高畑議員の質問にもお答えしましたが、自動切り替え装置がついた改良型モデルについて、南部地区の約1,400世帯に導入したいと考えておりましたが、納品まで7カ月程度かかることから、平成24年度の早期に導入したいと考えております。

次に、高齢者に安心と生きがいという御質問にお答えいたします。

24時間見守り介護体制の見通しはという御質問ですが、平成24年度から地域密着型サービスとして重度者をはじめとした要介護高齢者の住宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を密接に連携させながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う定期巡回臨時対応サービスが可能となります。この事業は、介護と看護を組み合わせるため、介護体制の整備だけでなく看護の面においても、町全体の地域医療のあり方を考える上で検討課題となります。本年度、川根本町高齢者保健福祉計画策定に当たり、高齢者福祉介護保健部会などで検討していきたいと考えております。ただ、今年度より地域包括支援センターでは、包括支援センターに寄せられる相談に対し、職員が携帯電話にて24時間での対応を行っているところであります。

次に、介護保険料の値上げ回避をという御質問であります。

皆さん、御存じのとおり、介護保険料は3年に1度介護保険事業計画を策定し、保険料の見直しを実施しております。今回は、平成24年度から26年度の計画策定に当たり、これまでの給付費の傾向、介護保険事業所の動向など、様々な観点から計画を策定していくもので、その中で保険料を見直していきたいと考えております。

ただ、町としましては、地域包括支援センターなどで、重症化する前の介護保険利用推進や介護予防事業のさらなる事業を展開し、元気な高齢者が多い町を目指し、町民の皆さんの経済的負担をできるだけ抑えられるよう、これからも努めていきたいと考えております。

次に、町内の公共交通につきまして、大鉄運賃補助をという御質問でございますけれども、御承知のとおり、大井川鉄道本線、バス、井川線、タクシーの民間の交通網に加えて、町営バス事業の北部デマンド、南部の町営バスに加えて、本年度から南部デマンドの運行を行っております。また、福祉有償運送としまして外出支援サービスも実施しております。あわせて、大井川鉄道のバス路線や本線が通る奥泉、崎平、青部の方は、それらを利用してもらうため、町営バス利用者との運賃格差を解消するため、デマンド運賃に準拠した運賃助成事業を実施しております。

町営バス事業の22年度実績を見ますと、やませみ号は前年比約12%の減でありましたが、せせらぎ号で約5%の伸び、北部デマンドも前年利用者の2倍になりました。今年度4月から運行した南部デマンドおでかけ号も、4月に76人の利用から徐々に浸透し、8月には185人の利用があり、月を追うごとに増加しております。外出支援サービスは、延べ3,042人の利用がございました。これらによりまして、現在当町におきましては、駅、公共施設、病院、金融機関などへの足を確保するという点では、交通空白地区は解消されたものと考えており、高齢者や運転免許のない方にとっては格段に利便性が向上したものと考えております。

議員が言われるように、現在北部と南部は町営バスの運行による乗り入れがないため、お互いに行事等で施設へ行く場合は大井川鉄道本線を利用し、町営バスの乗り継ぎをしていくこととなります。合併後、北部、南部関係なく、町民が容易に行き来できるようになることは、公共施設の利用、病院、イベントへの参加も含めて重要なことだと考えます。

理想としましては、大井川鉄道利用で行き来できればいいわけですが、料金面あるいは乗りかえなどの面で不都合が課題になっているのか、これらを分析し、北部と南部の往来がスムーズになるよう検討させていただきたいと思っておりますので、引き続き町営バス路線対策委員会での協議検討をさせていただきたいと思っております。

次に、梅島下の温泉の件であります。

議員より、せめて足湯を設置し、高齢者の要望にこたえる考えはないかという質問が過去にございました。近くにグラウンドゴルフの広場があることから、地区の高齢者の方がゲートボール等を楽しんだ後に、休憩時に利用したいということからの要望だと思うわけですが、当場所は街道沿いにあり、広いスペースも上流にかけてございます。現在、県土木事務所主催で地元の方々が河川敷利活用のワークショップで検討をしておられます。その中で、ある程度の利活用の方向性が出た後に、全体計画から判断することの方がいいのではないかと考えております。

なお、懸念する点としまして御承知いただきたいことは、湯量の問題です。本年2月に県中部保健所が温泉実態調査で計測しましたところ、泉温12.7℃、湧出量毎分1.41ℓ、これは

掘削時分ということではありますが、毎分1.410と少量であり、現状では新たな活用の展開は困難ではないかと考えていますが、いずれにしましても地元のワークショップの中で意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初に、ブロードバンドの件なんですけれども、住民投票の条例の制定を求める直接請求署名が出されたとき、その出された後に突然、議会へ、全員への報告もないうちに方針変更を新聞に発表され、住民投票が、いわば意味のないもの、違うことを言っているよという状況を、行政はつくってしまったのではないかと思います。フェアとは言えないんですけれども、この時点で出した理由を教えてください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 住民投票の直接請求があったということで、町の姿勢が必ずしも十分に御理解されていないのではないかという思いが一つありました。それから、16億円という数字がひとり歩きしているといいますか、そういう感じもございましたし、住民の皆様方あるいは議会の皆様方の御意見の中に、いわゆるテレビ電話機能付きの端末機設置というものについて、いろんな御批判を受けてきておりました。そういう中で、町としてもいろんな形のものを検討してきましたし、全協等でもお示ししましたように、必ずしも光というものばかりでなくて、ほかのものの検討もさせてきたわけですが、そういう中でより光が主要なものになるのではないかと、そしていわゆる無線等については補完的に使うのがいいのではないかとというような思いの中から、今回のような提案をさせていただいたということでもあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 住民投票を、直接請求の署名が出たから方針をそのように変えようというふうに考えられたんですか、検討されたんですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 検討を進めてきて、そういうものを、たしか全協の中でも、テレビにつないだらというような御意見は確かにあったというふうに思います。そのときに、議会の皆様の反応も、テレビならってというような感じも受けとめた時期があったものですから、そういうものについては検討してきました。それが、ちょうど議運、全協まで待てばもっとよかったのかもしれませんが、ちょうど議運の翌日でしたか、議運の前日でしたか、あったのが。そういうことで、ちょっと時期的に重複したという点で、署名活動をされた方のその後の反応ですと、暴挙だというような御批判もいただいておりますけれども、意図的に合わせたとということでは必ずしもありません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） でしたら、例えば前々からそういう方法を変えなければいけない

などか、少し町民の意向に沿った方針に見直していこうというお気持ちがあったんだったら、住民投票をしたいよという団体の方たち、そういう方たちと話をしてみようと、そういう自分たちは計画があるんだよというような、そういう気持ちは起きなかったんですか。また、話をされたんでしょうか、されなかったんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 住民投票の運動を進めてきた皆さん方とは、その後に私のところに来てくださいます、そうですね、全員とお会いしたということの、同じ日にはありませんけれども、個別に2人来てくださったり、1人来てくださったり、あるいは町長室に数名で訪ねて来ていただいたりという中で、住民の皆様様の御意見は何っております。そして、必ずしも、今回、私としては、町として推進する立場でございますので、今回のような事態に至ったことは極めて残念なことだというふうには思っておりますが、町民の皆様方が必ずしも、今回の、今の町の進め方については御批判的なものが多いんですが、必ずしも今回のこの情報通信基盤整備を不必要だとは思っていないということを認識したということと、それから必ずしも町に対して、何ていうんですか、反対一辺倒の運動ではなくって、今後のまちづくりに町民の皆様さんとして積極的に参画していきたいんだというような意向も受けとめることができましたので、そういう意味では、これが1つの、何ていいますか、今後のまちづくりの新しい動きになっていくのかなという考えも持っております。

ですから、私は、必ずしもネガティブにとらえるのではなくて、こういう動きをもっとポジティブにとらえて、それに町としても、より、何ていいますか、御理解を求められるような、そういう町政を推進していくことが大事だということで、正直申して、こういう事態に至って申し上げるのもあれですが、肝に銘じているところではあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の町長の答弁を聞いて、私、とってもほっとしたんです。なぜなら、議会の中では住民投票で決めるということに非常に議員としての立場というか、議会制民主主義の中で、そのようなことをやるというのは非常にもっともっと慎重にやらなければならないぞというふうな雰囲気も出ていました。でも、町長がそれをネガティブにとらえるんじゃないでなくて、前向きにまちづくりの中に町民が参加してくれる、そういう意向のあらわれだというふうにとらえられたということ、そして私たち議員は、そのことをしっかり受けとめていかなければならないだろうと思いつつながら、今答弁を伺いました。

16.6億円が14億円に下がったという新しい整備方法ですけれども、原田議員も質問されましたけれども、間もなく交付税の算定替えが終わって、3億円以上の削減が見込まれる当町です。有利な合併特例債を使うとは言いながらも、町の負担が毎年2,000万円、返済経費は2,000万円だよというふうなことが出されていますけれども、私は、これは戻ってくるものを相殺して2,000万円だろうと思うんですね、交付税で算定されるものを計算して。でも、確実に7割戻ってくるとは、保証はありませんし、これからの交付税制度もどうなるかも本

当にわからない状態で、だから合併しろ合併しろという、一時は合併論が進んだわけで、そういう中で、やっぱりこういう大きな、多大な負担を抱えていくということに町民の皆さんが、やっぱり大きな不安を抱いている。やらなければならないことはいっぱいあるよという、その思いが物すごくこの事業の高額な額に対して反発になっていったのではないかと思うんです。

ですから、私は、この情報基盤の整備事業に対して最初は賛成でした。高齢者を見守る、この小さい町で、職員も、小さいからおのずと数は少ないわけですが、そういう中で見守っていかなければならない、地域の人たちと一緒に連携して見守るその制度ができるんだということで、以前南信濃村などで、もう本当に早く国のお金を使って、テレビで行政の保健師さんと通信して、具合が悪くないかというような聞き取りを毎朝やっているというのを行って視察をさせてもらって聞いたときに、ああ、何て進んでいる村なんだろうというふうに、もう感動して、一緒に行った川根町の議員さんたちでしたけれども、感動して帰って来た経験があります。

ですから、そういうふうに、国全体がもう、国全体としてそれが当たり前の時代になってきたんだなということを、私は、一種喜びを感じながら考えたんですけれども、道志村に行き来して、道志村の人たちにも聞いて、結構アプリケーションというんですか、利活用の面で余り職員が40数人しかいないから進んでいないということを、自分たちは町にもっとちゃんと約束どおりやれということを言っているんだよと、そのことが大事だよということも聞きましたし、そういう意味で、私は、うちの町でも、もしこれが進めば、また行政と本当に一緒になって、もっともっと町民の人たちに役立つものが、ことができるのかなというふうに、ちょっと希望を持ったんですけれども、余りにも町民の方たちの反発、抵抗は大きかったです。本当に予想外に大きかったです。それが、やっぱり年をとってテレビのリモコンでさえ使うのが怖いのに、地デジになって、こういう機械を使えるかとか、私たちが考えていなかったような抵抗が本当にあったわけですね。だから、そういうところで、じゃ行政はどのようにそういう町民の不安に、きっと届いていたと思うんですよ、こたえてきたか。たった1回しか説明会をしない。本当に、議会も特別委員会立ち上げようとしても立ち上げない。本当に、私たちは、町民の皆さんの不安にこたえることをやってきてなかったということ、私自身も反省していますけれども、行政の皆さん、どうでしょう、この点について。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） この事業が、最終的なものが、例えば県の補助金ですと24年度ですとか、合併特例債は26年度だとかというようなものが後にあつて、そういう中で、21年度から出てきたというところに、その事業を進めていくスケジュール、行程表をつくっていく上で、ちょっと窮屈な部分があったのかなという感じは、基本的にいたしております。ですから、そういう意味で、合併が17年でありますので、その合併に沿って18年、その翌年には恐らく総合計画もつくっているわけですので、もう少し早くから手がけていければ、もう少しそう

いう用意ができたのかなというふうに考えております。そういう意味では、若干期間が短かったのかなということもありますけれども、町としては、一応説明会を開いて、24回とにかくやっていますので、24回開催するということは日程でもかなりの日数になるというふうに思っていますけれども、それらを通して説明会を開いて、大方の方は行ってもわからないからということなのか、あるいは町がやることだから心配ないだろうという思いを持たれたのか、初めから関心がなかったのか、いろいろそこに問題もあるかと思っておりますけれども、いろいろ町民の皆様それぞれの考えの中で、結果として出てくださる方が少なかった。そして、そういう中で、今回のこの計画に対して批判的な方が多かったということ、そして議会でもいろんな議論を呼んだということで、その後の説明会の後のいろいろな意見のすり合わせといいますか、それも何か平行線をたどってきてしまったというような中で、今回来ているのかなという感じもございましてけれども。

一応、町としてはそれなりに、もちろん不十分だからこういうことになっているわけですが、それなりに説明なり議論の場は持ってきたつもりだというふうには思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 住民投票を議会にかかりますよね、20日以内に町長はかけなきゃいけないというふうになっているわけですがけれども、先ほどの町長の言葉を重く受けとめて、議会でも住民投票、もしというか、賛成、反対決めるわけですがけれども、もし住民投票が行われて反対という声が多かった場合に、行政はどのようにするお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 議会にお諮りして、住民投票をやるのかやらないのかということが決まるわけですがけれども、そこは議会の皆様の判断がどう出るのか、今予断を持って物を言えないというふうに思っていますので、現在は、まだとりあえず、その中をちょっとまだ見ていないんです、実は。そういうこともございますので、拝見した上で考えていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 質問と違う答弁になりましたので、もし議会にかけられて、議会がもし住民投票をやるというふうになった場合に、住民投票を行って、その行った結果、反対意見が多かったら、それでも進めるつもりかどうかをお聞きしたんです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 必ずしも、その議会で住民投票をやろうと言ったからというものではないと思うんですが、それは、やっぱり今後の推移をもう少し見てみたいと思います。ですから、今のうちからこうしたい、ああしたいというものは今のところ全く考えていません。

○議長（板谷 信君） 町長にその答弁されちゃうと、議会受け入れにくくなっちゃう。

○10番（鈴木多津枝君） いや、いいと思いますよ、聞いておく必要があると思います、私

は。

町長は、この事業はとてもいい事業だと、今しかないというふうに、先ほど一生懸命答えておられましたよね。でも、住民の人たちは反対の声が強い。そういう中でも進めていきたいと思われているわけでしょう。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 推進する立場で、今までも来ましたし、現在もできることなら、今の有利にできる状況の中で進めていけるのが好ましいというふうには考えています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そうなると、住民投票どうなるかわかりませんが、住民の反対が多くても、議会が賛成なら進めても大丈夫というふうに判断される可能性が大きいような御答弁なんですよね。

じゃ、そうしたときに、町長は、これまでもうたくさんの議員の声や住民の皆さんの声、大丈夫か大丈夫かって、これでいいのかという声をたくさん聞いてこられたと思うんですけども、もちろん進めてほしいという声も町長のところには入っているのかもしれないけれども、私のところにも何人か入っています。そういう中で、必ず住民に喜ばれる事業になるという自信をお持ちかどうか、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今の過程で、住民が喜んでくださる施策であるのかどうかということも、もちろん進めていく上では大事でありますけれども、結果としてお役に立てる施設ということがより重要なことではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） やはり、そのところを町民の皆さんは心配しているんだと思うんですよ。本当に、町民に、暮らしに役立つ事業なのか、それだけ使った投資効果が果たしてあるのかどうか。いや、そうじゃないよ、整備したらちゃんと自分たちは町民の人たちに理解してもらえるように、本当あってよかったねって言えるようにする覚悟があるよと、その覚悟をお聞きしているんです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） ですから、そこが説明責任ということになってくるんだろうというふうに思いますけれども、そういう機会をとらえて、何とか御理解がいただけるようにしていければというふうには思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に自信があるというふうには受けとめられなくて、町民の方たちも本当に今後まだまだ心配が続くだろうというふうに、私は率直に感じました。それで、次の説明責任が足りなかったということで、これからどのような説明責任を果たしていられるのか、そのところを大いに待っていたいと。議会も、それをやっていかなければならな

いというふうに決意をしております。

次に、ブロードバンドではなくて、防災の件ですけれども、四万十市というところがあるんですけれども、ちょっと新聞でちらっと見たんですけれども、防災無線以外にも、市民に災害情報を伝えるために携帯電話に防災情報を送信するサービスを開始したという報道を読みました。近隣でも、何かあったような気がするんですけれども、このサービスだったら、やる気になれば希望する人たちに防災情報、いろいろな災害情報を送ることができるんじゃないでしょうか。このことについて、ちょっとお聞きしたいんですけれども。取り組んでみられる気があるかどうか、お聞きします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 防災情報というような御質問でございますけれども、ただいま町の職員でございますけれども、防災関係を担当している職員については、ライデンメールというようなメール送信がありまして、これはどこかでドクターヘリが出るとか、そういったときに情報が入ります。そのほか、あとはサイポスレーダーというような、これはパソコン、ホームページで見れますけれども、そちらの方で現在どういった警戒情報が出ているか、注意報情報が出ているかというようなものはごらんになれます。そういう情報が整備されております。

今後、町の方でどういうふうにとということでございますけれども、そういった手段があることはわかっておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ、検討していただきたいんです。検討するというお答えでしたので、今何か静岡市でもやっているよとかいう声も聞きましたし、この四万十市、新聞にわざわざ載るくらいだから、何か新しい進んだことがあるのかなとも思いますので、私も、調べる余裕がありませんでしたけれども、ぜひ、つてがあるでしょうから、行政同士の、調べていただきたいと思いますし、生かせるものなら、ぜひ。情報が正確に伝達されないとかパニックになってしまうわけですよ。今回、それがわかったわけですから、ぜひ正確な情報を出せるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、介護の3点目の問題ですけれども、22年度の決算で訪問看護の給付が2名出ていました、2名、実績が。どのような形で訪問看護を行っているのか、お医者さんによる訪問なのか、看護師さんの訪問なのか。当町には訪問看護の体制があるのかないのか、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） その細かい内容については、ちょっと把握してないんですけれども、訪問看護で出ているということでしょうか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○福祉課長（西村 一君） これにつきましては、先生の方で、それについて伺った場合、あ

ると思うんですけれども、お医者さんがやっている……。

○10番（鈴木多津枝君） 往診ではなくて……。

○福祉課長（西村 一君） 介護保険の事業……、訪問かな。すみません。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 訪問看護事業ですね、介護保険の中でサービスを受けられている例があるということだと思うんですけれども、訪問看護ステーションが、ここにはないんですけれども、町の方にはありますので、そういう土地へ行かれたときに訪問看護ステーションのサービスを受けられているということは想定にあると思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当町には訪問看護ステーションがないわけですので、やっていないという、当町では実施していないということですね。

先ほど、どなたかも訪問看護、24時間介護体制とか、訪問看護体制とか、必要だよというふうな質問もされていましたが、今度の計画策定の中で、こういうことも、もう始まっているようなんですけれども、検討されているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） この件につきまして、先ほど町長の方からもありましたけれども、介護と看護が一緒にできるような計画が、国の方で認められるような計画がありますので、その点についても含めて、今度の高齢者福祉介護保険部会の方で検討していただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに、国の方は介護保険制度の見直しで、安上がりという悪い言葉というか、嫌な言葉なんですけれども、目指して、介護と看護を、介護者でも看護ができるように幅を広げようとしていますし、当町では全くそういう訪問看護の制度もない中では、それでさえもありがたいというか、待たれているという状況だと思うんです。でも、やはりお医者さんとの連携というのは絶対必要だと思うんですよね。医師体制がなかなか不十分で不安定なうちの町で、やっぱりそここの意欲を持ってくださるお医者さんを、ぜひ連携をとっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それから、次にいきます。

梅島下の温泉のことですけれども、何か湯量が減っているという、先ほど町長のお話でした。前に、毎分、前回垂れ流している、私が言ったときには、毎分十数ℓ出ていますよという話だったんですけれども、また途端に1.4ℓということなんですけれども、これは正確な量なのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この数字は、本年2月に県中部保健所が、毎年行っているんですが、温泉実態調査ということで計測しまして、そのときの値でございます。泉温が12.7℃、

湧出量が毎分1.410 ということで、結果が出ております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それでも、1日に200ポリタンクに70本ぐらいはあるんじゃないかと思うんです。そうすると、濃度は濃いというのを前から聞いているんですよね、そのままでは入れないよと。10倍ぐらいに薄めて使わないといけないよというふうに日本温泉協会の偉い先生に言われたことを、頭から離れないんですけれども、甘露寺先生のお話が頭から離れないんですけれども、やっぱり先ほど湯量の面で心配だから活用もちょっとちゅうちょしているような感じだったんですけれども、答弁だったんですけれども、やはりぜひ旧本川根といたしますか、余り使いたくないんですけれども、北部の方では創造と生きがいの湯も、一時はわずかな泉量でも、湯量でも温泉つくりましたし、その後千頭温泉を掘って、引いて、今の、いろいろありましたけれども今の湯量になっていると思うんですよね。そういう中で、やはり南部の方にもせつかくある源泉を生かすことは、やっぱり精いっぱい真剣に考えていただきたいんです。それで、地元の人たちと話し合いをしますという、相談しますという、ワークショップですか、という、前に答弁があったんですけれども、その状況はどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 梅高の河川敷の利活用についてのワークショップでございますけれども、現在島田土木事務所川根支所中心となって行っておりまして、今現在2回ほど実施をいたしました。その中で、温泉の利活用ということで、この場で温泉の利活用ということで前面に出てしまっておりますけれども、温泉の利活用も含めた計画をつくるということで進めておりまして、今2回のワークショップにおいては具体的な意見等は出ておりませんが、今後出てくるものということで考えております。今のところ具体的な話には進んでおりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今現在、茶茗館がシルバー人材センターの事務所みたいになっているんですね。私は、これは本来の使い方ではないだろうと思うんです。シルバーの皆さんに茶茗館の管理運営を委託して、シルバーの持っている力を生かしてシルバーのものづくりの力、それから庭園、樹木の摘採などの、そういう力を生かしてもらったらどうだという提案はしたことあるんですけれども、あそこをシルバーの管理事務所になどとは、私は、夢にも思っていませんでした。実態としては、シルバーさん頑張っているんでしょうけれども、事務所も無償提供しているけれども、庭園管理もまた別に管理運営の委託料以外にもお支払いをしている。そういう状況がありますし、私は、シルバーさんには、例えば創造と生きがいの湯のような、小長井でやっている、ああいう、そこにシルバーさんの事務所がありますよね。それでシルバーさんが管理をしているという状況にありますけれども、そう

いうことも考えて、茶茗館の方は茶茗館でまた若い人たちが何かあそこで活用する、活動をやりたいよというふうなこともちらっと聞きましたし、もう少し町の施設、そういうものを効果的に使うことも含めてぜひ考えてほしいんですけれども、よろしくお願ひします。答弁を。

○議長（板谷 信君） だれか。当たりさわりのないところで、はい。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 1点、先ほどの、この前の訪問看護ステーションのところで少し。

訪問看護ステーションについては、1つの事業者が少し検討したいというような意向があるやよしやに聞いておるんですけれども、そういうところは今後の高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画の中で、3カ年の計画の中ということもありますので、そういう意向とか、そういうものはお伺ひしていきたいなと思います。

最後のところでですけども、茶茗館の云々というものは、茶茗館は6施設の中の運営というふうなことで御検討も現在いただいておりますけれども、このところと梅島下の源泉の活用というものは、やはりそれはそれとして考えていかなければいけないことであって、現在地元のワークショップの方々というんですかね、検討もいただいておりますので、何にしろ地元の御意向も尊重していかなければいけないことでもありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 地元の意向、ワークショップというのが本当に主になって出てくるわけですけども、地元の方たちは、例えば梅島下の温泉活用について前向きなんでしょうか。それとも、以前は前向きだというのを聞いたんですよ。それで、要望も町に出ていた。でも、それと足湯をつくってほしいという声も、以前1年前にはいろいろ寄せられました。でも、それ以降、余り私のところに、私の動きも鈍いんだと思うんですけども、声が届かないんですけども、そのワークショップの中での話し合いで、温泉についての要望というのはどのような要望が出ているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 先ほども申し上げましたけれども、ワークショップ、現在2回ほど開催をさせていただいております。その中では、温泉を具体的にどうしようとか、こういう施設にしようとか、そういった具体的な案は、2回のワークショップの中では出ておりませんので、今はこうだという回答はできませんが、今後梅島下のグラウンド、河川敷、総合的利用法について検討していく中で、温泉の施設についても検討していくことができるのではないかなと、そういうふう考えております。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） それでは、あの、今梅島下の温泉ということで、ワークショップのことなんですけど、私たちの企画課ですか、の担当職員もそこに参加をさせていただきました。

て、今話し合いに入っております。温泉につきましては、まだワークショップ自体が広場の方の整備というのですか、そちらの方の話し合いを中心にとということで、まだ温泉の方まではいってないということですが、我々としましても、足湯というのですか、今藤枝の駅前だとか、静岡にあるというようなことも聞いております。また、そこら辺の状況も視察しながら、こちらの提案というのですか、利活用部分についての提案をさせていただいて話し合いに入っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 鈴木議員の一般質問はここまでにしたいと思えます。あと1人ですので、頑張っていきたいと思えます。

8番、中澤智義君の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 8番、中澤です。私が、最後の質問者となりました。

既に、情報通信事業につきましては9人の同僚議員が、それぞれの立場から、また角度から質問を行いました。私の質問が重複したり、ぶれたりいたしますが、どうかあしからずお答え願いたいと思えます。

行政は、一昨年より川根本町情報通信格差の解消のため、町の総合計画にのっとり情報通信基盤整備計画を発表し、取り組んできました。ブロードバンドインターネットサービスは、電気事業、電話事業同様、国民がどこに住んでいても、望めば受けられる住民の権利、サービスです。こうしたことから、3点、行政当局の認識を伺います。

1、この事業に国・県の補助金がありますが、その目的と趣旨について。

2、国・県の補助金制度に期限はあるか。また、全国でこの事業の実績状況と県内の実績状況を伺います。

3、民間通信事業者N T Tとの競合でございます。

この3点について、お考え、状況等を賜り、一問一答で行いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤議員の一般質問に対し、町長の答弁をお願いします。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中澤議員の御質問にお答えいたします。

補助制度の目的と期限についてということでございますけれども、平成23年度から、国の財政支援として、新たに情報通信利用環境整備推進交付金、光の道推進交付金が創設されました。この交付金の目的は、光の道構想の実現にあります。平成22年5月に策定された国のI T戦略本部による新たな情報通信技術戦略は、新たな国民主権の社会を確立するための情報通信分野における重点戦略を絞り込んだ戦略であり、その中に、2015年ごろを目途にすべての世帯にブロードバンドサービスの利用を実現する、光の道の完成により、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現することが記載されています。

国の示す方向性として、光の道構想の実現により、情報通信格差の是正だけでなく、日本

の全地域でブロードバンドサービスを利用することによって、日本全体で新たな経済成長を進めていこうとする国家戦略として位置づけられているのです。こうした国家戦略を実行するための手段として、光の道推進交付金があります。この財政支援を受け、光の道による超高速ブロードバンドを整備し、公共アプリケーションの導入を進めることが、国が示す方向性と一致すると確信しています。

また、補助金には、それぞれ補助対象の基準があり、その基準を満たすことが事業の目的を達成させる条件になります。今回の交付金では、公共分野における利活用を前提とした下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備であることが条件とされています。町では、国の補助制度を利用するためにも、この基準を満たす整備事業の計画を進めていきたいと考えています。そのことが、国が目指す方向に沿って、自治体としてとるべき方向性であると考えます。

この国の財政支援の期間は2015年までの5年間と聞いています。ただし、この補助制度の決定後に、東日本大震災が発生したこともあり、そうした事情を考えれば、当初計画していたとおりの期間中、継続されるのかどうか定かではありません。このため、予算措置される期間内に採択されるよう最大限の努力をすることが必要だと考えています。

また、静岡県は光ファイバー網整備推進事業を推進し、光ファイバー網によるブロードバンドサービスが利用できる環境の早期整備を図ることを目的とした補助制度を実施しています。この補助制度については、県関係者とのヒアリングでは、来年度、平成24年度が最終年度となる見込みであると聞いています。このため、県内の各市町からの要望が既に複数件届いているという情報を聞いています。

続きまして、静岡県光ファイバ網整備推進事業の平成20年度以降の実績を説明します。

平成20年度には湖西市、島田市の2地域、平成21年度には湖西市、伊豆の国市、富士宮市、浜松市の4地域、平成22年度の実績はありませんが、本年度は掛川市、伊豆の国市の2地域が事業を実施しています。いずれの地域も市内の一部地域であることと、複数年度にまたがる事業ですので、重複していることは御理解いただきたいと思います。

また、全国での整備実績につきましては、各総合通信局から発表されている資料をもとに、担当課でまとめた内容を御説明します。

平成21年度の1年間に279施設への実績がありました。主な地域としましては、北海道の65施設、東北の58施設、関東の46施設、四国の43施設、九州の31施設などです。これらは国の補助事業の採択を受けた地域数であり、合併特例債、過疎債などの起債だけを利用して整備された地域はこの中に含まれていません。このように、現時点においても、日本全国各地で光ファイバー網の整備は進められています。決して時代遅れの方式ではないと思っています。光ファイバー網を主体とした超高速ブロードバンド環境の整備は、国が進めている施策であり、その設備を利用して国全体の活力向上を図ることを目的としているものです。平成22年度は一時的に補助制度がありませんでしたが、先ほども説明したとおり、平成23年度か

ら5年間の予定で、公共アプリケーションの導入を前提とした光の道推進交付金の事業が創設されました。ぜひとも、この事業に採択されるよう最大限の努力をしなければならないと考えています。

NTTへの賃貸については、IRU契約という形での対応となりますが、NTT仕様による整備が必要であり、現時点では難しいと考えています。さらに、売却については、国や県の補助金の活用を考えている現時点では、そのことを前提に整備するというものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 説明にもございましたが、国民はどこに住んでいようとも、果たさなければならない義務と責任があります。一方、国民はすべての行政から平等なサービスを受ける権利があります。川根本町のブロードバンド環境は、著しい格差があります。都市と川根本町、川根本町の中にも可能なところと劣るところ、さらに全く使用が不可能なところがあります。情報通信事業は、有線も無線も全国で民間通信事業者が事業を展開しております。しかし、民間通信会社は、経営が成り立たないところは進出してきません。このことは、先ほどから行政が説明をしておいででございます。川根本町は、採算の合わない、採算のとれない地域で、民間業者の進出はない地域であります。こうした地域は、全国に各地にあります。こうした格差を解消するために、国・県は、ブロードバンド環境整備を望むなら、自治体に補助金を出して整備をし、施設を確保し、その施設を利活用して都市部との格差、町内の格差の解消はもとより、施設の利活用により地域の活力向上に図れと、行政の説明のとおりに明快な国・県の方針を示しております。

そこで、伺います。

過去15、6年前になるかと思えます。携帯電話が普及し始めたとき、山間部のこの地方は携帯電話が利用できませんでした。そうしたことで、国は、こうした不平等があってはいけないということで、もし携帯電話の利用を望むなら、国が補助金を出して利用ができるように携帯電話の中継塔を立てて利用してもよいということで自治体に諮りました。当時はまだ合併前でしたので、本川根町は住民にアンケートを求めまして、1、絶対利用しない、利用しない人は1に丸、2、利用する、利用するか利用しないかわからない人、その人は2、こういうことでアンケートをとったそうです。そうしたら、2の方が多くて、町は国に補助金を申請し、桑野山の山頂に中継塔を立てたと、そして携帯電話の利用が可能になったと。

当然、中川根も同じようにアンケートをやったそうです。1、利用する人、2、利用しない人、3、わからない人、こういう形でやったそうです。そうしたら、2、3が多かったものですから、国に中継塔の補助金を申請しなかったと、こういうことです。携帯電話が可能になった本川根は便利でした。それを見て、中川根の人たちは、何でうちの方も入らんだと、そういうことで町に働きかけて、町はそうしたことで国に補助金の申請をしました。しかし、

残念なことに、この補助金制度は既に期限が切れておりまして、何でその補助金の対象となる期限に申請しなかったのかということで、国の補助金がもらえず、町の方で土地、そうしたものや民間会社に補助金を出して、そして塔を立てて携帯電話が使えるようになったと、こういう話があったそうです。

町長は本川根です。副町長は中川根町です。どうでしょうか、このことの話が、もし記憶がございましたら。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） アンケート云々、合併前のことでありますので、アンケート云々とその内容については、ちょっと、私、承知はしかねるんですけども、整備方針において補助金等の活用等、そういうことによって単独整備とか、そういうものはまさしく事実であったんではないかというふうには聞いております。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） アンケートをとった記憶は確かにあるんですけども、その設問の項目が今の中澤議員が御指摘のとおりであったのかどうかという記憶はありません。ただ、私としては、当時本川根町は長島ダム工事も進められておりましたし、それから国体を誘致していたというような背景もありましたので、そういうことも幾分作用しているのかなというふうには考えていますけれども、もしかしてそのアンケートによってそういう結果になったということであるなら、おもしろい分析だなと思って、今ちょっと聞かせていただきました。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 私も、確かな根拠があるわけではございませんが、そうした関係の人からこういう話を聞いたもんですから、ああ、なるほどおもしろいことだなと思っておりまして、今回のこの情報通信事業にちょっと似ているな、補助金の制度が切れたら大変だよというような思いがしましたので、お話ししてみました。

この情報通信事業ですが、先ほど全国の事業実施状況を伺いましたところ、22年度は補助制度がなくなったために22年度はないという話でしたが、20年度、21年度で全国で279ですか、国・県の補助金制度のもとに実施されたと回答がありました。ちょっと、どこどこ地区で幾つというようなことが話されましたが、私、ちょっとメモができなかったもんですから、もう一度そのところを言ってみてくれませんか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 県内の状況……。

○8番（中澤智義君） できたら両方。

○町長（佐藤公敏君） 両方ですか。

それでは、課長の方から答弁、お願いします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 県内の状況ですが、平成20年度には湖西市、島田市の2地域、そ

れから平成21年度、これは湖西市、伊豆の国市、富士宮市、浜松市の4地域でございます。平成22年度は実績がございません。それで、本年度ですか、本年度は掛川市、伊豆の国市の2地域が事業を実施しております。

全国の状況でございますが、21年度の1年間を見ても、北海道の65施設、東北の58施設、それから関東、これが46施設、四国が43施設、九州が31施設でございます。これは、国の補助事業の採択を受けた実績ということで御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） これには、ちょっと中部地区のやつが載ってないわけですが、何か中部のは出てなかったんでしょうか。

○議長（板谷 信君） わかりますか。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） ただいま中部地区の関係の数値がちょっと手元にありませんものですから、静岡県内ということの方で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 数字がわからないということなら結構でございます。ということは、町長も言っておりましたが、決して時代遅れのものではないと。特に住民投票の署名に歩いている人たちが、こんな時代遅れのもの全国どこでもやっているところはないとか、そんなことを言って署名を集めたというようなことは、私も、そういう署名した人からも聞きましたので、こういったことを聞いてみたわけです。

情報通信基盤整備光ファイバー施設は、施設をつくるときには一時お金がかかりますが、先ほど以来行政の説明や私たちの視察研修の結果、全戸引き込んでもインターネット加入利用者の料金で運営ができることが明白であります。さらに、全戸引き込んで各家庭のテレビにつなぎ、町の告知放送、あるいは学校、その他団体の告知連絡も可能となります。これは、私たち道志村にアンケートを求めまして一軒一軒歩いたときに、非常にテレビ電話そのものは不評でありましたが、告知については非常に便利だと、いいという好評を受けましたので、こうしたことで、ぜひできることならこうしたことを兼ねてやっていただけるとありがたいと思うわけでございます。そうすれば、回覧物の減少や通信費、消耗品費等の節約効果も十分出てくるのではないかと思います。

全戸引き込むとなると、これは電話に使えます。電話に使えるということは、わかればちょっとお伺いしますが、電話の回線使用料は月どのぐらいになっていますか、わかりましたら教えてください。

○議長（板谷 信君） 平均ぐらいということですね。

○8番（中澤智義君） 今現在、家庭に引かれている電話の回線使用料です。

○議長（板谷 信君） ありますか。

（「あると思います」の声あり）

○議長（板谷 信君） あるけんが、見つからんちゆうこと。

大体の数字、わかりませんか。あと、また調べ直すにしても……。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 現在、電話の使用料がちょっとつかめておりませんもんですから、また後でもよろしければお答えしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 答えられないようですけども、私の調べたところでは1,800円から2,000円です。

こういうことで、この川根本町の町民はN T Tに、この電話の回線料月2,000円としますと3,000戸で月に600万、1年に7,200万払っております。さらにA D S L、先ほど1,000とか言っていましたが、私は、800ぐらいと見ておりますけれども、A D S Lの使用料が3,000円から3,500円です。そうすると、これを800掛けますと240万、1年に2,880万、そうなります。当然、電話をかけますので通話料として、これはよその電話回線を使うということで、遠くなれば遠くなるほどいろんな電話回線を使うもんですから、そうした料金がかかってくるわけですが、それが1,000円から2,000円ぐらいかかっているじゃないかと思っておりますので、1軒1,000円と仮にいたしましても、3,000戸が1,000円払いますと1カ月に300万、1年に3,600万、N T Tに払っております。ほかにもサービス業なんかがあるわけですけども、これらを計算しますと7,200万、そして2,880万、そして3,600万、計算しますと1年に1億3,680万円、川根本町の町民はN T Tに払っているというわけです。こういう計算になりますが、ちょっと行政の方に確認します。私の言っていること、間違っていましたか。

○議長（板谷 信君） 前もって資料は持っていますか。

それじゃ、はい。資料はないみたいですね。続けてください。

○8番（中澤智義君） はい、続けます。

さらに、川根本町の町民は、皆さんも持っていらっしゃると思いますが、携帯電話を持っていると思います。携帯電話は大体戸数に対して田舎の方で1.3倍から1.4倍と言われます。そうところで見ますと、大体3,000戸ですので4,000台ぐらいの携帯電話を確実に持っていると思っております。この携帯電話の回線使用料は2,500円です。4,000台に2,500円を掛けますと、月に1,000万、通信業者に払っています。1年にして1億2,000万、さらにこの携帯電話は非常に寿命が短い。そして、先ほどだれか議員が言っておりましたけれども、非常に無線の技術革新が早いもんですから、皆さん3年に1回、4年には必ずかえていていると思っております。

町長、ちょっと伺いますが、町長は携帯電話を持ち始めて今まで何台目になりますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 比較的長く持つ方だと思いますけれども、4台目ぐらいですね。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 副町長は、何台。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私も、ちょっと長く持つ方ですので、4台目ぐらいかと思うですけども、今現在はスマートフォンですので、携帯は大体4台です。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 私も、もう3台目なんですけど、このように、3年か、早い人は3年、遅ければ5年ぐらいでかえていくということになりますと、4,000台ありますと、1年に1,000台はかえていくと、こういうことになります。そうすると、安くても2万円、あるいは高けりゃ5万円ぐらいするわけですけども、これらの経費を考えますと、携帯電話も2,000万、3,000万の更新、買い替え料がかかっているわけです。そうすると、これも、携帯も1年に1億5,000万ぐらい、川根本町の町民は払っております。こうしたことで、情報通信費に、川根本町は両方で2億7,000万、8,000万、3億に近いお金を払っております。

私の言いたいことは、この情報基盤整備事業、こうした料金を払っている今の中で、上手にこの中で使えるように、住民に負担がかからないように、そうした仕組み、手法を考えることが大切だと、私は思います。ということは、皆さん、わかると思いますけれども、電話にも使えるということですので、当然NTT、そうしたことを頭に入れるべきであります。

視察に行った道志村、そして九州の御船町。道志村は国の補助金をもらったわけじゃございませんので、横浜市の補助金でやりましたので、即施設をNTTに預けました。それで、あと維持管理はもう当然電話に利用しますので、回線使用料1,800円か2,000円払って、その中で維持していただく、インターネット使う人たちは何千円か、ちょっと記憶にありませんが、そうして維持しております。

御船町も、私たちが行政視察で質問をしたときには、今我が町の町長をはじめ、担当者の人たちもはっきり口に出しませんけど、国・県の補助金をもらうために初めからそういうことを口にするにはできないんです。だから、私たちが御船町で後の償却なんかを考えているかと言ったときは、行政の施設ですので、そういうものには償却は考えないと、表どおりの一辺倒のことを言いました。

私が、皆さん、センター施設を見たわけですけども、そうした中で最後に1人残りまして担当者とお話をしました。この施設は更新ときにはどうするだということを言ったら笑っていきまして、今は九州通信ネットワークとIRUの契約を結んでいるが、10年後には必ずNTTがこの施設を、手を挙げますよと。ですので、そうしたことで電話に利用してもらって、あとは全部維持管理をやってもらうだと、そう言って笑っていましたが、恐らく全国でこれだけのところがやっているんですから、私は、みんなそうした考えでやっていると思います。町が、当初の計画で大井川線の軌道を使うというようなことを表明しましたがけれども、それはNTTがあと得られるような施設ではございません。先ほど、だれかの質問にそうしたところを一部変更するというようなことを言っておりましたので、ああ、なるほど、そうしたところが行政も考えてきたんじゃないかなと、そう思ったわけですが、まだこのことは確実に私のところでわかっているわけではございませんので、ぜひ行政も議会も、また

町民もそうしたことを考えて、この事業を展開していくことが、私は、大事ではないかと思
います。

私の家でも、ADSLでやっております。皆さんも御存じのとおり、私は中国から妻と娘
を連れて来ました。それで、向こうの家族とインターネットをつなげて交流したいと。孫も
生まれましたので、孫の顔も見せたいと、テレビ電話みたいなもんですから、そうしたこと
でやります。ところが、両方がセットをしてもなかなかつながらない。5分、10分と待たな
きゃならん。そして、つながっても画面が薄い、そして中断する、こういう状況であります。
さらに、私の妻の妹がカナダにおりますので、カナダとインターネットを結ぼうとすると、
これは全然だめです。ちなみに、カナダと中国は良好につながります。ということは、ここ
はそういう地域なんです。ADSL、携帯ブロードバンド、衛星、いずれも力が弱くて、国
内なら何とかなるが、国外はつながらないのです。これじゃ、インターネットとは言えませ
ん。

町は、中学生を毎年カナダへ英語研修に送っています。ホストファミリーと交流したくて
も、そのとき一時きりで、インターネットがつかないということはあとの交流ができな
いわけです。さらに、川根高校でも上海の高校と交換授業をやっております。私も、妻が中
国ですので、お手伝いにといいて頼まれて行くわけですがけれども、そうしたことで良好につ
ながらない中国です。子供たちはどう思いますか。

昨年、本町が浙江省の竜泉市と友好関係を結びたいということで、私たちが訪問いたしま
した。市長が、その中で、川根本町のことはインターネットで調べていますと、こういうこ
とを言ったもんですから、通訳を通じて良好にインターネットができますかと質問したら笑
っていました。私は、これは良好につながってないかと判断したわけですがけれども、そうし
たいろいろな事業の、本町の事業に何か整合性がないというか、そういったことがあります。

こうしたことを考えたとき、やはり都市部と変わりないような光ファイバーを引いて、そ
して次の世代、子供たちあるいは若者、その他の人たちが肩身の狭い思いをしないような、
そうしたことが大切じゃないかと、こう思いますが、行政の方々はいかがでしょうか、御意
見をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、中澤議員から、NTTの関係ではもう少し大きな視点から物を考
えてみるというような御指摘をいただきました。それから、中国の事例をとられて、国際戦
略といいますか、国際的な展開も考えていくべきだというようなお話だろうと思いきり
けれども、光の道、新たな情報通信技術戦略ですか、政府で掲げているその中にも3つの柱とし
て、先ほど申し上げましたように、国民本位の電子行政と、それから地域のきずなを重視し
ろということと、もう一つは新市場の創出と国際展開ということがうたわれているわけであ
りますが、せっかく整備するものだとするなら、大きな視点で物を考えていく必要があるん
だなということを、お話から実感させられました。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） この情報通信事業に反対する町民が、よく言っております。こんな数十億のお金を使ってやるより、もっと地場産業、あるいは景気活性化のために使えないのかというようなことを言いますが、こうした補助金というのはこうしたことに振り替えられることができるのかどうか、ひとつ説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 補助金に、国及び県がございまして、これは情報通信基盤の整備事業補助金といって、これに充当する補助金でございまして。ほかの事業等には使えないということでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 都市部の人たちは、職場や家庭ではすべてインターネットを使って、屋外ではスマートフォンやiPod、こうした無線を使ってブロードバンド環境を享受しております。川根本町も、財源的なこともございますので、この機会に光ファイバーによる快適なブロードバンドインターネット環境を整備し、確保して、その上で屋外でも使える無線導入にも各自必要性があれば個人個人で導入すればいいことであって、そうしてブロードバンド施設、環境を整えるべきと、私はこう考えます。

このことによって、都市部と川根本町、そして川根本町の中の情報格差、こうしたものが一度に解決できますので、そうしたことをまず進めて、そして若者、子供たち、私たちは高齢者でございますので、やがてこの人たちに支えてもらわなければならないのですから、その方々がここに定住していただけるような環境をつくり、そして企業の誘致、あるいは都市部の人たちの人の交流、あるいはその人たちを誘致する、そうしたことを進めていくことが、この土地の過疎化あるいは高齢化を防ぐことが大切ではないかと、こう考えます。

国・県が格差をなくし、そしてこのことにより地方の活力を生めという政策を打っているわけですので、そうしたときにやらないと、また最初に話した携帯電話の中継等のような轍を踏むようなことになると。後からでは自前でやらなきゃならん、自前でできる事業じゃございませんので、これは、そうしたことになる、私は思うわけですが、この点について、町長、強い意思を持って臨む、その決意を最後に聞きまして、私の質問を終わります。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） これは、ある程度情報通信基盤に詳しい方からお聞きしたんですが、いわゆる主食のお米に当たるのは光だと、そしてそのおやつとして使うのが、いわゆる移動系のものだろうというようなお話を伺っております。まさに、そういうお話を今中澤議員されたんだというふうに思っています。

確かに、今回、先ほど来申し上げておりますように、この補助金の関係、最終があるわけですし、殊に大事なものは合併特例債、これが26年度で、先ほどこれがもう少し被災地以外で

もというようなお話もございましたけれども、現在聞いている話では26年度ということでございますので、それを考えると、これを逃す手はないなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） はい、いいですね。

これで中澤君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は6時40分にしたいと思います。

休憩 午後 6時26分

再開 午後 6時39分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第2 認定第1号 平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第9 認定第8号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中田隆幸

君。4番、中田君。

○決算特別委員長（中田隆幸君） それでは、平成22年度川根本町会計決算特別委員会の委員長報告をただいまからさせていただきます。

それでは、本定例会において、平成22年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77号の規定により、審査の結果と経過について報告します。

9月6日、本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領等について協議を行い、その後財政の総括説明を受けました。

審査は、9月7日、8日、9日、12日、13日と5日間にわたり実施をしました。7日から、平成22年度一般会計及び特別会計7件の決算審査について、それぞれの所管課長、局長、室長等の説明を受け、審議を行ってきました。また、14日には現地視察を実施し、林道寸又口橋橋梁改良工事、桑野山団地（特公賃住宅工事3件、町営住宅桑野山団地3件）、小規模多機能介護ホームまつおか本川根、町道小長井田代線舗装工事、林道富沢線の崩落現場を視察してきました。視察終了後、午後1時30分から認定第1号から認定第8号までの委員会採決を行いました。

採決の結果は、次のとおり決定しましたので報告します。

認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第3号、平成22年度川根本町老人保健事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第4号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望等につきましては全体を報告すべきではありますが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

9月7日、建設課、9時から12時8分。行政出席者、町長、大石建設課長、梶山建設管理室長。

1 款 1 項 7 目農地費、13 節不用額が目立つが、委託料、工事請負、原材料費、公有財産購入費が全額だったり半額以上だったりするところを説明してほしいとの質問があった。

委託料は、農道排水の管理委託料で、工事請負金額は箇所づけなしで予算を組んだが、支出なしとの説明があった。

公有財産購入費は、財務事務所からの無償で提出があったとの説明があった。訂正します、6 款でございます。

6 款 1 項 8 目農業農村整備事業費、19 節負担率割合と工事状況について質問があり、奥大井、中北部は同じ割合で、奥大井はあと 2 年、中北部は 1 年だが、予算がつきにくくなっているとの説明があった。

6 款 2 項 8 目美しい森林づくり基盤整備交付金事業、15 節林道寸又線について質問があり、寸又口橋改修、法面改修工事の 4 カ所との説明があった。なお、現在は通行できるかとの質問があり、路肩決壊があり現在通行どめとしているとの説明があった。

8 款 2 項 2 目道路新設改良費、19 節区の事業補助金が 33 万 5,000 円と低いことについて質問があり、区道事業補助金を 100 万円計上したが、実績は 3 件で、原材料支給であり、主に生コンクリート代であると説明があった。

8 款 4 項 1 目町営住宅等管理費、15 節若住建設はある程度の目的を達成したと思うが、今後の計画についての質問に、平成 23 年度で町営住宅の長寿命化計画を作成し、その中に盛り込んでいかなければならないと思っているとの説明があった。

簡易水道特別会計、11 時 7 分より 12 時 3 分まで。

1 款 1 項 1 目一般管理費、19 節技術者講習会負担金がないことについて質問があり、この年は申し込みが殺到して定員がいっぱいであり、講習会に出られなかったとの説明があった。また、23 年度は早目に申し込んだとの説明があった。

1 款 1 項 2 目水道維持管理費、13 節水道維持管理費の委託料に不用が多いとの質問があり、水質検査の入札差金で、近年検査料金が下がっているとの回答があった。

歳入。

2 款 2 項 1 目水道手数料、収入未済額について質問があり、収納率 99.4%、水道の滞納は毎年同じ方で、過年度分が減らないのが現状であるとの説明があった。不納欠損は死亡の方で、納税と違い使用料に時効はないので、悪質な方には給水停止も行いたいとの回答があった。

福祉課、13 時から 14 時 46 分。行政出席者、西村福祉課長、森下福祉室長、風間長寿介護室長。

歳出。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、11 節慰霊祭の消耗費と主催者について質問があり、消耗品は追悼式典の供物、主催者は町であるとの回答があった。

3 款 1 項 3 目老人福祉費、8 節敬老会の記念品代が少ないとの質問があり、88 歳の米寿記

念品と2,000円の商品券が記念品代で、76歳以上の方は補助金であるとの説明があった。敬老会の年齢を上げていくのは何歳までかとの質問があり、80までとの回答があった。

3款2項1目児童福祉総務費、19節駿遠学園の負担金1,366万円の内訳についての質問があり、負担金は子供の数でなく人口割と均等割で、平成22年度末現在は3名であるとの説明があった。

介護保険事業特別会計、14時1分から14時46分。

2款2項1目介護予防サービス等諸費、19節地域密着型介護予防サービス費の増額についての質問があり、22年度に小規模多機能施設まつおかが本川根にできたため、その費用が増えたとの説明があった。

5款2項1目包括的支援事業及び任意事業費、返還金は利用がないためかとの質問があり、申請すると大体その金額でもらえるが、国・県に予算が少ないと少なくなるとの説明があった。

9月8日、生涯学習課、9時から11時25分。出席者は町長、藤森生涯学習課長、平松主幹、岩田係長、澤口係長、小長谷係長。

歳出。

10款4項1目社会教育総務費、14節中学生の海外英語研修授業委託料について、引率者が4名から3名になったのはなぜかとの質問があり、例年ならば2名ですが、インフルエンザで中止になった21年度分の繰越金をあわせて4名で計上し、両中学校との協議を行い、3名でお願いしたという説明があった。

13節カモシカの食害対策について、産業課と連携してやってほしいという意見があり、特別天然記念物であり、産業課と連携を密にして行っているとの説明があった。

10款5項1目保健体育総務費、13節体育協会の補助金には人件費は含まれているかとの質問があり、運営費の中の人件費は含まれていない。なお、事業費の中で人件費が含まれているとの説明があった。

10款5項3目体育施設費、13節町営グラウンド管理で年間予定をお願いできないかとの要望があり、現在シルバー人材センターとの委託契約の中でお願いしているが、今後大きな大会等は年間の計画の中に入れていきたいとの回答があった。

教育総務課、13時から14時40分。行政出席者、副町長、中澤教育総務課長。

10款1項4目通学バス運営費、壱町河内線の状況について質問があり、22年度は運行している。23年度は、やませみ号での通学となっているとの説明があった。また、帰りは町営バスやスクールバスで下校しているとの説明があった。

10款3項1目中学校管理費、7節賃金には社会保険も入っているかとの質問があり、中学校支援員の社会保険料は当初の雇用契約の中で1日6時間以内週30時間以内で、実績で13万8,000円となり、扶養を超える金額になったとの説明があった。今年度は、実績を踏まえて社会保険料を計上しているとの説明があった。

10款5項4目学校給食施設費、7節調理人の配送賃金について質問があり、賃金は重量物運搬業務で町条例規定で支給しているとの説明があった。

14節賄材料費について、負担金より低いのはなぜかとの質問があり、職員分と滞納分とが入っているためとの回答があった。また、賄材料費が給食徴収額より上だが、材料を渋るようにとられやすいので注意してほしいとの要望があった。

学校別の残食量について質問があり、残食量は毎日調べている。最近は残食が少ない傾向にある。食育指導が徐々に上がっているとの回答があった。

9月9日、企画課、9時より10時27分。行政出席者、羽倉企画課長、安竹環境室長、山田広報情報室長、菌田まちづくり室長。

2款2項5目環境企画費、8節報償費が不用になった理由について、21年度末に環境基本計画が策定されたため、達成状況のチェック・提言は23年度から行った方がよいと判断したため、22年度は実施しなかった。23年度は、11名の公募があり実施するとの回答があった。

19節関係で中部電力清水化バイパスについての質問があり、8月4日に国土交通省から認可があり、8月26日より仮設道路の補強工事が行われ、10月11日に安全祈願祭が行われ、約2年間の工事となる。施工業者は大林組と伺っているとの説明があった。

2款2項2目広報公聴費、13節ホームページの広告料金と期間について質問があり、1カ月5,000円で17カ月、参考に静岡・浜松市は1万円以上で、近隣市町は5,000円です。利用できる枠として10件との回答があった。

2款2項3目まちづくり事業費、19節癒しの里づくり事業補助金について、決算に上がったものは何件かとの質問に、22年度は6地区で、23年度も事業展開している地区もある。よい事業だと思うので、今後も継続をお願いしていくとの回答があった。

出納室、10時45分から10時55分。行政出席者、鈴木出納室長。

2款1項4目会計管理費、資金管理運営委員会が22年度は開かれていないことについて質問があり、去年は開かれていないが、今年度は満期になる債権があるので開催を計画しているとの回答があった。

委員構成について質問があり、議員から2名、監査委員1名、銀行OBなど有識者の方2名の5名であるとの回答があった。

議会事務局、11時から11時25分。行政出席者は大村事務局長。

1款1項1目議会費、議員共済費について質問があり、23年6月より廃止となり、事後の年金は総務省からの通達で処理をすることになるとの説明があった。

総務課、13時から15時。行政出席者、町長、副町長、柴田総務課長、前田行政室長、大村地域支援室長、大村財政室長。

歳出。

2款1項1目一般管理費、1節報酬審議会を開催しているが、報酬が支出されていないことについての質問があり、審議会は開いたが、議長、副議長なので報酬を出さなかったとの

説明があった。

2款1項12目諸費、19節防犯灯のLED化で電力が安くなるかとの質問に、LEDにすると基本料金、電気料も安くなると説明があった。

2款2項4目コミュニティー施設管理費、集会工事負担金の違いについて質問があり、補助金で150万円以上は3分の2、10万円から150万円未満は2分の1であるとの説明があった。

9款1項2目非常備消防費、非常時災害出動手当が増えていることについて質問があり、緊急出動があったためとの説明があった。

9月12日、商工観光課、9時から11時50分。行政出席者、副町長、筒井商工観光課長、北原商工交流室長、大村観光室長、向島係長。

歳出。

2款2項4目ダム水源地域振興費、7節長島ダムふれあい館について、臨時雇用賃金と社会保険の説明を求めた。職員は1名で、3名はアルバイトであるとの回答があった。

12節ニュー久保山建物保険料について質問があり、保険料と借地代で、借地代を拒否しているので供託金として裁判所に納めているとの回答があった。

19節大井川長島ダム流域連携協議会の事業内容について質問があり、ダム周辺整備、芝桜の植栽やトイレの管理であると回答があった。

7款1項2目商工業振興費、19節住宅リフォーム推進事業補助金についての質問があり、3回の補正をお願いして総額1,200万円の事業費となった。経済効果は、聞き取り調査を建設業者に行い、改築に踏み切るきっかけとなり好評で、事業費以上の効果があったとの回答があった。

7款1項3目観光費、19節委託料で観光ガイド養成事業を行っているが、何名養成できたのかとの質問があり、緊急雇用で中国人1名、日本人2名の3名であるとの回答があった。

7款1項5目茶茗館等運営費、13節庭園管理の金額が高いことについて（文化会館の庭園管理の10倍）説明を求めた。行革からも施設のあり方について指摘を受けている。茶茗館のあり方は、地場産業の振興という考えで行っている。今後、プロジェクトチームと考ええていきたいとの説明があった。

温泉事業特別会計、11時50分から12時12分。

梅島下の温泉は特別会計に入っているかの質問があり、健康関係施設の位置づけであり、観光施設には入れてないので温泉事業特別会計には入っていないとの説明があった。

入湯税は一般会計に入るのかとの質問があり、一般財源に入る。税の規定では温泉を利用する方と宿泊する方で、そのような方々に対しての税で、事業に対するものではないとの説明があった。

産業課、13時3分から14時13分。行政出席者、副町長、澤本産業課長、長嶋農業室長、鈴木林業室長。

歳出。

6款1項4目地域農政総合推進事業費、19節多面的機能を持つ農地推進確保対策事業費補助について質問があり、営農定着27a 1人、再生利用51.5a 4人、土地改良71.9a 3人、茶園再生植栽20.66a 1人、お茶の利便性向上作業路32m、1人が耕作放棄地、再生利用緊急対策交付金との説明があった。

6款1項5目茶業推進対策費、19節負担金補助及び交付金の不用額が多いことについて説明を求めた。凍霜害農家肥料農薬代支援補助金が7団体に対する不用額、凍霜害農家肥料農薬代支援助成金5個人に対する不用額、特産物振興事業補助金の不用額であるとの説明があった。

8節報償費について説明を求めた。茶業者大会が東日本大震災で闘茶会も行えなかったとの説明があった。

6款2項3目造林費、13節委託料が全額不用であったことについて質問があり、作業道の補修作業委託料を使わなかったためと説明があった。重機借り上げで作業を行ったためとの説明があった。

税務課、行政出席者、副町長、渡邊課長、鳥本室長、植原室長。

歳入。

1款町税、不納欠損について説明を求めた。

不納欠損の金額は230万8,071円、理由は、生活保護2件、相続放棄2件、居所不明2件、執行停止11件である。生活保護と生活困窮、収入見込みなし、本人死亡、所在不明、執行停止により3年経過後の様子を見て、それを徴収することについて生活困窮になるということで、その世帯を入れているとの説明があった。

入湯税の収納率が低いことについて質問があり、22年度は率が低く、現年度は97%で、ある程度改善していると考えているが、過年度分の収納が3%で、未納分が多くなっているとの説明があった。

入湯税は預かり税なので、営業をやめたのかどうかとの質問があり、1軒廃業したが、過年度分、現年度分を分納していただいているとの説明があった。

歳出。

2款3項徴税費、滞納整備機構への予告通知人数について質問があり、予告通知は17件、移管件数は5件で779万2,000円であるとの説明があった。

9月13日、生活健康課、9時から10時20分。行政出席者、町長、副町長、栗原生活健康課長、伊藤健康室長、宮崎町民室長、山下住民生活室長、和田係長、小澤主査。

3款1項5目国民年金事務費、国民年金事務は社会保険庁が事務を行っているが、町では何を行っているかとの質問があり、異動事務、社会保険加入、脱退等であるとの説明があった。

4款1項5目診療所管理費、特別会計との区分について質問があり、基本的には施設の管理に基づく経費、また機器類等は別で、会計上、運営に関するものは特会との回答があった。

4款1項6目環境衛生費、13節水質検査委託料が当初予算になかったことについて、地名地区の大井川でアユが大量に死んでいたので水質検査をした。異常はなく、冷水病との説明があった。

国民健康保険事業、11時15分から12時38分。

歳出。

1款2項2目納税奨励費、12節奨励金について質問があり、納税通知等の郵送料などの通信運搬費、各金融機関への口座振替手数料との説明があった。

老人保健事業、13時から13時6分。

質問なし。

後期高齢者医療事業、13時6分から13時45分。

歳出。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節補正予算で300万円組んだが、1,014万円の不用額が出ていることについて説明を求めた。後期高齢者医療保険負担金は、カックに現年を出してある。被扶養者保険の被扶養者の均等割軽減がなくなる見込みであったが、社会保険からの後期高齢者に移ったときに、その負担を軽減する措置が継続されたためと回答があった。

不納欠損について説明を求めた。不納欠損3万1,900円は2名分である。家族が相続放棄したものと、居所不明のため職権削除した分であるとの説明があった。

いやしの里診療所事業、10時5分から10時20分。

歳出。

1款1項1目一般管理費、1節報酬を平成22年12月31日まで支払っているが、1月に報酬を出したことについての質問があった。話し合いの中で、竹内先生が有給休暇をいただいているので、その分をいただきたいということと、23年1月まで居住し、診療所の文書整理や引き継ぎ等の対応を行ったので、先生も3年6カ月お勤めしていただいた経緯の中で報酬を支払った。今後の医師との契約は、榛原医師会の立ち会いで対応して、このようなことがないようにするとの説明があった。

以上、抜粋して幾つかを報告しました。

終わりに、平成22年度の歳入は、地域活性化臨時交付金等の大きな収益がありました。歳出においては、繰越明許が多く見られた。庁舎の太陽光発電をはじめ、小・中学校への空調設備、美しい森林交付金事業等であったが、多くの事業ができたことは町のためによかったと思える。そんな中で、行政各課で経費削減も見られた。安定した行財政運営を感じましたが、今後訪れる少子高齢化が進む中で、自助努力を重ねてほしい。また、例年言われております資料館やまびこ、長島ダムふれあい館、茶茗館の処遇のあり方については大いに話し合い、検討をしていただきたい。

与えられた財源の中で、今後の政策動向を見ながら町財政の将来を見きわめて、国・県の

補助金及び町債等、有利な財源の確保に努力され、町民への行政サービスが低下することのないように対応をお願いするとともに、5日間の委員の要望等も加味して、今後の予算編成、執行に当たっていただきますようお願いいたします。

決算特別委員会の審査に当たり、各関係部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を執行することができたことを関係各課長及び係員に心より感謝を申し上げます。また、委員会の皆様には、活発な御意見、要望等を寄せられ、大変有意義な委員会ができましたことを改めて深く感謝し、平成22年度川根本町決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 御苦勞さまでした。

これで決算特別委員会委員長報告を終わります。

これから、日程第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

22年度一般会計決算認定に反対の立場から討論をいたします。

とは申しましても、毎回の予算、決算で述べておりますが、すべてに反対ではなく、住民の要望に合わせて3回も補正を組んで増額した住宅リフォームのように、町内の業者への経済効果が10倍以上と言われるものや、北部地域での路線バスの本格運行、デマンドおでかけタクシーの開始も利用者や住民の声を聞いて少しずつ改善されており、また子供の医療費補助の中学卒業まで全額無料化や各種予防接種や不妊治療、妊婦健診などの補助拡充だけでなく、子宮頸がんワクチン補助では、県下でも先進的で牽引的存在になっています。しかも、子供たちへ子宮頸がんワクチンの説明講座を持つなど、命を守るという町長の公約が前進したのとして大いに評価できるものも少なくなく、そのほかでも、農業者、商工業者支援、高齢者、子育て支援、教育、医療、福祉、し尿、ごみ、環境、消防、災害対策など、町民にとってなくてはならないものも少なくない中で、町職員の皆様の頑張りも加わって、安全で住みよいまちづくりが前進していることに心から感謝申し上げます。

それでも反対する理由は、住民から負託をいただいている議員として、どうしても指摘しなければならない負担増やサービス切り下げが続いているものや、住民合意が図られていない新たな支出などがあるためです。当初予算のときも、このことで私以外にも小藪議員が中国関連のお茶の市場開発に、条件つき事業になったとはいえ事業は残るとして反対し、原田議員は約4,900万円のブロードバンド整備計画詳細設計業務委託料に対し、16億6,000万円という膨大な投資が計画された事業で、当町が置かれている茶業や人口減少、福祉、教育環境への対応など山積している現状を認識すれば今の段階で計上すべきではない、住民や議会の

合意が得られた後に設計に入るべきとして反対され、ほかにも討論なしで反対の議員が出るなど、大変紛糾した予算でした。これらの反対によって、その後の予算執行にある程度ブレーキがかかりましたが、私が反対討論で指摘したその他の点ではほとんど改善されませんでした。

1点目は、一般職の退職にあわせて臨時職員に切り替え、待遇の切り下げや指定管理で町外企業へ委託し、低賃金、長時間労働など、雇用条件の引き下げを進める一方で、町民の中にやる気のあるグループを育てようとしていないことです。

2点目は、地区の集会所修繕や建物保険料負担を、合併のすり合わせで地区負担とし、新たな地区負担を押しつけたことを改めないことです。集会所は、地区住民の連携と活動の拠点であり、災害などが起きれば避難所としてなくてはならないもので、各地区で住民の皆さんが清掃をしたり早目早目に修繕箇所を点検したりと、とても大切に気をつけて使っているのに、観光施設など大半が修繕料や工事費など全額町が出し、小規模修繕でもわずかな負担しかいただいでなくて管理料まで出しているのに対し、集会所は修繕への地区負担だけでなく、建物保険料の地区負担も押しつけており、このような制度改悪は早急に見直すべきです。

3点目は、商工会館のトイレ改修補助では、4分の1を綱領改正もなしで2分の1に引き上げ、議会の批判でまた3分の1に下げるなど、要綱も無視した補正を上げてくるなどの議会軽視に対してです。

保育料や給食費も、議会の議決が要らない要綱で決められていますが、年々未納の方が増えているのを見ても、支払いが大変な若い親御さんが増えているのは明らかです。無料化や所得に対する軽減などを設けて子育て支援策としている自治体もあり、当町のように年30人程度しか生まれぬ町、所得が低い町では本気で取り組みを考えるとときではないでしょうか。

4点目は、政権交代の余波とも言える国のばらまきが繰り返される中、繰越金が6億円余にも上り、何回も補正で増額されましたが、少子高齢化が進み、消費が減り続け、商店が疲弊し、お茶も価格低迷に加えて凍霜害のダブルパンチを受け、業者からは仕事がないと悲鳴が上がり、苦しい生活を強いられている町民の最もやるべきことを、もっともっとやるべきことをやって元気ある町にしてほしいとの声が絶えない1年でした。しかし、町民の要望には耳がかされず、基金への積み増しや借入金の取りやめなど、行政主導の安易な処理が進められました。区の事業補助金が当初予算で100万円しか計上されなかったのに、33万5,000円しか使われていません。側溝のふたや石垣など、何回も要望してもなかなかやってくれないとか、金余りにするくらいなら、なぜもっと地区の要望にこたえてくれないのかと批判が上がっているのです。

5点目は、さゆり幼稚園の経常費補助金の限度額300万円も、やめるべきと主張しているのに廃止されていません。奨学金貸付金では、5人分60万円の予算に対し、2人分24万円しか実績がありませんでした。就職できるかもわからない昨今の状況では、返済に自信がなく

て借りられないとの声もあります。また、月1万円では小遣いが増えたぐらいにしかない、せめて寮やアパート代ぐらいあれば助かるのにといい声も聞きました。町の医者や職員など、人材確保に向けて返済無用の奨学金制度なども検討する必要があります。

若者住宅が建設された地名地区で、地名保育園を休園のままにしているのも納得できません。本気で子供を増やそうと考えているのかと、行政の子育て支援に対する本気度が疑われる矛盾した現状が一向に改められないことに対してです。

6点目は、予算にも上げていない支出がされても、指摘されない限り何の説明もなかったことです。特に、企画では、コミュニティー施設管理費での修繕料や、補助金で予算にない支出や流用が行われたり、まちづくり事業費での全国結婚研究会講座参加費や情報制作費での検討委員会委員報酬や費用弁償、食料費などなど、何の説明もないのはルール違反であり、議会軽視というべきものです。

決算資料では、生活健康課の母子保健費や教育総務費のように、とてもわかりやすく充実しているものもありましたが、決算書を書き写しただけのところも少なくない上に、委員会でも、それを読み上げるだけで、よほど前もって予算書や前年度の決算書、会議録、参考資料などを調べておかない限り適切な質疑もできないスピード審査が初日以来連日続いたことは、行政の姿勢だけでなく、議会自身の姿勢も問われるものです。委員会の請求で、最終日によろやく所得状況の推移が配られたのを見ても、営業所得、給与所得は年々減り続け、農業所得に至っては、5年前の4分の1に激減するなど、深刻なものでした。年金収入だけは増えていましたが、受給者の増加によるもので、1人当たりでは厚生年金をあわせた平均でも月8万7,000円で、若い人も高齢者も正規の公務員以外は大変な生活を強いられているのは明らかです。

その中で、すべての町民の公僕として働く行政職員にとって、課題は、いかに町民の暮らしを守るかであり、無駄な支出を見直して、町民が望むことを支援し、元気を出してもらえ、まちづくりを進めることが重要です。そこが感じられない町政に、町民は膨大な借金や負担を抱え込むブロードバンド事業へ町政への不信を重ねているのではないのでしょうか。毎年、恒例のように職員の海外研修が行われ、22年度も職員研修委託料134万円の中に職員を1人1週間欧州へ派遣した経費60万9,000円が含まれていました。海外まで行って何をどのように行政に反映し、町民に還元されるのか、疑問です。

最少の経費で最大の住民サービスを求められる行政職員がやるべきことでしょうか。町民の暮らしが本当に大変なときに、厳しさが感じられない安易な支出を無視できない当決算の認定には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） 認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

平成22年度は、歳入総額62億7,968万円、歳出総額58億3,109万円で、実質収支額は3億

6,622万円であります。当初予算では、51億8,500万円でありましたけれども、21年度からの繰越明許や国の経済対策により、昨年度に引き続き大きな決算となっております。

平成22年度は、当初予算の事業に加え、国の地域活性化交付金を活用した事業の実施による道路、町営住宅等の生活基盤、教育施設等の整備とともに、プレミアム商品券の発行、住宅リフォーム推進事業など、地域経済の活性化に資する事業ができたのではないかと考えております。また、子宮頸がんワクチン接種補助など、他自治体に先駆けた取り組み、住民の健康維持、予防対策に配慮された事業も実施されております。

4億円の財政調整基金の積み立てについては、平成23年以降の有効な活用を要望するところではありますが、決算につきましては予算に沿った事業完遂がされたと評価するものであり、賛成するものであります。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木君。まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成22年度国民健康保険事業特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、所得が不安定な自営業者や農家、年金暮らしの方など、ほかの医療保険に入れないすべての国民を対象にした国民皆保険制度で、国の責任で運営される社会保障制度です。それなのに、国は、全国の市町村国保が黒字になったのを理由に、かつて50%の国負担を38.5%にまで切り下げ、今では全国の市町村国保のほとんどが赤字で苦しみ、一般会計からの法定外繰り入れで保険料の値上げを抑えたり、国へ負担をもとへ戻すよう意見書上げる行政や議会が増えています。

また、多くの自治体で未納者が増え続け、当町でも、22年度末の収入未済額が3,420万円

にも上り、不納欠損処理も、昨年も220万円近くに上っています。また、窓口で10割払わなければお医者にもかかれぬ資格証明書が、当町でも既にひとり暮らしの方3人に発行されているのを聞きましたが、大変な問題です。行政は、払える収入があるのに払わない、納付相談にも応じない悪質な滞納者だと考えているのかもしれませんが、払わないのには何かそれなりの理由があるのではないのでしょうか。今は通院の状況にもないと言われますが、窓口で10割負担となれば、具合が悪くても我慢したり、突然具合が悪くても医者にも行けなくて、手遅れになる例が全国で後を絶たないというニュースが時々報道されます。命にかかわる制裁は、絶対にやるべきではありません。むしろ、国言いなりに町民を切り捨てるのではなく、生活相談など、血が通った温かい対応で根気強く取り組むべきです。

また、本来なら町の福祉事業である保健事業費へ国保税を使うべきではないと言いつつ、21年度は106万円だったのが、22年度は594万円に487万円も増えました。その中には、医療費抑制につながりかねない医療費通知の作成委託料にまで貴重な国保税を充てています。22年度は、辛うじて国保税は据え置かれましたが、入院でも入院費で件数も日数も減っているのに、費用額が2億4,400万円から2億6,000万円に増えているのを見ると、我慢しての重症化が心配されます。それなのに、23年度、加入者の税負担は限界との認識がない行政トップや議会の多数によって、一般会計からのその他の繰り入れは不公平だとか、このままでは数年で基金が底をつくなどとして国保税値上げが行われました。所得の1割近い、耐えがたい国保税の引き上げは、少ない収入で懸命にやりくりをしている町民に頭から水をかけるようなもので、ますます町を疲弊させるものです。

また、国が、国保の運営の深刻化を理由に進めている、住民や市町の議会から全く見えない広域化も問題です。小規模自治体のきめ細かな取り組みが生かされないだけでなく、県下一律の保険料負担は、所得水準が低い当町の加入者にとってますます耐えがたいものになり、受診抑制に拍車をかけるのは、後期高齢者医療制度を見るまでもなく明らかです。世界に誇れる国民皆保険の医療制度を守るためにも、広域化ではなく、国の負担をもとに戻すよう声を上げるとともに、高く払えない人への減免や軽減を強化して、足りない分は値上げではなく、一般会計から繰り入れることを強く訴えて、問題が多い当会計の決算認定の反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） それでは、認定第2号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険税については、当町は県下でも低い水準で運営されています。他の市町で行われている法定外繰り入れなどは行っていませんが、法定外の繰り入れを行っている他の市町村については、基金の保有残高が少ないという事情から行っているということであると考えています。なお、一般会計からの繰り入れは、繰り入れの基準に沿って保険税の軽減分に対するものや事務費等の繰り入れは行われています。

医療費が21年度と比較して増加傾向にある中で、国民健康保険会計については22年度は保険税率等も据え置かれており、不足する財源は被保険者の負担増を考慮し、現在保有する支払い準備基金を充てて被保険者が安心して医療にかかることができる運営がされておりますので、賛成の立場から討論を終わります。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算認定に反対の立場から討論いたします。

この制度は、平成20年4月より始まった高齢者だけの医療保険制度で、75歳以上の、いわゆる後期高齢者の全員と65歳から74歳の中で寝たきりなど一定の障害を持たれる前期高齢者を対象とするもので、都道府県を単位とする広域連合によって運営されています。現役世代の医療から高齢者だけを別枠に囲い込み、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ち込んだ世界に類を見ない冷たい親不孝の制度で、日本じゅうの高齢者が怒りのこぼしを上げ、廃止を公約した民主党に政権交代のチャンスの1つをもたらした、いわくつきの制度です。しかし、政権の座についた民主党は、廃止を4年後に先送りし、その間も2年ごとの保険料改定により値上げを抑える予算さえ計上しなかったため、22年度には第1回目の見直しが全国的に行われ、静岡県は均等割が3万6,000円から3万6,400円に、所得割が6.84%から7.11%に引き上げられました。

当町は、制度開始時に老人医療費が県平均より20%以上低かったため、県より低い保険料で始まりましたが、6年間で統一されるため、値上がり幅は大きく、均等割が3万2,370円から3万3,953円に、県の400円値上げに対して1,583円もの値上げになりました。所得割も6.16%から6.64%に、県の0.27%の値上げに対して、当町は2倍の0.48%に値上げとなる逆効果となってしまいました。広域連合という住民の顔も見えない、住民の声も届かない大きな組織では、当町のように住民一人一人に手厚くきめ細かな行政の保健福祉の取り組みや、医療機関も不便で所得水準も低いことや、高齢者自身の努力の結果、低い医療費が保たれてきたことなどが何も反映されないことが明らかになりました。

2カ月に一度の年金支給額が、3万円以上あれば有無を言わず保険料を天引きすることも改めるべきです。22年度の年金天引きによる特別徴収保険料が、21年度の5,326万円から500万円増の5,822万円に増え、1,851人分で1人平均2,700円の値上げになりました。当然のことながら、1回の滞納も許されないで、100%の徴収率で収納される特別徴収の方々です。年金が月額1万5,000円以下の高齢者など、自分で納付する普通徴収は247人で、調定額2,089万円から1,844万円に244万円も下がっていますが、決して保険料負担額が下がったためではなくて、対象者数の減だと思います。

納付額は437万円増えて1億306万円になり、一般会計でも広域連合負担金が1億628万円支出され、国保会計からも前年度より660万円ほど減りましたが、1億388万円の支援金が納付され、あわせて当町は3億1,322万円を納付していますが、追加で配付された資料では、3億1,852万円の納付額は対象者の減だと思いますが、1年以上の未納者が10人分で40万3,900円に増え、不納欠損も2人分で3万1,900円出るなど、支払い困難な高齢者の生活状況が推測できます。

当会計は、広域連合で決められた保険料を集めて広域連合へ納めるだけの、町に何の裁量も与えられていない会計ですが、高齢者に医療抑制と医療差別、診療差別、際限ない負担増

をもたらす冷たい親不孝制度ではなくて、高齢者が安心して医療が受けられる医療制度の確立を、一日も早い確立を求めて反対討論いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

○3番（山本信之君） それでは、認定第4号、賛成の立場から討論いたします。

昭和48年に始まった老人医療は、その後いろいろな改革を経て現在の後期高齢者医療制度となり、今回民主党政権となり、また新たな高齢者の医療制度が検討されているところであるということは周知のところではあります。これからの日本が超高齢化社会を迎えるに当たり、すべての面において若者への負担はますます増加するものと思われまします。将来も国民皆保険を継続するために、この制度の根幹は、どのような制度になろうとも必要不可欠なものであり、将来の日本の医療を支えるものと確信しています。

決算については、現在の後期高齢者医療制度に基づき、予算に沿って適正に処理されているものであり、賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算

認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第10 議案第32号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第32号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第32号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,620万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,287万6,000円としたいというものであります。

今回の補正は、8月に鹿児島県で開催された第65回全国茶品評会において、農林水産大臣賞並びに産地賞など好成績をおさめたことによる報奨金、祝賀会等の経費と、宣伝等を含めた市場開発調査・推進事業費、9月2日からの台風12号による被害に係る災害対策経費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページからごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は330万円の増額です。これは、全国茶品評会の好成績を踏まえ、入賞品の一部を購入し、各種イベントでの活用や関東圏での街頭ビジョンでの宣伝に

より、川根本町のPR促進を図るものです。

第3款民生費、第3項災害救助費は113万6,000円の増額です。台風12号により林道富沢線が崩落したため、富沢地区住民の町営住宅への避難生活における経費を計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は635万円の増額です。これは、台風12号により富沢地区への簡易水道配水管損傷のため、仮配水管布設工事に係る簡易水道事業特別会計への繰出金と壺町河内及び小竹地区の飲料水供給施設の修繕費をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は378万5,000円の増額です。これは、先ほど申し上げましたとおり、全国茶品評会において上位入賞された方への報奨金の増額分、茶業関係リーフレットの増刷と祝賀会開催経費等を、主催する町茶業振興協議会へ補助するものです。

第7款商工費、第1項商工費は803万7,000円の増額です。これは、台風12号により寸又峡遊歩道の防護ネットが破損し、通行ができない状況であるため、11月の紅葉シーズン前に修繕工事を施工したくお願いするものです。

第8款土木費、第3項河川費は300万円の増額です。これも、台風12号による河川の流木除去等の費用の追加をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は6,060万円の増額です。これも、台風12号による災害のための経費です。林道富沢線崩落に係る河川敷内仮設道路設置の工事費、林道河内川線、智者山線、ほか6路線の測量設計等の経費と応急復旧委託料、重機借り上げ料をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は8,620万8,000円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。今回の財源として繰越金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告に従いまして質疑を行います。

まず、最初に、8ページの4款1項8目飲供施設費の11節需用費の細節6の修繕費500万円についてですけれども、壺町河内、小竹地区の飲供修繕費で林道寺沢線の法面、字を間違えて通告してあります、すみません。林道寺沢線法面崩壊2町歩ぐらいという……により、水道管が飛んでしまったという説明でしたけれども、法面崩壊の応急復旧工事費も入っているのでしょうか。

それから、2点目は、500万円の修繕工事費ですけれども、内訳、その内容はどのようなものか。仮修繕を行うのかどうか、その点を確認させていただきたいです。

それから、8ページの6款1項5目茶業推進対策費、19節の細節20の町産業振興関係団体活動費補助金262万円が祝賀会の開催費用とのことですがけれども、どのような算出というか、

計算によって262万円を計上されたのか、算出根拠を伺います。

それから、9ページの7款1項3目観光費の15節工事請負費803万7,000円ですけれども、寸又峡遊歩道防護ネット破損の工事費で、中電に半分持ってもらうように交渉をするというお話でしたけれども、どうなっているか、お聞きします。

それから、同じページの11款1項2目林道施設災害復旧費、13節の委託料の測量設計委託料3,100万円ですけれども、台風12号による林道6路線の復旧工事のための測量設計委託料との説明ですけれども、この6路線の復旧の見通しはどうか、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） それじゃ、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課に関する御質問が2つございますので、続けて説明をさせていただきます。

まず、最初に、4款1項8目飲料水供給施設、11節の需用費500万円の関係でございますが、最初の質問で法面崩壊の応急工事、応急復旧工事費も入っているかとの御質問でございますが、法面復旧に関する費用は入っておりません。法面復旧の工事につきましては、県の治山工事と町で施工いたします林道災害復旧工事で実施をしていく予定でございます。

次に、500万円の修繕工事の内容でございますが、壺町河内地区と小竹地区の2カ所の飲料水供給施設の修繕費でございます。壺町河内地区の施設につきましては、水源から浄水場までの導水管約360mが山腹崩壊によりまして被害を受けたもので、仮設の管を布設いたしまして水道水の確保を図るというものでございます。本復旧につきましては、林道工事、治山工事が終了してから実施をしていきたいと考えております。

それから、小竹地区の施設につきましては、水源の取水施設が台風12号の土砂によりまして埋没をしたもので、現在は土砂を取り除き、当面の必要水量を確保しておりますが、補正予算成立後本復旧を行っていくという予定でございます。

それから、2つ目の御質問ですが、11款1項2目林業施設の災害復旧費の関係ですが、台風12号により被災した林道の復旧工事の見通しはどうかという御質問でございますが、12号により被災した林道7路線8カ所ほどございますが、いずれの路線につきましても大変大きな事業費が予想されております。町の負担をできる限り軽減するために、国庫補助金を活用して進めていきたいと考えており、今後詳細な復旧計画を立てまして、復旧工法、それから国の現地査定等を受けまして事業費等を確定してまいります。

早期に復旧をする必要がある路線につきましては、12月の定例議会で補正予算をお願いし、年度内には工事を発注し、早期復旧を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） それでは、6款1項5目茶業推進対策費、町産業振興関係団体活動費補助金262万円の積算根拠でございますが、11月12日、鹿児島県で開催されます受賞費用、11月25日予定しております地元での産地賞受賞の広報活動及び祝賀会の開催に伴う経費を町産業振興関係団体活動費補助金、町茶業振興協議会260万円の補助金です。その内訳は、

受賞に出席する費用、旅費に37万5,000円、祝賀会経費に165万5,000円、受賞に関する新聞等広報関係に59万円です。各費用は、必要な経費の見積書を取り、算出しました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 7款1項3目の観光費、工事請負費の関係ですけれども、中電に半額負担していただいているのかという御質問ですけれども、今月の16日、遊歩道の今年度の管理状況について説明を行いまして、例年どおり半額の負担をお願いしてあるものです。ただ、金額につきましては、工事費が確定した後決まるため、今回計上してあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後のところですが、半額負担をお願いしてあるということで、金額はまだ、確定後だということですが、その半額負担について中電の方は了解をされているのでしょうか。

それから、ごめんなさい、3回しかできませんので。ほかに最後の測量設計委託料のところ、復旧の見通しなんですけれども、早期に復旧が必要な箇所については12月議会に補正を上げて、早期の復旧工事着工を図りたいということなんですけれども、一応富沢が入っているか、どんなところというより、率直に富沢の路肩決壊の復旧工事が入っているかどうか、確認させてください。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 中電の工事請負費の半額の件ですけれども、中電の16日に説明会を行った時点では了解は得ております。

○10番（鈴木多津枝君） 得ています……。

○商工観光課長（筒井佳仙君） はい。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 林道の中でも、完全に林業用に供する林道とか、生活道路的な林道とかがございます。富沢線は、生活林道でございまして、生活道路としての林道でございまして、最優先に考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 中野議員の一般質問でも、この件について聞かれたんですけれども、本当に何か残っておられる方たち4世帯現在あるわけですが、もう本当に何回もお電話いただいています。残っていることが何か悪いことみたいで肩身が狭いけれども、動けないんだと。高齢の、90歳過ぎた御夫婦、おじいちゃん、おばあちゃんを見ている方もあったり、12号で決壊したけれども、15号台風のときにはもうすぐそばの沢が土砂が崩れてきて、橋が埋まってしまって、それをもう2日だか3日、毎日朝から晩まで砂利とりに行って、埋まった車も運び出して、救い出して何とか乗れるというのを確認したけれども、もし残っている人がいなければ本当にここはだれも住めない地域になってしまうから、避難した人た

ちも戻りたいというふうなことを、早く戻れるようにしてほしいということを切に願っているということは、私は、絶対伝えなきゃいけないと思って、引っかかって議長が怒らないのを幸いにやらせてもらっているんですけども、本当に何とか軽四のトラックでも、路肩決壊のところを一刻も早く直してほしい。そして、地元の人たちは何回も何回もこういうお金をかけるよりも、橋を本格的にかけていただけないか、向かい側の三盃に、そして今当面すぐには迂回路になっている崎平へ通じる道ですか、そのところが軽四でも通れるようにちょっと広げてほしいという声を聞きました。切なる要望を聞きました。

最初の2点は、行政が本当にこれから取り組んで、橋をかけるというところまでは、声もあるよということにさせていただいて、路肩の決壊については本当にできるだけ早く取り組んでくださると思いますけれども、その迂回路の確保についてはどうなのでしょう。この補正予算には入っているのかいないのか。また、やる計画があるのかないのか、お聞きします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 迂回路の建設につきましては、この補正予算の中には入ってございませんが、仮設道路ということで700万円ほど林道施設災害復旧費の中の工事請負費の中に計上させていただいております。ですので、今後、先ほどの一般質問でも回答として申し上げますけれども、10月末をめどに仮設道路の建設の準備を現在しているところでございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第 2 号）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第33号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第33号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,385万3,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、9月2日からの台風12号による被害に対する応急的な災害復旧費をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水4ページからごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は135万円の増額です。これは、台風12号による林道富沢線崩落に係る水道配水管損傷に伴う仮配水管設置に係る費用です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は135万円の増額です。これは、災害復旧に係る費用について一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第33号 川根本町議会議員派遣の件

○議長(板谷 信君) 日程第12、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件についてはお手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎閉 会

○議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 8時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 9月 26日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 太 田 侑 孝